

大蔵委員会議録 第七号

昭和三十七年二月七日(水曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 黒金 泰美君 理事 細田 義安君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 有馬 輝武君 理事 平岡 忠次郎君

理事 横山 利秋君

足立 篤郎君

宇都宮 徳馬君

金子 一平君

田澤 吉郎君

藤井 勝志君

吉田 重延君

佐藤 龍次郎君

芳賀 貢君

堀 昌雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

運輸政務次官 有馬 英治君

委員外の出席者

参 考 人

(税制調査会会

長) 中山伊知郎君

専 門 員 拔井 光三君

二月七日

理事 横山利秋君同日理事辞任につ

き、その補欠として堀昌雄君が理事

に当選した。

二月六日

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五一号)

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

昭和三十七年二月七日

産業投資特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第五七号)

財政法の一部を改正する法律案(内
閣提出第六三三号)

い、よう、腦専売法を廃止する法律案

(内閣提出第六五五号)

は本委員会に付託された。

本日会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五一号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五二二号)

い、よう、腦専売法を廃止する法律案

(内閣提出第六五五号)

外国為替銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第六一五号(予))

公共企業体職員等共済組合法の一部

を改正する法律案(内閣提出第六二

号(予))

税制に関する件について参考人より

意見聴取

○小川委員長 これより会議を開きま

す。

税制に関する件について調査を進め

ます。

本日は、税制調査会会長中山伊知郎

君が参考人として出席しておられま

す。

参考人には御多用中のところ御出席

をいただきありがとうございます。

まず、中山参考人より今回の調査会

の答申等について御意見を述べていた

だき、その後に質疑を行なうことにい

たします。

では、中山参考人にお願いたしま

す。

○中山参考人 中山伊知郎でございます

す。税制調査会会長という資格で、こ

の問答申いたしました案の内容並びに

その後の経過、たとえば政府案との相

違点その他についてお話を申し上げた

と思います。

この税制調査会は、御承知のように

三年計画の審議会でございます。第

一回の答申を昭和三十五年の十二月に

いたしました。これが三十六年度の税

制改正となつて現われております。昨

年三十六年中には、七月に租税通則法

に関する答申をいたしました。それか

ら引き続きまして、十二月に入りまし

て第二回の税制調査会答申及びその審

議の内容と経過の説明というのを発表

いたしました。この全体の内容につき

ましては十分御承知のことと存じます

ので、ここでは説明を繰り返しませ

ん。本日お話し申し上げますのは、特

に昭和三十七年度の税制改正がどこに

重点を置かれ、事実上それがどのように

に措置されたかということを中心にし

てお話を申し上げます。

今度の三十七年度の答申案の主たる

内容は、まず第一に間接税に重点を置

いたという点でございます。直接税、

間接税の比率がどうあるべきかという

ことは、これは税制全体といたしま

して大へん重大な問題でございます

が、さしあたりこの審議会を取り上げ

ましたことは、過去五年にわたしまし

て間接税の改正がほとんど行なわれま

せんで、ほとんど全部直接税、特に所

得税の軽減に重点が置かれて参りました

た。ところが最近の情勢になりました

と、間接税の御承知の逆進性というの

と所得税の累進性というのが特に低い

所得階層において相殺せられまして、

減税の効果が、たとえば所得の低い段

階におさまってはほとんど現われな

いというふうな結果が出て参りました。

これは明らかに減税方針の中での直接

税、間接税の扱い方が十分でなかつた

証明である、このように考えまして、

その意味で、三十七年度の税制改正に

おきましては間接税に重点を置くとい

うことにいたしましたわけでございま

す。間接税の点について現在どうなつ

ているかということ簡単に申し上げます

すと、納税世帯におきまして、納税世

帯とそれから非納税世帯の数を最近の

数字でとってみますと、三十六年度で

ございまして、九百六十七万に對する

千二百八十八万、大体五七・八%とい

うのが非納税世帯数になります。とこ

ろがその所得額の比で参りますと、納

税世帯の所得額が六三%に對して、非

納税世帯の所得額は三七%に對してお

ります。ところでそのうちの間接税の

比率を見ますと、納税世帯の方が五

一%の負担に對して、非納税世帯の負

担が四九%に對しております。と申し

ますことは、所得額に對して二対一と

いうような比率に對しておるにかかわ

らず、間接税の負担に對してはまさに

一対一ということに對しているという

ことなつてございまして、そのような

意味で間接税が非常に非納税世帯、す

なわち簡単に申しますれば低所得者層

に重いということが明瞭になっており

ます。従いまして、今度の是正をいた

しまして、直接税と間接税との比率が

大体五四%と四六%というふうな比率

になります。この比率でもなお問題

がございまして、この比率でも、一応今

度の改正においてはその点に重点を置

いたということが第一の点でございま

す。

しかしながら他面におきまして、日

本の所得税、直接税はなお外国の例に

比しまして必ずしも低いとは申せませ

ん、むしろ個々の所得層を考慮して参

りますと、なお相當に重いと考へざるを得

ない。これは単に所得対直接税の比率だ

けでは問題をつかまざるゝことができ

ませんので、その所得の中でどれだけ

実際の生活費にかかつてゐるか、こ

ういふ計算をして参りませんと、実際の

負担の重さというものを測定すること

ができませんのでございまして、この測

定は現在のところどの国の統計をと

りますと、十分につかむことができ

るといふところまではいつておりませ

ん。しかしながら、現在の日本の所得

税をかりにアメリカ、イギリス、西ド

イツその他に比較してみますと、これ

は比較的前提をいたしまして、どのく

らい所得税を払つてゐる世帯あるいは

人間があるかというのを前提として

考へなければならぬので、この比

率だけでは明瞭でないでございま

す。たとえば日本の場合には所得税を

納めてゐる人間の有業者に對する比率

はおよそ三七%、それ以外の人は所得税を納めておりません。ところがアメリカの場合におきますとそれが七七%、イギリスはさらにこえてもう少し高くて七八%ぐらいが所得税を納めている人数になります。西ドイツはその中間で三二、三%だと思いますが、いずれにいたしましても日本の場合には所得税を納めている人数が非常に少ない。戦前に比べますと、もちろん非常に増加しておりますけれども、なお少ない。このことは日本の所得水準の低いということを証明しているのをごさいます。その低い所得水準の中で所得税を払っている人の負担している直接所得税の比率というものが、なおいろいろな推計からいたしまして高いと考えられますので、この点についてもなお是正の必要がある。今度の税制改革は最初の答申から通しまして全体として負担の公平という点に重点を置いて進行することなのでございまして、その負担の公平という点から申しますと、たとえば勤労所得者の支払っております直接税、これは非常にきり目立って取られる税でございまして、そういう点を考慮しなければならぬ。あるいはその他の点につきましても、小さい点になりますけれども、利子所得あるいは配当所得その他の所得とのバランスにおきまして、あるいはいとも広い意味で中小企業者の税負担という点をさらに考慮して、できるだけその点に軽減の重点を置くような改正をすることが依然として必要である。従いまして、大ざっぱに申しますと、今度の予定されました平年度千三百億強、それから初年度におきまして一千四十一億といわれておりま

す税軽減の半分が大体間接税の軽減、半分が所得税の軽減ということに当たっております。

なぜ法人税に手を触れなかったかという点がおそらく御疑問になられると思いますけれども、これも相当問題になりましたが、この点は特に諸外国の実情と比べまして日本の法人税必ずしも重いと云えないということから、今回の改正においては見送りにしたものでございまして、

さらにそのような公平という点から申しますと、必ず問題になりますことは、しかもわれわれの審議会におきましても終始問題になりましたことは、これは租税特別措置の問題でございまして、この点は三十六年度に相当の手を加えておりますので、もしあの三十六年度の手をつけなくて今年度まできたといたしまして、租税特別措置のこの全体を通じての改正によつて改められまして金額は、およそ千五百億に上る推定でございまして、その意味におきましては金額的にも相当是正をしてございまして、昭和三十七年度についてはあまり大きな改正が行なわれなかつたということになっております。

いずれにいたしましても、そのような意味で所得税の重さを軽減する意味において、特に租税負担の公平化という点を重点に置いて、慎重な考慮が行なわれたということが第二点でございまして、

第三点は、これも第一回の答申にございまして、しかも十分に手をつけ得なかつたことと云えますが、国税と地方税との関係でございまして、この問題は非常に広い深い問題を含んでおり

ます。すなわちほんとうに地方自治といふことが行なわれますために、それにふさわしい独立の財源を持つということになりますと、一体地方自治のものと行なわれております現在の地方の仕事量はどのくらいであるか、その適正な国との配分率はどうか、その適正に申しますと、収入とか支出とか、簡単に申しますと、地方制度の根本問題を考えなければなりません。従いまして、税源配分のこの第三の問題は非常にむずかしい問題で、二年越しにやつと暫定的な結論を得たにすぎませんが、その暫定的な結論と申しますのは、とにかく現在のところでは地方財政というのは税源的に見て非常に弱過ぎるのではないか。もう少し安定的な、成長的な財源を与えることによつて税源を確保する措置を講じていく必要がある、こういう結論に到達いたしました。

そこでその具体的な措置といたしましては、所得税の一部を地方に譲与する、ただしそのかわりに入場税というよりな今までの地方税でありましたものを国税に取り上げる。差引いたしますと、現実には初年度において地方税に具体的収入増加となるものはおそろく百十億程度だと思ひますが、そのような措置をとりあえずいたしました。このことによつて将来はもとより地方税の財源が少なくとも今日の初年度に現われた状態よりもよくなるであらうという想定でございまして、

なぜそういう想定ができるかと申しますと、入場税と今度あらためて付与されました所得税の一部譲与というものは、およそ現在の金額ではほとんどに近いと思ひますけれども、しかし御承知のように入場税の伸び率というのは最近非常に少ない。これは三年間でございまして、資料がございしますけれども、年度がちよつとはつきりしないのでございしますが、五%しか伸びていない。ところが所得税の方の全体の伸び率は、御承知のように年間二%の伸びを示しておりますので、この率でも少しセッションに入つておりますので、そういうかわりかかわりませんが、しかしもしそのような率で参りますれば、将来の地方財政にはいささか明るい面が出てくるのではなからうか、このようなことで、入場税を国税として取り上げるかわりに、所得税の一部を地方税に譲与するというような大きな措置をここで考えたわけでございます。

ただこの措置の実現につきましましては、さしあたってのところでは、府県段階におきまして非常に地方税が重くなるという印象が出て参ります。このことは地方行政にとつて相当な問題でございまして、自治省と大蔵省との間ではその問題の調整について相当の論戦がない調整のための議論が重ねられたようでございしますが、税制調査会はそのような点についてははなはだ敏感で必ずしもないのでございまして、その点についてはいろいろの問題があとに残るか存じます。しかし税制調査会といたしましては、税制という立場からそのような措置が必要だと考え、それに対する第一歩を踏み出したというのを御了解願いたいと思ひます。まだはかにたくさんございしますが、このようにいたしまして、答申といたしましては先ほど申しましたように平年度で千三百八十二億、初年度で千二百四十四億という減税の答申をいたしました。

なお、中小企業に対する措置その他については、御質問がございますればお答えをいたしたいと存じます。

最後に特に税制調査会三年の実績を振り返って申し上げたい一つの点は、

税制調査会といたしまして何回やりましたか、ずいぶんたくさんの方の意見を重ね、今日まで三回の答申をいたして参りました。しかしたくさん問題がまだ残るのでございます。たとえばたゞいま申し上げましたごくわずかのことに関連して申しましたが、直接税と間接税との比率をどうしたらいいかという問題。それから法人税には全然手をつけていないのでございますけれども、

一体法人税というのはそのまゝにしていいかどうか。あるいは所得税との比率においてなお考えるべき問題があるのかどうか、そのような問題。あるいはこれはいささか政策的な問題になると思ひますけれども、皆さんの御承知のように最近の各国の税制が景気調整という問題と結びつけて考えられるようになっておりますが、そのような考え方をどの程度までこの税制の中に盛り込むことができるかという点。まあ税制自体が一つのビルト・イン・スタビライザーではございましてけれども、それを越えてなお直接に景気調整というような役割をどの程度まで税制に持たせたいか、このような問題。その他日本の税制といたしましてこれから先考えるべき問題が現に暫定的という措置で押えられている問題について、たとえば利子所得に対する特別措置、そういうものを日本の経済に必要な貯蓄増強というような問題とからめてどのように解決したらいい

か、そういう問題がたくさん残っておりますので、私もいたしましては、現在の税制調査会がむしろ期限つきでございまして、この三月をもって終了することになります。何かの機関をもってこのような研究を続けられることが願わしいのではないかと。これは一面においてわれわれの勉強の至らなかつたことを次の審議会にお願ひするようになつたので、はなはだ恐縮なんです。けれども、はなはだし力及ばなかつた点は正直に申し上げて、そして善後の措置を政府その他において十分にお考えを願ひたい、こう思つてございまして。

これだけで、はなはだ簡単でございしますが、一応の説明を終わらせていただきます。と存じます。(拍手)

○小川委員長 続いて質疑に入ります。山中貞則君。

○山中(貞)委員 三点だけ御説明、御意見を承りたいと思ひます。

会長には長い間非常にむずかしい問題に取り組んでいただきました。法制上は一応任務を満了するわけでございしますが、ただいま最終的に話になりまして、なお引き続き日本の税制の根本的な問題、あるいはたゞいま一々あげられましたことかな事例等についてさらに検討を、国会ばかりでなく、皆様のような方にお願ひをしなければならぬ情勢になるかと考え、その準備を進められてはおりますが、せっかくの機会でございまして、三年間責任者としていろいろの御労苦を賜りました体験から、さらにたゞいまお話しになりましたことを含めまして、今後設置されることとなれば、そのような調査会なり審議会等に対し

て、自分としてはこういう希望を持つというふうな点をお示し願へば幸いかと存じます。と申し上げますことは、三年間いろいろと根本問題とも取り組んでいただいて成果もあつたのでございまして、具体的にどのよう一番の情熱はやはりその年の減税に情熱が集中されざるを得なかつた。従つて、この三年の間は例年行なわれまして減税というもののに対する皆様方の御労苦が一面表面に出たかと思ひます。しかしながら、それもその年に来年度予算の減税をどうするかという規模と内容についての論議が主でございまして、その論議の際にいろいろな矛盾が解決されないままに実はなつておるのであります。たとえば先ほど申した問題の一つとして地方財政に与へられたのでございしますが、

地方税の中からも、たとえば電気ガス税等は、免税点の引き上げなり、あるいはそれを一つと前進させて電気ガスは、家庭生活の第一線の最前線の必需品であるといふことから考えて、もう税はかけるべきじゃないではないかといふ、政治的にある程度背景に値する議論等も激しく議論されました結果、結局は税率のわずかな引き下げにとどまつたのでございまして、こういう場合にも、やはり先ほど地方税といふのがどうあるべきかという御議論がまだ済まないというお話でありました。

が、私もとしては酒消費税というふうなもの、ことしの酒消費税の大減税の年にできれば電気ガス税の免税と振りがえて研究したらどうかといふようなことも考えてみたのでありまして、何せ予算編成の最終段階に近しいような場合での議論でございま

すので、このまま見送られてしまふわけではあります。やはり一例でございすけれども、もう少し掘り下げた議論等がなされていかなければならぬ。従つて、今後も設置されるとするならば、三年間の責任者としての御苦勞から、体験から割り出されましていろいろの御忠告なりあるいは今後どなたが御やりになるに任せて、先ほど二、三点御指摘がございましたが、基本的な考え方というものでございまして、いふことを要望されるであらうかといふことを承れば幸いと思ひます。

次にこれも言及されたのでございしますが、いさし少く承つておいて参考にしたと思ひますのは、わが国の税体系は直接税、間接税のウエイトをいかなることを目標に進むべき国であるかといふことであります。アメリカのように直接税に非常なウエイトを置いて税制を定めても、先ほどこまかに納税者の実態なりあるいは収入金額なりいろいろと御説明がございました。富める国あるいは富める国民の実態と私どもの間に非常な懸隔もあるものでございまして、一方においてはヨーロッパ・スタイルと申しますか、大体五〇、五〇の若干それも間接税の方がウエイトが少し重たいというような税制で、さしたる支障なく経済の発展あるいは国民経済の所得の向上等がそつと進んで進められておる国も、一応先進国の中にもあるわけではございまして、日本の場合にはもちろんアメリカ式の税制というものは無理であらうと思ひますが、今後私どもが引き続いて基本的な税制の方向を議論いたします際に、第一に念頭に置いて参ります。

すので、このまま見送られてしまふわけではあります。やはり一例でございすけれども、もう少し掘り下げた議論等がなされていかなければならぬ。従つて、今後も設置されるとするならば、三年間の責任者としての御苦勞から、体験から割り出されましていろいろの御忠告なりあるいは今後どなたが御やりになるに任せて、先ほど二、三点御指摘がございましたが、基本的な考え方というものでございまして、いふことを要望されるであらうかといふことを承れば幸いと思ひます。

なお、この二つで尽きるのであります。が、いま一つ私どもとしてもまだ議論のきまつておりません問題でございす。私どもが減税をいさし幾らやるといふ金額の表示を、私どもは党としては政策の発表、公約と申します。が、そういうものを事前もしくは事後に数字として国民に示します場合に、実際に推定される収入金額からその税制の改正によつて当然生ずる減税の額といふもの、そのものを表示してしまふべきものなのか、あるいは減税したこ

とによつて、ことし大蔵省が試みましてたように、減税をすればそれだけたとえば間接税においては顕著なる増収もあり得るといふようなことから、差引の計算をして、實際上減税は幾らになるんだという差引計算の減税を表示すべきか、いづれにしても私どもは政

党の良心の問題でもあり、実際は、それは差引すればそんなになつていなかつたのだと批判を受けるおそれも一方にありまして、一方においては減税の規模を表示するに、実際上一千億から一千億と表示してよろしいところの減税額があるのに、それを差引計算をしたために、実際上は、自然増収に對して、減税額というものが、国民から見ると非常な不足感を年中与えなければならぬという両面の矛盾を、政党内にいたしましては持つわけではございす。そこらの点について、会長としての意見を聞かしていただければ、私どももさらに今後議論をいたします際に参考になるかと存じますので、

以上の三点についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○中山参事人 お答えを申し上げます。第一の点はたゞさんの問題が含まれますので、今まで審議会を預かつて参りましたわけを申し上げて、ことに委員の皆さんを差し上げて私の立場から希望だけを申し上げることはいささかはばかられると思ひます。ごいささか、私個人の意見を率直に申し上げますと、どうも審議会の経過を見まして、もう少しやはり根本的な問題を討議できるような委員構成が必要なのではないだろうか。と申し上げますことは、率直に申し上げて、経験者という点に重点を置かないで、もう少し学識という方に重点を置いていただきたい。経験者の御意見、もちろんけっこうなものでございまして、ある段階には非常に重要なものでございすけれども、根本的な問題を攻めて参りますときには、そういうことを言つても間に合ふわけとか、あるいは役に立たぬというふうな空気が出て参りまして、どうも少し根本的な議論が行なわれない傾向がございす。もし今後の調査会、審議会が、今後されておきますような、たとへば地方税の問題、それから先ほども御質問のありました直接税、間接税の比率の問題、そのような基本的な問題、さらに私がつけ加えました景気調整策としての税制体制、こういう問題になりますと、やはり問題になりますのは、海外のいろいろな税制との比較でありますとか、原理的な問題というふうなことになるかと、もう少し学識という点に重点を置いた人選が望ましいのじゃないか。それが第一点ですが、そういうようなことが問題になり

ますのは、あるいは問題にするためには、今度で上がる審議会は、先ほど御指摘のありましたように、当年の減税あるいはその他の改正を重点に置かないで、やはり基本問題の検討ということに一つはつきり——もしそのような審議会の設置法というふうなものがありませんと、規定をしていただきた。その二つの点を申し上げておきます。例にあげられました電気ガス税につきましても、委員の少なくとも三分の一以上の人は全廃説であつたのでございすが、これは正直に申し上げますが、それに対する一番強い抵抗は、地方の財源がなくなる、それでは見返り財源をよこすならオーケーしてもいいけれども、そうでないならばそれは困るということ、今のようないかなる措置に終わつたということを正直にここで申し上げておきます。

第二の点をお答えします。第二の点は直接税、間接税の比率の問題でございすが、これは先ほど少し申し上げましたように、日本の場合と、たとえばアメリカの場合と比べますと、アメリカの場合の所得税納税者の比率は日本の倍なのであります。つまり所得税を納めておる有業者がすでに七割以上を占めておるといふような国における税制と、それがアメリカの半分すなわち有業者に対して三七％しか占めていないという日本の現状では当然違つて参ります。私は、今までのいろいろな日本の経験からいたしまして、ヨーロッパ並みに申しますと五〇、五〇というふうなところに一つの目安を置いて考へることが適當であらうと個人的には存じますけれども、しかしこれを戦前戦後のいろいろな変化というの

のを考えますと、場合によつては間接税がもう少し比率を増しても差しつかえないのではないかと存じます。この点はしかし間接税の逆進性、その逆進性の及ぼします一番強い理由というものは低所得者層が多いということですから、その点を考えに入れますとある是正が必要であると思ひますけれども、日本の国民所得がこれから上がつていく状態を考えますと、必ずしも五〇、五〇というものをフィックスされた固定された比率と考へる必要はないのではないかと、このように考へます。

第三の点でございすが、これは今の御質問に対してはなほだ恐縮なのでございすが、やはり根本的には差引計算が正しいのだと私は考へます。なぜかと申しますと、税制の点からこの税をある率において軽減するとこれだけの金額が浮くのだというのをどのようにな言われまして、最後に出てくるものは、国民に対して、国民の世帯あるいは個人々々の納税者に対してどのくらいの負担であるかという問題なのです。それから、これはあらゆる差引計算と、そしてその改正の場合に起こるレバカッション、いろいろな副作用、反作用というものを考慮に入れた中のネットの数字でなければ私は意味がないのではないかと存じます。従いましめて、その段階において、あるいは税率の改正によつてこれだけのものは浮くのだ、しかしそのレバカッションを考へるとどうなるのだというのを考へます場合に、政党として看板を掲げられる場合にどちらをとるかといわれましたら、やはり正直にネットの数字をおあげになる方が、私はよろしいのではないかと存じます。

はなはだ感見であります……。

○小川委員長 横山利秋君。

○横山委員 御苦労さまでした。まだ会長でおありになるのですけれども、お仕事は一応お済みになった自由な立場でぜひ御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

一番最初に、今度の答申及び政府案に対する国民の反響を私なりに感じたことを申し上げますと、減税度合いが少くないということが第一であるように思ひます。その根拠の第一は、本委員会においても論争いたしましたけれども、税負担の割合を二〇％程度が妥当であらうといわれた答申が、一体どのくらいの権威とどのくらいの熱意を持っておられるかという点について、みな不安を持ってきたわけでありました。第二番目の理由は、明年度の自然増収が四千八百七億に達する、この数字が、政府の数字でありますけれども、私の推算をもつていたしますならば、三十九年度においてすら政府は三千二百九十七億の自然増収があるといつてゐる。これは月をふえるに従つてますますふえる。ある人は三千五百億、場合によつては四千億以上という人もある。そうであるとするならば、さらに明年度の四千八百七億は増加する可能性がある。これほどの増加をする自然増収であるにかかわらず、明年度の減税度合いが約一千億というの、あまりにも過小ではないか。この二点が納税者が考へておるところなんです。この点について、まず二〇％に対する調査会及び中山さんの見解、今後のこの基本線に対する御見解を承りたい。

○中山参事人 ただいまの御質問は、われわれ審議会の内部におきましても非常に問題になりました。おそらく今度の答申案をめぐる最大の問題点であらうと存じます。実際の数字を、私の手元にあるだけで申し上げますと、今度の減税を実行いたしました後におきまして、昭和三十七年度の当初予算に組まれた収入の幅で参りますと、昭和三十七年度は大体二二％になります。それから三十八年度の補正予算を組まれた後の負担率は、国民所得に対して二三％になっておられます。なお少し細かい数字がついておるかとお存じますが、それは省略いたします。要するに二〇％という基本線は明らかに昭和三十六年度において破られておりました。昭和三十七年度の減税をもつていたしましても、なおかつ二二％になつておるのでございす。その点から申しますと、二〇％という原則はどこへいったのだ、こういう御質問を受けますことは、まことに当然なことではございすが、これに対するわれわれの考へ方はどうでございす。

第一に、今までの過去昭和二十三年から十年以上の税負担率を見ますと、非常に高い。ある時期、二六、七％に及びました時期を除いて、大体一九％を最低として二〇％のところに平均的に落ちつてゐる。そこで、現在の日本の経済状態をその当時と比べて、もつと上がつてゐるか、上がつてゐないかと見る、これが一つの分かれ道でございす。と申しますのは、もう御承知のように、国民所得の水準が向上いたしますときには、御承知のように必ずしも低い率で負担率を抑えなければならぬという理由はない。現に、イギリス、アメリカの税負担率は、国民所得の大きさに比例しては申しません

が、それを土台にして二八%から三二%というよりな比率になっております。第二に、そのことは単に国民所得水準の向上ということだけではなく、特に社会保障を中心とするそのよりな社会的あるいは公共的施設に対する出費に対して国民全体がどのくらいの承認を与えるかという、その態度並びに程度に依存しております。たとえばイギリスの三〇%に近い税負担率は、非常に大幅なイギリスの社会保障制度というものを前提として考えますと、まあ簡単に申しますと、軍備の点をしばらく除きまして、国民の明らかにおけりした負担率なのでございませう。従いまして、もしも日本の場合におきまして、これからさらに国民所得は向上する、その向上した国民所得の一部を、社会保障を中心とした国民生活安定に使うということを国民が決意しますならば、必ずしも二〇%という水準に抑える必要はない。これはもう自明の理だと存じます。ところで、それにもかかわらず、それじゃなぜわれわれはそのような過去の経験と現在の状態、あるいは将来の方向を考えた上で、なおかつ二〇%という水準をおおむね妥当なものとして規定したかと申しますと、これにはいろいろな理由があるのでありますけれども、現在の日本の状態というのは、まだ十分に安定した状態とは言えない、そのような状態の場合に、もし他のものに先だつて税負担率だけが増加していくような状態をたたらすことは、いささか危険ではないか、従いまして、これは特に政府が予算を組まれる場合に、ある一つのそりう限界を持っておられた方が、はなはだ脅越な言い分でございますけれども、それは

全然そういう歯どめを持たない予算のきめ方よりもっと堅実で、そして節約的で国民の期待に沿えるような予算になるのではないかと、もしその上に必要があって、これだけの社会保障費を今度は出すのだから、税負担はこれだけ重くなるぞというふうな非常にはつきりしためどもつてあのワクを破られますならば、われわれは決してそのワクを破れることに不賛成ではない、こういう意図を含めておるのでございませう。もつとはつきり申しますところ、政府をどのくらい信用するかというところが問題なのでございませう。これははなはだ悪いのでございませうけれども、日本のことだけではございません、一般に財政問題というところになりますと、政府はアダム・スミス以来いささか乱費する傾向があるというところに経済学ではなつておるのでございませう。従いまして、そのような意味におきまして、できるだけ国民の金を有効に使つていただくためにはある目安が必要ではないか。その目安はいろいろ立てられましようけれども、理論的に立てるのでなしに、経験的なもので方が重みがあるのじゃないか。そこで、二〇%という一種の平均値あるいはノーマルな値をそこにとりまして、これで一つやつていただきたいということを示したのでございませう。ところが、そのときもすでに二〇%の率をきめるときに一番強い反対のございましたのは、あるいは抗議のございましたのは、地方財政を担当される側でございまして、そんなことで縛られて地方財政をきづけられてはわれわれは困る、これは弾力的に解釈することにはしたいという提案がございませう。

て、実は了解事項としては、あれは弾力的な条項であるということがついておるのでございませう。私は、しかし、そのような条項のついたままであれを認めましたことは、あるいは手落ちであつたかもしれない。と申しますのは、それがあつたからこゝろ一体どのくらい今の状態であれを守れるかという御質問を受けることになりまふので、その淵源はかかつてこのような決定の仕方であつたということを今明らかにわれわれは考えております。しかしそのような事情を御了解下さいますならば、私の申し上げること、つまり二〇%というのはそのような意味において、一つの財政に対する納税者からの希望です。非常に太い線で現わしておる。これをはずれることはあるいはやむを得ないかもしれない。たとえばことしの予算を見ますれば、公共事業費と社会保障費が相当ふえていくというところで、これも二〇%の理由になる一つであります。もしそういうことでありますならば、これを国民に十分納得できるように政治的な説明をしていただきたい。そうすれば私は、単に二〇%の数字問題以上にこの理解が徹底して、日本の全体の財政もまた国政もよくなるのではないかと、このように考えるわけでございます。

それはから第二の点は、これも今の問題に関連するのでございませうが、われわれも最後の段階で、もうこの四千何億という自然増収の金額はわかつておる段階でございまして、さてこの金額についてだけだけの減税を皆さんは——これは委員各位、委員の各自がそれぞれ独自の判断を持ってどのくらい望まれますかということをお聞きします。実は公開の会議で、これは記録をとっておりませんが、全部個人的に発言していただいた、私は会長という資格において発言を求めたのでございませうが、結論を申しますと、一千億と言われたのが一番少なくて、三千億というのが一番多かった。その中間に落ちたというところでございませうので、私どもの審議会の空気といたしましては、私は総意を表わしているのではないかと思います。

今度は審議を離れて国民の側から見ますと、おそらく四千何億もあるような自然増収の中で、わずかの初年度には一千億くらい、平年度にいたしましても千三百ないし四百億というよりなところを減税するのは、それは少し小さ過ぎるではないかという批判が起ることは、これは十分あり得ることだと思ひます。しかしこの減税の金額を平年度について今までの減税に比べますと、おそらく昭和二十八年度の減税に比べて最大のものの一つではないかと思ひますので、ほかの事情を勘案いたしますと、これが少ないか多いかという点については議論の余地はあるかと存じますけれども、おおむね妥当なところではないか、こう思ひます。問題は、もしそのような国民的な世論というよりなものがございまして、これを今後の税制改正の場合に、たとえば自然増収に対してどのくらいの割合はいきなり国民に還元するという意味で減税に持つていくべきだということと、将来の問題としては私は持ちたいと思ひますけれども、現在の問題といたしましては、これ以上申し上げることは、全部自己弁護的になりますのでやめたいと思ひます。失礼いたしました。

○横山委員 ありがとうございます。今この二〇%についての経緯はよくわかりました。願わくは、私は、この二〇%を出された比率というものが、国民に非常に好反響をもちたしておることをぜひお忘れないうちにお願ひをしたいと思います。この二〇%がはみ出たならばはみ出るべき理由があるべきだという歯どめ理論は、肝に銘じて私どもも今後の審議の中に生かしたいと思ひます。

私が考えますもう一つの歯どめは、自然増収の問題であります。自然増収とは一体何ぞや、俗にいへば税金の取り過ぎである、これが一番庶民の理解しておることなんですよ。財政法、会計法を引くまでもなく、単年度予算で今日過ぎておるのでありますけれども、年々歳々自然増収が莫大に上つておる。明年度四千八百七億と称される自然増収も、いろいろものの見方はありますけれども、私はまだあると見ております。自然増収について、最近学者の一部にこういう意見があります。自然増収それ自身も最終的には政治的だ、政治的に判断されるのだ。それが証拠に、政府内部及び与党と政府の折衝過程で自然増収がふえていくではないか。これは十月の自然増収と十二月の自然増収とでは見方が違ふのだという言い方もありますけれども、わずか短時日の中に自然増収がふえていく事実を考えまして、自然増収は政策的に策定されることが十分ある。そうだとしますならば、自然増収というものにはあくまで客観的に行なわなければならない、また一部にありますが

徴税行政の面でこれが多くなったたり少なくなったりするということもあつてはならないとすれば、あくまでこれは税金の取り過ぎではないか。取り過ぎだとしたならば、自然増収はあげて減税に回す、こういう原則、歯どめがもう一つ必要ではないか。もしも明年度の予算の増加が必要不可欠なのであるならば、増税によってこれを行なう、これが国民の最もわかりやすい歯どめの原則の二つ目ではないか、こう考えられるのでありますが、もちろんこれは原則論でございます。いかがでございましょう。

○中山参考人　ただいまの御意見は、自然増収というのが完全にそのような意味での税金の取り過ぎであるということとを前提といたします限り、当然出てくる結論だと存じます。ただその点について、私は自然増収があつた場合に、その使途について必ず減税一本に回さなければならぬかどうかについては疑問があると思つております。その意味は、ある一年の予定された収入に對して、経済成長がたとへばあるパーセント予定よりもよけいあった。そのことは皆さん御承知のように、税収にかきましてはあるマルティブライアがかかりますので、大体平均いたしますと一・三から一・五という乗数によつて増収効果が表われますから、だから、もしも二％経済成長が予定以上にあつたといいたしますと、その二％に一・五％をかけただけの税収の増加があることは当然でございます。このことを、直ちにこれは全部還元すべきだということふりにすることは、逆に申しまして、もしもその場合に二％の国民所得の減少があつた場合にどうするかと

いう問題を考えますと、これは一体増税でまかなうべきものでありましょるか、それとも公債にいくべきものでありましょるか、その他の措置をとるべきものでありましょるか、そのようにならざることを要する問題と考えますと、そう単純に増収の問題だけ全部を還元せよという議論は、すなおには成り立たないのではなからうかと思ふ。

ただ、一番ポイントはこちらなんです。が、もしもそういういろいろな事情を考慮した上で、なおかつ取り過ぎという観念がはつきり当てはまるようなものであつたらどうするか。これはもう明らかに返すのがあたりまえだということになります。その場合の取り過ぎという概念は、たとえばここに大蔵省の人がおられますけれども、非常にじみない内輪の計算をして、実際の税金はいつもそれ以上上がるようにする、これは大蔵省の徴税当局としては一番楽な方法だと思ふのです。そういう楽な方法がある程度以上にやることによって、自然増収があるといひましたならば、これはもう明らかに初めから自然増収ならざるものを予定した自然増収ですから、われわれ国民の側からいひまして明らかに取り過ぎでありますから、初めからそれは調整すべきである。不幸にして今までの日本の経済の成長の仕方が非常にちぐはぐであつたために、このような計算がいささか狂い過ぎてゐるのではなからうか。少な過ぎるのももちろん悪いのですが、多過ぎて決してよくはない。少なくとも経理上の問題からいきますと、過不足同罪だといふことが言えるのであります。そういう点から申しますと、自然増収であるから何か措置がしやすい

ように考える。従つてみんなが何かをそれ
を歓迎するようない——もしくは今後
五・四％の成長率でいきます場合に、
自然増収がマイナスになる場合にはみ
んながさびしう感ずるような状況とい
うものは、私は本来改むべきものだと思
つています。その意味におきましては、
は、もっと計算を正確に、自然増収
の中身を国民にもわかるように説明し
ろ、こういう御意見といたしまして
は、私は十分にお説に従いたいと思ひ
ますけれども、しかしそのようないろ
いろな内容を含んでおります自然増収
を、自然増収という名のもとに、全部
が国民の側から見て取り過ぎである
従つて、これは必ず返すべきものでは
あるといふふうに単純に推論することは
いささかちやうちよされるというの
が、ただいまの私のお答えでございます。

○横山委員 この点は私ももう少し意見があるところでありますが、時間の関係上三つ目の質問に移りたいと思います。

答申と政府の決定の違いの中で一つお忘れになりましたが、国税通則法の問題があります。国税通則法が、答申が出ました際と今日政府案が準備されておりますのと比較いたしますと、相当重要な点でたな上げになりました。この重要な点だけを議論いたします前に、なぜいわゆる学識経験者がお作りになったものがたな上げになるような状態になったかといえますと、これは先ほどのあなたの御説明と違って、いわゆる経験者の意見が十分に盛り込まれなかったおそれがある、こう考えられます。もっと端的にいえば私どもが常に主張しております徴税行

政の民主化という大方針が貫かれていかに、逆な方向におる。極端な言い方はいたしませんけれども、つまり取りやすいという方向においてなされたということに私は問題があろうかと思ふ。私は今結論を言うつもりはございません。私は今結論を言うつもりはございませんけれども、税法学会のあの意見を徴してみても、少なくとも五項目をなす上げるといふことにかかわらぬ、この法案全体に持つておきますムード、このムードが賛成できないといふのであります。いわんやたな上げされた五項目は税法理論の根本を含む大きな重要問題であるとすれば、もし政府の言うようなことをかりに肯定をいたしましたも、五項目をたな上げるのだつたら一ぺん出直したらどうだ、こう私は考えるわけであります。この点はいかがでございましょうか。

○中山参考人　この点私の首点でござ

いまして、私、もちろんこの国税通則法の答申の責任者でもございますし、その委員長からの報告は一言承っているのですが、いささか私の専門外になるものですから、どうもよく私にわからないのであります。まことに恐縮でございますが、ここにその予定された答案というのがあるのでございますけれども、これを二・三、三点上申し上げさせていただきます。

ただいま仰せになりましたように、この答申内容の中で五つの点だけはたまたま上げとおっしゃいましたが、今後の審議に護るということになっております。その五つの点と申しますのは、実質課税の原則に関する規定、一般的な記帳義務に関する規定、質問検査に関する統合的規定、それから資料提出義務違反についての過怠税の規定無申告

脱税犯に関する改正規定、この五つの問題については非常に問題がむずかしいというのでたな上げになっておるのでございますが、今度の改正は利子税及び各種加算税の軽減合理化という項目が一つございまして、延滞税はとにかく一本にして軽減した、そういう実績は出ておると思います。

それから第二は、不服申し立て制度についての教示について税務署の納税者に対する強い権限が一部修正されております。それから不服申し立て期間中における滞納処分執行はこれを停止するという規定が一つ設けられております。その他協同制度の運用の改善、青色申告者についての審査請求権の選択の適用、審理の併合、その他小さい点でございますけれども、所轄税務署を明確にするとか、到達主義を緩和するとかあるいは租税債権の成立について時期その他をいささか納税者のために有利にするというような改正が行なわれたのが内容であると存じます。実はこの全体の改正を通じてわれわれ審議会の目ざしたところはまさに今御指摘になりましたように一つは簡素化ということ、一つは簡素化に関連するのでございますけれども、いろいろな税の規定の中にございます不統一を改めるということ、要するに形式的な点の改正で、しかも目的は常に納税者の利益という点を考慮した上での改正であつたかと考えるのでございますが、またそのような意味において調査会においても逐次報告が行なわれ、またその中間の答申案が採択せられておるのでございますが、その内容の一つ一つについては最初に申し上げましたように私よく知りませんので、まことに

に恐縮でございますが、なお御質問がございませうれば、後刻研究をしてお答えいたしたいと思います。

○横山委員 けつこうでございます。これ以上お伺いしようとは思いません。

ただ、お耳に入れておきたいと思ひますのは、今お読み上げになりました加算税の軽減とか、あるいは不服申立事項の範囲の拡大とかいう文句は、国税通則法を制定する積極的な理由にはならぬということです。現行法の改正をもつて足ることです。私は尽きると思ひます。国税通則法を制定するならば、たな上げされた五項目及びその背後におります徴税行政の民主化という大方針で新法は立法されるべきであつて、このような税金を少し負けるとか、あるいは不服申立事項の範囲を少し拡大するとかいうことは、そこで落ちつくなら現行法を改正するのが最も適当な方法である。これは私の意見でございます。

第四番目の御質問は先ほどお話になりました公平論の問題であります。いろいろと御説明は承りましたが、私がこの答申を拝見をいたしますと分におきましては、公平論について、背後にはあるかもしれないが、説得力のある文字となつて現われていないのです。全体を貫く議論かもしれないが、公平論がいかに展開されるべきかについてはここにはあまり書いてないのです。そこで従来から私どもが主張しておりました点を少し申し上げますと、一つには法律の公平だけでなくして、執行面を通じて、全体を通ずる公平論がもう少し充実されなければならぬのではないかと以前よりありま

す。たとえばその一例を引きますならば、税法では勤労者もほかの人たちも公平になつてゐる。しかし執行面においては決して公平にはならぬ。あるいはまた租税特別措置におおられになりましてけれども、まだまだこれはきつめて不十分だと私は思つてゐる。たとえばこまかい例を引きますならば、今度通行税が出てくるのでありますけれども、飛行機と列車という問題について、なぜ飛行機と列車が税率が別々でなくてはならぬのか。この間も交通公社に行つてみましたら、東京から博多に行きますのに、汽車では十七時間、飛行機では四時間だ。金額では、汽車では一等寝台九千五百円ぐらい、飛行機では八千五百円、千円の相違で十三時間ぐらい短縮できます。こういうキャッチ・フレーズが出てゐるわけでありまして、どうしても、この一事をもつて見まして、どうしてもそういうものとをしなければならぬのかということとを考へられるわけでありまして、公平論を徹底いたしますためにはオーストリアにそれをおかまえてやらなければいかんのではないかと。今度の、次に来たるべき税制改正には、最も具体的に町へ入り、村へ入つての実際の公平論が展開されるであらうか。大企業と中小企業との間に、あるいは法人と個人の間に、ほんとうに説得力のある公平論が展開されるであらうか。これ一事をもつてして税制改正をなすべき最も重要な点があると思つてゐますが、いかがでございますか。

○中山参考人 ただいまの問題は、私最初申し上げましたように、税制改正の三年間を通じての目標が公平という原則を実現することになりましたので、必ずしも言葉で明瞭に出ていないかと存じますけれども、一つその精神は二回の答申の全体を通じておくみ取りをお願いしたいと存じます。そこで公平論が非常に重要な問題であることは、そのような意味でわれわれは肝に銘じて存じておるつもりでございますけれども、その場合に、最初に問題になるのは何かと申しますと、これは御承知のように脱税という問題でございます。この脱税という問題を外にして公平を論ずることは実はできないのでございます。ところが、その問題についてすぐ起こりますことは、一体現在の税制で、特に勤労者以外の所得を確保につかまえることができないかと申しますと、これはもう皆さん御承知のように非常にむづかしい。そこで公平論の最初の問題に返りました。脱税が非常に少ないような税制を作り上げるといふことになりまして、それは実は税体系の問題になつて参りました。その税体系の中で、所得の計算とかあるいは捕捉といふのが、できるだけ簡単で、そして明瞭な、だがつかまえてもつかまえられるようなものに重点を置いていこうじゃないかと。いうことになりまして、この問題は所得税のみならず、間接税をも含めてあるいは直接税と間接税の比率の問題にも及びます。日本の場合に広範な税と国税との関係に及ぶ非常に広範な問題になります。私もはるかなる意味において、税制全体の体制の改正をできるだけ、いわば悪意にせよ、あるいは故意でないにせよ、脱税というやうな不公平の最も不公平が最小限度にとどめ得るやうな税制を作るのが目的だといふので努力したのでござい

ますが、結果はこのやうなことでございしますので、なお御趣旨を体して、十分に勉強する機会があればいいかと思ひます。

公平の問題につきまして、今御指摘になりました通行税の飛行機の点は、私は改正の点をちよつと存じておりませんので、お答えができませんが、特別措置についていろいろ問題があること、これもただいまのお答えの中に含まれておるつもりでございます。逆に申しますと、現在の税制体制の中でそのやうな公平論からいって一番目立ちますことは、勤労者に対する源泉課税という問題でございます。その点はごくわずかでございしますけれども、一万円という控除額の引き上げその他の考慮を払つて、いささかその趣旨を表わすというだけの前進は、今度の三十七年度の改正においてもいたしておるつもりでございます。

○横山委員 これは調査会の所管外であるかもしれませんが、引用いたされまます数字の中に、各国との税負担の比較という言葉を常に引用されてくるわけでありまして、日本国民の税負担はちろん国税及び地方税でありますけれども、しかし庶民の中における税外の負担といふものを庶民は感じておるわけでありまして、P.T.A.から、町内会から、道路負担から、あるいは義務教育費に類するものに至るまで、国民の税外負担といふものはきつめて莫大なのがあります。この税外負担を税負担と合計いたしますと、お話のやうな単なる税負担の各国比較では比較にならぬ重税になつてくることは言うまでもございしません。これは調査会としてはさういふものは関係なしといたされま

すか。それとも国民の負担という意味においては実質同じでございますが、そのやうな点について今度またお骨折りを願うことになるならば、私はぜひ取り上げて、実質負担という点について検討をいたしたいと思ひます。

○中山参考人 ただいまの御質疑は、実は最初の私の短かい叙述の中で若干触れたのでございしますが、つまり単純な国民所得と実際に払つております税金の平均的な比率だけを税負担とするわけには参らないということ、その意味は、その所得の中でどのくらいが生活費に實際要するかどうかを見なければほんとうの税負担にはなりませんが、そのことを申し上げたのでございしますが、その実際の生活費の中に、今おっしゃいました税外の公課の負担、あるいは社会的に、いわば強制されておると申しますか、社会的に義務づけられております負担を加へることが当然含まれて参ります。しかし正直なところ、ただいまの数字が日本の場合においても全然ございせんものですが、その点は考慮にはあがりましたけれども、計数的にそれがどのくらいになるかといふやうなことを、ある所得階層あるいはある地域について調査し、これを討議に上せたことはあります。これは将来そのやうな機会がございしますれば、確かに重要な問題でございしますので、ぜひそのやうな考慮を加へたいと存じます。

○横山委員 ありがとうございます。終わります。

○小川委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 今までは総論的な問題について質問がありましたので、私

七

は、いわば各論的なこまかい問題について御質問申し上げますので、先生の御意見を聞かせていただきたいと思つてお聞きします。

最初に、租税特別措置法の問題で、利子課税の問題、国民貯蓄組合の預金の免税の問題、この問題をからめまして、利子課税は、御承知のように一〇％の分離課税になっておるわけでありまして、が、この問題で今年一年延長を認められたわけですが、これはやはり現在の経済情勢の中で、金詰まりというふうなことや、そういう中から、どうしても貯蓄増強という政策目的があるというところから一年延長されたというところが先ほどの御説明でもあったわけですが、この点について、税制調査会の討議の内容をいろいろ拝見いたしました。先生といたしましては、先ほどちょっと気にかかると、新しい角度でこれをさらに見直すべきではないかという意見もあつたのでありますが、この問題については、私どもとしては、もう年限もきたことだし、この政策効果というものが、あえてこの税制の一面でそういうことをしなくても、貯蓄増強というものはできるのではないか、貯蓄性向とこの減税の問題とは必ずしも結びついていない、こんなふうに私は考へるのであります、この点について先生の見解を一つお示しいただきたいと思つてお聞きします。

○中山参考人 この問題は、昨年の第一回の答申のときにも問題になりました、どちらかの大蔵委員会で、私、お答えしたことを記憶しておるのでございまして、衆議院でございまして、あめにしたばらく見送らうというふうな結論になつたのだと私は考へておりますけれども、この点はまさに先ほど申し上げましたように、次に来たるべき税制調査会において十分に取り上げるべき問題だと思つてお聞きします。税制調査会の立場といたしましては、これはやはり存続すべきでないというところだけは、これはもうたびたび審議会において確認されておることでございまして、その点をあわせて申し上げておきます。

○広瀬(秀)委員 利子課税の問題についてはそれでわかつたのですが、国民貯蓄組合の場合も今まで非常に乱用をされてきたという事実が強く指摘されてきた。大体三十万円一口ということまで五千円口というふうなものが現実としてこの国民貯蓄組合の名において免税の特典を受けている、こういうふうなことがあるわけでありまして、この点も追及をいたして参つたところでありますけれども、今度はさらに金額を五十万円限度まで引き上げて、ただしその乱用は防止する適正な施策を講ずる、こういうのであります、この点について、先生といたしましては、この点に利子課税全般の問題として、ただいまの御意見と同じように措置されるべきが当然だ、このお考えであります、さらにまたこの乱用を防止する方法というものが具体的に完全に行なわれ得るというふうな御見解に立つてお聞きします。

○中山参考人 これも基本的にはたまたま利子課税について申し上げました通りの線で私は考へておられます。ただ暫定的には、郵便貯金の預金の金額が限度を五十万円に引き上げましたのに応じまして、国民貯蓄組合の預金の限度も五十万円になりました。もしその

度まで引き上げられる段階にきていゝのではないかと、かように思つてお聞きしますが、その問題に対して先生の御意見をお聞かせいただきたい。

○中山参考人 この問題につきましても、基礎控除を一万円引き上げるという問題に關連いたしまして、いろいろ御意見が審議会には提出されました。五十万円まで持つていけと言われたこと、それはおそろしく基礎控除の金額をさらに数万円引き上げることになつておると思つてお聞きします、その議論は私も審議会においては出なかつたのでございまして、しかし一万円では低過ぎるじゃないかというところは、確かに審議会ではすいぶん熱心に議論されました。この点は正直に申しますと、税収入と減税金額との見合い、それから特に農民所得、中小企業の所得との見合いにおいて、まず今日のところその辺が適当なんじゃないか、と申しますことは、そのようなバランスが、今度の税制のきつて上がりましたバランスが、シャープで来る経済状態に對照したバランスで考えられております。そこでだんだんやつて参ります、目に立つものは勤労者の源泉徴収だということになつて参りますので、いろいろそのらだけに注意をしていきますと、全体のバランスが狂つてくるというところで、その間をとつてある正をしておるのでございまして、たとえば非常に小さいことではございますけれども、実は勤労所得についても若干脱税的な部分があるのでございまして、これは御承知と思つてお聞きします、たとえば会社、工場等において、非常に安い食料を配付するといふようなこと、あるいは住宅関係について非常に

安い住宅を与えて、市価とは全然話にならないような徴収をしているというよりなこと、これをもし税制的に見ますと、それは食券の給付でありまして、実は給付と同じものであるとしますれば、遡及してその金額にもいわば税率を適用しなければならぬということになるのでございませうけれども、しかしその点はもうだいたいいろいろな会社でそういう実例があるのでありまして、そうして税制的には手をつけなければならぬということは、特に主税局あたりではもう十分にわかつておるのでございませうけれども、その議論に対して、われわれはこれはきつて税、少なくともきつて感ぜられる税なんだから、そのくらいは息抜きはしなけれはいけないのじゃないかというので押えている。これは脱税とは正確に申し上げることはできないかもしれせんが、ある余裕を持ってそういう問題も考えているということをも一つ御承知願いたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 一つ一つの問題について深めることはできませんが、次の問題に移ります。

同族会社に対する課税原則の問題ですが、大体三十四年の統計によりまして、法人数五万三千のうち、四十七万三千、九三・九%という数字を同族会社が占めておるわけでありまして、この同族会社に対しては、非常に税務当局としてはまさにその徴税政策をとっているんじゃないか。行為計算の否認の問題、さらにまた留保所得に対する課税特例というような問題を通じてみまして、非常に頭からこれを押えつけて、とれるだけとるというような、非常にシビアな態度というものが

貫かれておるわけでありまして、行為計算否認なんかについて、判例を見ましても、これは決して行為計算を当然否認することができるといふようなものの言ひ方は言つてないわけですね。非同族会社よりも不利に取扱いするためのものじゃないのだ、非同族会社よりも不利に取扱いするためのものではなくて、両者の間の課税の公平を期するために非同族会社が通常なし得ないような同族会社の行為計算だけを否認することができるといふ、非常に限定的なものの言ひ方を判例も示しているわけでありまして、この問題について、この行為計算否認の問題あるいは留保所得に対する特例課税の問題、これが大企業の場合と著しく税務当局の態度が異なっている問題について、中山先生いかにこの問題をお考えでありますしょうか。

○中山参考人 同族会社の問題については、税制的には今おっしゃいました二点のほかにも、なお関連する問題が出てくるのでございませうが、全体の考へ方だけを申し上げますと、特に同族会社をいじめるというよりも、それに就いてきつてくるというよりも考へ方は、少なくとも審議会の答申にも、結果としてそのお読みになられるところも、考へ方としてはございせんけれども、そのようないことが出たといひますれば、御承知の最近数年間にわたりますある納税上の利益を得るための法人成り、不当な法人成りに対するある適正な措置というものが非常に強く感ぜられておるのではないかと存じます。もし実際の税制上の措置について、今おっしゃいましたような、逆にそこに

は非常に不当な税法上の措置が行なわれておるといふことでございませうれば、これは十分に再検討に値すると存じますが、方針といたしまして、もし申し上げることが許されますならば、そのようなことが出てきました結果は、いわば不当なる、しかも異常なる法人成りに対する警告であつたといふふうに御承知おき願ひたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 大蔵当局もうしろに聞いておられたから、その点はそれではないと思ひます。

次に、法人税の場合に、今回手をつけられなかったわけでありまして、ある一定限度の利益に対して、たとえば五百万円以下くらいのところは、三段階くらいの軽減税率というものを設けることが私どもとしては必要ではないか、またこのことが今日における二重構造の打破あるいは中小企業の躍進の度合いを税制の面から作つてやるといふ政策目的が非常に熾烈に要求されているところではないかと思ひます。

去年の中山先生のお話によりまして、主として八割以上は租税特別措置法の恩恵が大企業に集中しているのではないかという御意見でございまして、このことが今日の設備投資等における非常な過熱というふうなことも、税制面からの一つのドライバーがあつたのではないかと思ひわけでありまして、今、政策の重点というものが、高度経済成長をささえるために格差の解消ということが強くいわれておりますし、日本の法人の構成は、先ほどもちよつと例をあげましたように、非常に大きく中小法人によつて占められておる。しかもそこが発展のテ

ンポが非常にのろいし、設備投資等に至つてはきわめておくれしている。こういうような点から申しまして、こういう税制措置というものを考える余地はないものかどうかという点について、先生の御意見を一つ伺ひたいと思ひます。

○中山参考人 先ほどお話し申し上げましたように、法人税の税率あるいはその改正については、ほとんどこの二回の答申を通じて出ておりません。考慮はいたしましたけれども、總括的に見まして、現在の状態が必ずしも高くないと、特に所得税、その他の間接税を比較しまして考えられましたので、手をつけなかったというのを申し上げましたけれども、しかし中小企業については、所得税の面についても、法人税の面についても、若干の考慮をしてありますことは御承知の通りだと思ひます。たとえば地方の事業税の場合その他の場合におきまして、税率の軽減、所得税の方面におきましていろいろなたとえば百八十万円までのところ税率を緩和したこと、これが結局において、全体としては中小企業に対する一つの重点的な、低所得階層の保護というと言ひ過ぎでありませうが、優遇と申しませうか、そういう手段の現われでございませうが、今おっしゃいました五百万円以下のところについては段階を設ける、こういう御意見につきましては、まだ正面から取り上げられておりませんので、そういう余地は私は十分に存在するものと考えます。

○広瀬(秀)委員 あと一問だけ簡単に。今回の消費税関係といひますか問接税の関係で、たばこ消費税が見送られたわけでありまして、今日たばこの

問題は酒と同じようにやはり非常な逆進性を持つておると思ひますし、しかも六六・四%という平均税率になつておるといふことから見ましても、たとえば新生一個ずつふかしまして、一年には約一百万円の税金を非常に低所得の者であつても納めておるわけでありまして、そういう形になつておる。この問題を見送られた真意というものが、そしてまた将来に対してどういうお考えをお持ちおられるか、この点ちよつとお答えをいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

○中山参考人 お答えをいたします。この問題は、お答えいたしますと非常に長くなりますけれども、要点だけを申し上げます。

これは酒と並んで、御承知のように間接税収入の最も大きなものでございまして、初めから問題になりました。しかし見送られました理由は、第一、外国の税制を考へますと、日本のたばこは税の負担率六六%とおっしゃいましたが、その点におきまして、それから価格の点におきまして、それとの比較におきまして、必ずしも高くない。これは皆さんが外国を御旅行になつておられますので、いかに外国のたばこが税金が高いかといふことは御承知であると思ひますので、数字は申し上げませんが、日本は必ずしもその中で、安いとは言へませんけれども、高い方ではないといふことが第一。それから第二は、物価が騰貴してきている間にたばこはすつと据え置かれてきた。その物価の騰貴の中で一番大きいのは、御承知のように専売局における人件費と、そして原料タバコの値上がりであります。この値上がりに対し

てたはこの価格が据え置かれたというの、これは事実上減税しておつたのと同じじゃないか。これはちよつと専売局總裁のような言い方で、はなはだ相済みませんが、そういう説明がございました。これは事実でございます。

○小川委員長 閣連質問を許します。
芳賀委員 時間がありません。すから、簡単に会長にお尋ねします。
第三点でございますが、第一点は、今回の税制改正の重点は間接税の引き下げに置かれたことはわれわれも承知しておるわけでございます。その場合、税の対象になつておるといえば砂糖等については、これは関税と消費税が重複しているわけでございますが、この点について関税の制度というものは、

一般の国内の租税とはその目的や性格が違ふことは言うまでもないわけですが、具体的事例としては、現在の輸入糖の精製糖の上白糖は、標準糖価がキロ当たり百二十二円というところになつておるわけでありまして、これに對しましては関税率は一キロに對して四十一円五十銭、消費税が二十一円六十二円五十銭がいわゆる税の部分というところになつて、砂糖の卸売価格の五〇%以上を占めておるわけですが、しかも最近では国民一人当たりの砂糖の消費量は大体十五キロ程度でありまして、そのうち百二十万程度が輸入糖であり、三十万程度が国内のてん菜糖であり、精製ブドウ糖、あるいはカンシャ糖といふことになつておるわけでありまして、これらの国内の甘味資源の自給度の向上と對策と、それから国民に對する間接税、いわゆる消費税の引き下げを考慮した場合、これは会長のやうておられる税制調査会では、間接税制度を抜いておられるわけですが、やはり税制全般の検討をする場合には、これらの間接税制度との関連において、たとえば砂糖消費税等についてはどうすべきであるかといふような、具体的な検討が行なわれたかどうか、あわせて、国内の甘味資源の今後の供給度向上の政策的な見地から、消費税の問題等についてはどのような御検討をなされたかといふことを、第一点としてお尋ねしたいわけですが、

第二点は、租税特別措置法の関係でございますが、答申の中では、たとえば米の予約減税は、これは廃止すべきであるといふことがうたわれておりますが、これを公平の原則から判断した場合には、たとえば農業者に對する課税の中で、特に米作農家だけに、政府に売り渡した米一石に對して千四百円を所得の計算から除外するといふようなことは、これは純理的に見れば問題があるとしても、沿革的に見れば、たとえば昭和二十六年から二十九年までの間は、米の供出奨励金の部分については免税措置を行ない、昭和三十年以降今日までは、いわゆる事前売り渡し制度の一つの奨励措置として、その売り渡した代金のうち、平均千四百円分については課税対象にしない、こゝういふことで現在の食糧制度を高度に運用して、國が一定の米の集荷を確保して、国民生活の安定に寄与されるという政策的な見地から、この制度が続けられておりました、農民の側から見れば、これは既得権として主張すべきものであると思つておられるわけですが、ですから、これを検討した場合、単純にこの制度は廃止すべきであるといふ結論だけでなくて、しからば、十年近く存続されたこの一つの特権的な、既得権的な制度といふものを、これを税制の面では正す場合には、それにかわつて、たとえばこの減税分を廃止した場合に、今後これを米価の基本価格に吸収すべきであるかどうか、さういふかわるべき措置を、かくかく講すべきであるといふ対策を用意されて廃止の答申をされるのであれば、これは農民としても納得する点があると思つておられる、租税特別措置法全体の体系の中で、これは悪法である、悪い制度であるといふので廃止するといふやうなことは、これはあまりにも考え方が単純に過ぎて、特に大蔵官僚の何らかの影響を受けたやうな答申でないか

とわれわれは考えたわけですが、率直なる御説明をお願いしたいわけでありまして、第三点は所得税の關係でありまして、ただいま広瀬委員も触れられたわけでありまして、答申を拝見いたしました、特に個人事業所得の面について、たとえば個人事業所得と個人経営の所得との場合、いわゆる事業主の給与の問題とか、家族労賃の控除の問題等については、従来問題にされた点でありまして、答申の内容によると、法人事業と個人事業の税を通じてのバランスをとる必要があるが、なかなか内容が複雑であつて、これは容易に答えが出ないといふことで、今回も放置することにしたいといふやうなことであります。答申が、これらの点について、もう少しあたかも細心の配慮といふものを、税行政を通じて講ぜられるといふことになれば、解決できない難問題ではないかと私は考えざるわけでありまして、特に国民間の所得差の是正をするといふやうな場合、非常に所得水準の低い階層については、これはもうすでに所得税の対象外に置かれておるのだから、さういふ者に十分なる配慮をする必要はないと切り捨ててしまえば、これは何をか言わんやであります。が、こゝういふやうな点についても、やはり税の公平の原則に立つて、税制の体系を根本的に是正するといふことであれば、多年問題になったところの、いわゆる個人事業における事業主の控除、あるいは家族の労賃控除等の点について、やはり他の法人事業と同列に控除率といふものを計算して、そして適切に行なうやうにすべきであつたと思つておられます。今回の場合に

は、単に専従者控除の面で青色だけが、従来の二十五才以上十二万円を二十才までに引き下げるといふことで、これは終わつておるわけでありまして、この点に對する会長の御見解を伺つておきたい。

あわせてお尋ねしたい点は、現在事業所得については、青色と白色の申告の制度が採用されております。これらも数年間続いた制度でございますが、適当な機会にこれを青色申告の制度に統一するのであれば、強い行政的な指導と、その申告の内容についても、適切な申告で得る形式といふものを考慮して、そしてこれを一本のものとすることになれば、これらの税対象の人たちに對しては、相當の恩恵が均霑するのじゃないかと思つておられます。この点に對する見解。もう一点につきましては、たとえば政府の国民所得増進計画の中において、地域格差の是正の問題が取り上げられておられますが、やはり国民の立場から見た場合に、地域格差の是正といふものを政策的に実行する場合には、税の制度の中においても、ある程度は正できる可能性といふものがあるのじゃないかと考えるわけですが、たとえば国家公務員等につきましては、國の方針によつてそれぞれ任地が異なつてくるわけでありまして、さういふ場合、たとえば北海道のような積雪寒冷の地域におきましては、石炭手当の支給であるとか、あるいは勤務地手当の支給等が、給与体系の中で地域差の是正といふものが行なわれておるわけでありまして、こゝういふことを一例にとつて考えた場合に、たとえば憲法において、国民の居住の自由といふものが保

障されたいとしても、特に積雪寒冷地域においては、半年間その積雪のもとにおいて生活するという場合には、それ以外の温暖の地域に比べた場合には、生活上の諸経費というものは、相当増高しておるということは事実であります。ですから、自分の意思でどこへ住んでも勝手であるということになればこれは別ですが、ほんとうに国民の所得格差を地域的に是正するという配慮を徹底せよとする場合には、やはりこの所得税の控除の制度の中に於いても、これらの問題を具体的に検討して、これは単に、すべきではないとか、できないとかいうことではなくて、こういう問題についても税制調査会等において取り上げて、ある程度の検討はされたものと私は期待しておるわけでありまして、この問題に対してはどういうような御研究をされたか、以上の点に対して御説明を願いたいわけでありまして。

○中山参事人 ただいまの三つの問題、いずれも非常に重要な大きな問題でございますが、時間もございませぬし、できるだけ簡単にお答え申し上げたいと思ひます。あるいは十分に意を尽くさないかもしれませんが、一つ御了承を願ひたいと思ひます。

第一の問題、間接税の問題の中に特に砂糖の消費税の問題でございますが、今あげられました数字で明瞭でございますように、砂糖の税のうちで間接税の占めております割合は、比較的に小さいのでございます。つまり関税の方が大きいのでございます。その意味で関税の方の部会とも税制調査会とが共同してこの仕事をする事ができますれば、あるいはもう少し答申に盛り込

み得るような結果を生んだかと思ひますけれども、不幸にしてそうではございませんでした。それにもかかわらず、日本で砂糖の生産の奨励をやるためには、たとえば北海道においてビー・ト・シュガーのある特別の奨励措置が行なわれております。実はそのような奨励措置もあわせて、関税の問題、奨励の措置、それとの関連において消費税率を考へなければならぬのでございまして、その点には十分な調査研究また総合が行なわれておりません。これは将来の問題として私どもは考へたいと存じます。これが、第一点。

次の米の予約減税を廃すべしという答申は、あまり簡単過ぎるじやないか、もう少しほかのことを考へたらよからうという事でございまして、実はこの点は昨年の答申案にも同じことを答申しております。そしてそれは実際に施行されておられません、ことしはどうなりますか知りませんけれども、そこでそのような答申の意味は、ちやうど今御説明になりましたように、これを廃止するならば、その廃止に對するような対策は何かという事をお考へ願ひたいということを含めておりますので、その点に触れますことは越権でございまして、差し控へさせていただきます。これがお答えです。

第三点、所得税の中で、特に個人の業主に対する配慮が足らぬのじやないかとおっしゃいました。この点は、お答えをいたしましたのは、中小企業全体に對して、所得税から事業税、地方税、国税を通じて、この答申案に示されておりますような全体の措置をお考へ願ひたいのでございまして、さしあ

たりただいまおっしゃいました点についてだけお答え申し上げますと、われわれがいろいろな議論をしました結果、取り上げ得たことは、専従者に対する考慮だけであつた。それは専従者を認めること、並びにその専従者の年令を二十五才から二十才に引き下げたということ、この二つにすぎませんけれども、これはその方向を示したのでございまして、なおそれについての名家がございすならば、これを取り上げていただいて少しも差しつかへございせん。そのような意味でこの問題を取り上げました。

さらにその次の問題、地域格差を是んとするに是正するつもりならば、それを税制の上にも盛るべきではないか、この問題は、たとえば貿易振興をほんとうに考へるならば、もつと税制の中にその措置を盛るべきじやないかという問題と同じなのでございまして、どこまで盛つたらいいか、そういう点について非常にむずかしいものですから、そういう点こそ、もし今後統けて設けられるといたしますれば、新しい審議会の大きな仕事になるのじやないかと存じます。

それから申し忘れましたが、青色申告と白色申告との統一の問題につきましては、ただいまのところでは、その統一の時期がきてゐるとは存じませんけれども、審議会といたしましては、近い将来に、何も二つなければならぬことはないののでございまして、統一の時期が早からんことを希望いたします。

参考人には御多用中のところ、長時間にわたり御出席を賜わり、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。(拍手)

○小川委員長 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、しよ、脳専売法を廃止する法律案及び外国為替銀行法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
しよ、脳専売法を廃止する法律案
外国為替銀行法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小川委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官天野公義君。

○天野政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、明年度における税制改正の一環として、さきに提案いたしました通行税法の一部を改正する法律案外二法律案に引き続き、この二法律案を提出いたします次第であります。

以下、順次これら二法律案について、改正の内容を申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする税負担の軽減合理化をはかることとしたこととあります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除を現在の九万円から十万円に引き上げるとともに、青色申告者の事業専従者について十二万円の控除限度が認められる年令区分を現在の二十五才から二十才に引き下げております。

また、税率につきましても、課税所得百八十万円以下の階層に適用される税率の緩和をはかるとともに、国と地方団体との間の税源配分の適正化をはかるため所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲することとし、この場合所得税及び道府県民税を総合した負担が軽減されるよう所得税の税率に所要の調整を行なつております。

すなわち、道府県民税の所得割につきましましては、現在〇・八％から五・六％までの十三段階区分の超過累進税率によつてゐるのでありますが、住民税の税率のあり方及び税源配分の適正化の見地から課税所得のうち百五十万円以下の金額については二％、百五十万円をこえる金額については四％の二段階の標準税率に改めることといたしております。

なお、その際、所得税との総合負担を軽減するため、一般的な所得税の減税のほか、所得税の税率において現行十万円以下の金額について一〇％であるのを八％に改める等税率に所要の調整を行なうとともに、昭和三十六年度の所得税と昭和三十七年度分の個人の道府県民税との間における所得控除等の額の相違分については、特別の税額控除を行なうこととするほか、昭和三十七年度分の道府県民税の所得割の納

税務務者のうち昭和三十七年分の所得の課税所得金額がなくなつたものについては、昭和三十七年度分の道府県民税の所得割額から改正による増額分を減額する等の措置によつて負担の調整をはかることとしております。

以上申し述べました控除及び税率の改正により、夫婦及び子供三人、計五人の家族の場合を例にとりますと、所得税を課されない限度は、給与所得者につきましては、現在の約三十九万円から四十一万円に、青色申告者である事業所得者につきましては、現在の約三十七万円が三十九万円に引き上げられるとともに、中小所得者の負担は、所得税、道府県民税を通じて相当程度軽減されることとなります。

第二に、中小所得者の生活の安定と貯蓄の増進をはかる見地から、生命保険料控除の対象となる生命保険料の限度額を現在の三万円から五万円に引き上げるほか、退職年金については、あとで申し上げる法人税法の整備と相俟つて、所得税においては、企業が従業員のために拠出した掛金に対する課税の繰り延べを行ない、年金受給時に給与所得として課税する等所要の整備を行なうとともに、最近における生活水準の向上、消費支出金額の増加等を考慮して、寡婦、老年者等に対する税額控除を現在の五千元から六千元に引き上げることとしております。

さらに、寄付金控除制度を創設し、教育または科学の振興等のための寄付金について一定の金額を税額から控除すること、昭和二十八年一月一日前から引き続き所有していた資産の譲渡所得及び山林所得の計算上控除する取得価額を、原則として同日現在の相続税評

価額によるものとするともに、資産再評価法による再評価の制度及び再評価の課税は廃止し、また、個人間の資産の贈与等の場合で譲渡等に関する明細書の提出があつたときは、その贈与等の際には譲渡所得課税を行なわず、受贈者が贈与者の取得価額を引き継ぐものとする、事業用の固定資産等について生じた損失は、原則として事業所得等の計算上の必要経費とするともに、その損失が災害による場合は被災事業用資産の損失として三年間の繰り越し控除を行なうこと、生活に通常必要でない資産について生じた災害損失は、雑損控除の対象から除外して、災害を受けた年及びその翌年の譲渡所得計算上の損失とすること、予定納税基準額の最低額を現在の三千元から六千元に引き上げること、文化功

第三に、非居住者等の課税につきまして、わが国の締結した租税条約との調整等をはかりつつ、非居住者がわが国で事業を行なう場合における事業所得の課税の要件を明らかにすること、わが国に事業を有しない非居住者の資産の譲渡による所得の課税について不動産、企業支配的な株式の譲渡その他重要な資産の譲渡について課税するよう、その対象を列挙する等の措置を講ずる等所要の規定の整備を行なつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。所得税法の改正のところで申し上げましたように、所得税及び法人税を通ずる退職年金に関する税制整備の一環

といたしまして、法人税におきまして、所要の規定の整備を行なつていくのであります。すなわち、企業が、その従業員の退職年金の原資に充てるため、一定の要件に該当する退職年金に關する信託または保険の契約に基づいて一定の掛金を拠出したときは、その拠出の際にこれを企業の損金に算入いたしますが、この場合、その従業員に対する所得税の課税が年金を実際に支給されるときまで繰り延べられることは、所得税のところで申し上げた通りであります。そこで、この繰り延べ措置に關連いたしまして、法人税においては、その課税延期に見合ふ一種の延滞利息に相当するものとして、この信託または保険の業務を行なう法人に対し、その退職年金積立金について千分の十二の税率による法人税を課税することとしたしております。

この退職年金積立金は、企業が退職年金の掛金として支払つた金額とその掛金について運用益として計算される金額の累積額との合計額から、退職金として支給した金額に見合ふ金額を控除した金額によることとなっております。

以上のほか、所得税法における非居住者に対する税制の整備と並行して、外国法人がわが国において事業を行なう場合にその事業所得に対して課税する要件を明確にし、また、わが国に事業を有しない外国法人の資産の譲渡による所得の課税については、所得税法の改正と同様の措置を講ずるとともに、外国で設立した一定の子会社が納付した外国法人税額をその親会社である内国法人が納めた外国法人税額とみなして、その税額控除を行なうことと

する等所要の規定の整備をはかつております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案についての提案の理由及びその内容の大要でございます。

次に、しよろ、脳専売法を廃止する法律案につきまして御説明いたします。

しよろ、脳専売制度は、明治三十六年、旧台湾におけるしよろ、脳専売事業による財政収入を確保するため、内地におけるしよろ、脳生産高を適度に統制しその価格の維持をはかることと、わが国の特産物としての天然しよろ、脳の生産を維持することを目的として制定されたものであります。終戦によつて台湾を喪失した後は、国内の生産額は少額となり、また、合成しよろ、脳、プラスチック等各種代替新製品の出現を見た今日では、特にしよろ、脳を専売制度のもとに置く必要も失われ、したので、先般の専売制度調査会でもその専売制度を廃止すべきである旨の答申がありまして、政府としましては最近の事情にかんがみ、昭和三十六年度限りでこれを廃止するとともに、廃止に伴う所要の経過措置を講ずることとしたし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

本法の原則におきましては、しよろ、脳専売法を廃止することとしたしておりますが、これに伴う経過措置として次のことを定めております。

まず、今後のしよろ、脳生産の維持発展の必要性、現在の粗製しよろ、脳またはしよろ、脳原油の製造業者の零細かつ前近代的な態態等を考慮し、専売制度

廃止に伴い必要となる事業合理化資金等を補うため、昭和三十六年度において粗製しよろ、脳等の製造予定数量の割当を受けてこれを生産した者、及びこれらの者の組織する製脳協同組合に対し、日本専売公社が昭和三十七年度において交付金を交付することができることとしております。

次に、しよろ、脳の専売制度廃止後、民間において粗製しよろ、脳等の自主的な流通秩序が確立するまでの間の措置として、日本専売公社は、専売制度廃止後も一年以内は粗製しよろ、脳等の買入れ、販売等の業務を行なうことができることとしております。

また、専売制度廃止後のしよろ、脳産業の行政所管庁を通商産業省といたすこと等所要の措置を講じております。

なお、この法律施行後六カ月間、大蔵大臣の諮問機関として臨時しよろ、脳事業審議会を設置し、しよろ、脳専売事業の廃止に伴う所要の経過措置について調査審議させることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

最後に、外国為替銀行法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

外国為替銀行法は、昭和二十九年四月、外国為替取引及び貿易金融の円滑化をはかるため、これらの業務に専念し、国際市場においても一本立ちの地位を確立する為替専門銀行の制度を確立するため制定されたものであります。この法律に基づき免許を受けた外国為替銀行は、以上の目的を達成するため、その組織及び業務の面におきまして、法律上、外国為替業務を営む他

の市中銀行とは異なつた取り扱いを受け受けておるのであります。すなわち、貸出業務につきましては、貿易その他對外取引に直接または間接に關連する貸し出しのみを行なうこととなつており、店舗につきましては、外國為替取引及び貿易金融上重要な地に限り設置できることとなつております。

近年、わが國貿易の進展に伴い、貿易關係の資金需要は急速に拡大して参りましたが、外國為替銀行は、その機能から見まして、當然これらの資金需要を円滑に充足するよう努力して参る必要があるものであります。他面、外國為替銀行は、これらの所要資金の調達につきましては、預金の受け入れによります。日本銀行からの借り入れ、コール・マネーの取り入れ等によりまかなつておりますが、さきに申し述べた業務の特殊性や店舗配置の制約等の事情から、預金の伸びは、一般の市中銀行と比較してきわめて低い実情にあります。このため、外國為替銀行の資金調達としては、日本銀行借入金やコール・マネー等に大きく依存せざるを得ないのであります。これらの外部資金、特にコール資金等は、今日の金融の環境におきましては、安定した資金源として期待し得ない実情であります。従いまして、このような金融の環境のもとで外國為替銀行が今後その業務を円滑に遂行して参りますためには、何らかの方法により安定した資金源を持つことが必要であります。

以上の理由によりまして、外國為替銀行に債券発行の道を開き、その所要資金の一部をこれによつて調達することを適當と考へるのであります。この点につきましては、さきに金融制度調査会の審議におきましても、同様の結論を得てゐるのであります。そこで、今回外國為替銀行法の一部を改正し、外國為替銀行がその資本及び準備金の合計金額の五倍を限度として債券を発行できることとし、これに伴う手続等について所要の規定を設けることとしたのであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

以上所得税法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、提案の理由と内容の概要を申し上げました。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○小川委員長 次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りではない。

3 前項の場合において、同じ月前後の組合員期間に属するとき

は、その月は、後の組合員期間には算入しない。

第十六条中「分岐」を「出産」に改める。

第十八条第一項中「遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する」を削り、同条第二項中「及び遺族一時金」を、「遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

第三十一条第三号から第五号までを次のように改める。

三 出産費

四 配偶者出産費

五 育児手当金

第三十七條（見出しを含む）中「分娩費」を「出産費」に、「配偶者分娩費」を「配偶者出産費」に、「分岐」を「出産」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

第三十七條第三項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三千円に満たないときは、三千円とする。

第三十八條の見出しを「（育児手当金）」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「育児手当金」を「育児手当金」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

組合員又は被扶養者である配偶者（前条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、育児手当金として二千四百円を支給する。ただし、その生まれつた子を引き続き育てない場合は、この限りでない。

第四十条第一項中「第三十六條第三項」の下に「又は第四十五條第三

項」を加え、「継続療養受給者」を「継続受給者」に改める。

第四十一条中「配偶者分娩費」を「配偶者出産費」に、「分岐」を「出産」に改める。

第四十五条第一項及び第四十六条第二号中「分岐」を「出産」に改める。

第四十七條中「受ける金額」を「受ける金額を基準として運営規則で定める金額」に改める。

第五十条に次の一項を加える。

3 退職一時金の支給を受けるべき者（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下第五十八條第二項第二号、第六十一条の二第二項及び第四項、第六十一條の三第一項、第二項及び第四項並びに第六十一條の四第一項において同じ。）で、再びもとの組合の組合員となつたものに退職年金を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数九に相當する額を控除した金額を当該退職年金の年額とする。

第五十条の次に次の一條を加える。

第五十条の二 退職年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、第十五條第二項の規定により合算した組合員期間を基礎として退職年金の年額を改定する。

この場合において、その額が改定前の年額に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十一条第一項中「前条第一項ただし書」を「第五十条第一項ただし書」に改める。

第五十三條の次に次の一條を加える。

第五十三條の二 第五十条の二第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

2 前項において準用する第五十条の二第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の年額は、その者が前に減額退職年金を受けていなかったとしたならば同項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額から、前に受けていた減額退職年金の年額とその算定の基礎となつた退職年金の年額との差額を控除した額とする。

3 第一項において準用する第五十条の二第一項の規定により減額退職年金の支給を停止されている者が五十五歳に達する前に退職した場合については、改定後の減額退職年金の年額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額と改定前の年額との差額から、その差額の百分の四に相當する金額に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年令との差年数を乗じた額を控除して得た額を、改定前の年額に加算した金額とする。

第五十五条第五項中「当該歴疾年金に係る組合員期間」と同一の組合員

期間については」を削り、同条に次の二項を加える。

6 廃疾年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

7 前項の規定により廃疾年金の支給を停止されている者について、新たに第一項の規定を適用すべき事由が生じた場合は、その時における廃疾の程度に応じて廃疾年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額（次条第一項の規定による年額の改定があつた場合は、その改定後の年額）に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十六条第三項中「俸給の十二月分を」廃疾一時金の額に相当する額に改める。

第五十八条第二項第一号中「退職」とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金」を「退職とみなした場合に受けるべきこととなる退職年金（減額退職年金を受ける権利を有する者については、第五十三条第一項の規定による希望を申し出なかつたとしたならば受けるべきであつた退職年金）」に改め、同項第二号中「加算した金額」の下に「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき

俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を加え、同項第三号及び第四号中「死亡した場合」の下に「（第一号に規定する場合を除く。）」を加え、同項第五号を削る。

第六十一条の二第二項中「（第五十条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一条の四において同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

4 退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となり、新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合については、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額を退職年金の年額とする。

5 通算退職年金を受ける権利を有する組合員であつた者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、当該通算退職年金の支給を停止する。

第六十一条の三第三項中「申出をした者の下に」及び第二項の規定により返還一時金を受けるべき者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「適用を受けた者」を「適用を受けた場合に改め、六十歳に達した日の下に」又は前項に規定する事由が生じた日」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員とな

り、新たに退職した場合において、その者が当該退職一時金の基礎となつてゐる組合員期間について退職年金又は廃疾年金を受けることとなつたときは、その者に返還一時金を支給する。

第六十一条の三第三項の次に次の一項を加える。

4 退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものに支給する返還一時金の額は、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額とする。

第六十一条の四第二項中「前条第二項を」前条第三項及び第四項に、「同項中」を「前条第三項中」に改め、「六十歳に達した日」の下に「又は前項に規定する事由が生じた日」を加える。

附則第五条第一項第一号ただし書中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同号に次のように加える。

へ 法律第五十五号附則第二十四条の三、第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定により恩給公務員としての在職年の計算上加えらるべき期間（その期間を加えることにより退職年金又は遺族年金の支給を受けることができることとなる場合におけるその支給についての最短期間に達するまでの部分を除く。）

附則第五条第一項第三号中「旧法」の下に「又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令」を加え、「期間で施行日の前日まで引き続いているもの」を「期間」に改める。

附則第五条第三項第三号を次のように改める。

三 その他の国家公務員及び地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前における地方公務員に相当するものを含む。）並びにこれらに準ずる者であつて、運営規則で定めるもの

附則第六条第一項第二号中「旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）を「控除期間（旧法第九十五条に規定する控除期間及び旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第八条第五項中「附則第五条第一項第三号の期間」の下に「（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）」を加え、「控除期間を有する者」を「控除期間（旧法第九十五条に規定する控除期間に限る。）を有する者」に、「控除期間に応じ」を「その期間に応じ」に改める。

附則第九条中「在職年」の下に「（法律第五十五号附則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつてゐる年月数を除く。）」を加える。

附則第十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

五 旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）で、その業務の政府への引継ぎに伴ひ引き続き同一職員又は職員以外の国家公務員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

六 法律第五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府の職員（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したことのある者の当該在職期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

附則第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

(更新組合員の再就職)

第十七条の二 附則第四条第四項、
第五条、第六条、第九条から第十
一条まで、第十三条、第十四条及
び前条の規定は、更新組合員であ
つた者で再びもとの組合の組合員
となつたものについて準用する。

附則第二十三条第一項中「国家公
務員(臨時に使用される者及び常時
勤務に服しない者を除く。以下同
じ。)」を「恩給公務員、長期組合員又
は国家公務員共済組合法の組合員で
ある国家公務員」に改める。

附則第二十四条第一項中「国家公
務員として」を「前条第一項の国家公
務員(同項の国家公務員として在職
した後、引き続き恩給公務員、長
期組合員若しくは国家公務員共済組
合法の組合員である地方公務員又は
同法の組合員であつたものとみなさ
れる公庫等の職員となり、更に引き
続いて同項の国家公務員となつた場
合におけるこれらの地方公務員又は
公庫等の職員を含む。以下同じ。)」
として改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。

(従前の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に給付事
由が生じた給付については、この
附則に特別の定めがあるものを除
き、なお従前の例による。

(出産費等に関する経過措置)

第三条 改正後の公共企業体職員等
共済組合法(以下「新法」という。)
第三十七条、第三十八条及び第四
十条の規定は、昭和三十六年六月
十五日以後に組合員若しくは組合
員であつた者又はこれらの者の被
扶養者である配偶者が出産した場
合について適用する。

(前後期間の合算に伴う経過措置)

第四条 新法第十五条第二項及び
第三項、附則第十七条の二その他
の前後の組合員期間の合算及びこ
れに係る長期給付に関する規定
は、この法律の施行の日前に退職
した組合員であつた者であつて、
再びもとの組合の組合員となりこ
の法律の施行の日において現に当
該組合の組合員であるものと及びこ
の法律の施行後に再びもとの組合
の組合員となるものについても、
適用する。

2 この法律の施行の日において組
合員である者で退職年金、減額
退職年金若しくは廃疾年金又は新
法附則第四条第四項に規定する恩
給その他の給付を受ける権利を有
するものがこの法律の施行の日か
ら九十日以内に当該年金、恩給そ
の他の給付の受給を継続すること
を希望する旨を申し出たときは、
その者については、前項に規定す
る新法の規定は、適用しない。そ
の者が退職し、再びもとの組合の

組合員となつた場合についても、
同様とする。

(更新組合員等の年金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に退職し

た更新組合員若しくは転入組合員
(以下「更新組合員等」という。)で
あつた者又はこれらの遺族及びこ
の法律の施行前に死亡した更新組
合員等の遺族であつて、附則第五
条第一項及び第十一条の規定の改
正又は恩給法等の一部を改正する
法律(昭和三十六年法律第百三十
九号)の施行により新たに組合員
期間その他退職年金又は遺族年金
を受ける権利の基礎となる期間
(以下この項において「基礎期間」
という。)に算入されることとなつ
た期間(以下この条において「算入
期間」という。)を当該更新組合員
等の基礎期間に算入するとすれば
退職年金又は遺族年金を受けるこ
ととなるものについては、昭和三十
六年十月分(新法附則第五条第
一項第三号の期間に係るものにつ
いては、この法律の施行の日の属
する月分。以下次項において同
じ。)以降、算入期間を基礎期間に
算入して退職年金又は遺族年金を
支給する。

2 この法律の施行前に退職した更
新組合員等であつた者又はその遺
族及びこの法律の施行前に死亡し
た更新組合員等の遺族であつて、
この法律の施行の際現に退職年

金、減額退職年金又は遺族年金
の支給を受ける権利を有するもの
について、当該更新組合員等の組
合員期間に算入される算入期間が
あるときは、昭和三十六年十月分
以降、算入期間を組合員期間に算
入してその年額を改定する。

3 第一項の場合については、新法

附則第十六条第二項本文及び第三
項の規定を準用する。この場合に
おいて、これらの規定中「更新組合
員であつた者」とあるのは「更新組
合員等であつた者若しくはその遺
族又は更新組合員等の遺族」と、
同条第二項本文中「退職年金、減
額退職年金又は退職一時金」とあ
るのは「退職一時金、廃疾一時金
又は遺族一時金」と、同条第三項
中「退職一時金の支給」とあるのは
「退職一時金、廃疾一時金又は遺
族一時金の支給」と、「又は減額退
職年金」とあるのは、「減額退職年
金又は遺族年金」と、「退職一時金
又は遺族年金」と、「退職一時金
基礎額」とあるのは「退職一時金基
礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」
と読み替へるものとする。

(返還一時金)

第六条 昭和三十六年四月一日以降
に退職した更新組合員等であつた
者で前条第一項の規定の適用を受
けるものについては、この法律
の施行の日において返還一時金
を支給する。ただし、すでに新法第
五十四条第五項又は第六十一条の
三第一項の規定による申出をした

者については、この限りでない。

2 新法第六十一条の三第一項及び
第二項の規定は、前項本文の規定
の適用を受ける者については、適
用しない。

3 新法第六十一条の三第三項及び
第五項の規定は、第一項の返還一
時金の支給を受けるべき者につい
て準用する。

(軍人恩給等)

第七条 この法律の施行の際現に退
職年金、減額退職年金又は遺族年
金の支給を受ける権利を有する更
新組合員等であつた者又はその遺
族及び更新組合員等の遺族であつ
て、恩給法の一部を改正する法律
(昭和二十八年法律第百五十五号
以下「法律第百五十五号」という。)
附則第二十四条の五第一項の規定
により新たに普通恩給である軍人
恩給又はこれに係る扶助料(以下
「軍人普通恩給等」という。)を受け
ることとなつたものに関しては、普
通恩給である軍人恩給については
昭和三十七年十月一日以降、これ
に係る扶助料については昭和三十
六年十月一日以降、当該年金の基
礎となつてゐる組合員期間から当
該軍人普通恩給等の基礎となつて
ゐる恩給公務員期間を除算して、
新法の例により当該退職又は死亡
に係る給付を改定する。

2 前項の場合については、新法附
則第十五条第二項の規定を準用す
る。この場合において、同項中

「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族」と、「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職年金、減額退職年金、遺族年金、退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、「若しくは減額退職年金」とあるのは、「減額退職年金若しくは遺族年金」と、「退職一時金は支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金は支給」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「退職年金、減額退職年金又は遺族年金」と、「退職一時金基礎額」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとす

3 組合は、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた者又はその遺族であつて、法律第五十五号附則第二十四條の五第一項の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（次条第一項の規定による申出をしたものを含む。）については、新法第十九條の規定の例により、当該一時金の額を給付金から控除するものとする。

第八条 法律第五十五号附則第二十四條の五第一項の規定の適用を受ける更新組合員等、更新組合員

等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族のうち、総理府令で定めるところにより、この法律の施行の日から九十日以内に当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たものは、同項の規定にかかわらず、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

（費用の負担）

第九條 附則第四條の規定により生ずる組合の追加費用（新法附則第五條に規定する組合員期間に算入される期間に係る部分に限る。）及び附則第五條の規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正）

第十條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九條第四号中「附則第十一條第三項」を「附則第十一條第二項」に改める。

理由

組合員が退職した後再びもとの組合の組合員となつた場合において前後の組合員期間を合算することとし、更新組合員の組合員期間に算入する期間の範囲を拡大する等組合の給付の内容を合理化する等の必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○中野委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。運輸政務次官有馬英治君。

○有馬政府委員 ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

公共企業体職員等共済組合法は、昭和三十一年に旧国家公務員共済組合法及び恩給法から独立して、三公社職員に固有の制度として公共企業体職員等共済組合を設けるため制定せられ、現在に及んでいゝのでありますが、第三十八回国会において健康保険法、恩給法、国家公務員共済組合法等の一部改正が行なわれましたので、これらに関連する規定の改正を必要とするにいたしました。また、同国会における本法の一部改正に際し、本委員会において旧令共済組合員期間の完全な通算及び再就職者の前後の在職期間の通算について附帯決議が附せられましたので、その具体化について鋭意検討を加えて参りましたが、ここにその成案を得るに至つた次第であります。

次に、本法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、出産費については六千円、配偶者出産費については三千円の最低保障額を新たに設けることとし、育児手当金について従来一カ月四百円を最高六カ月間支給しておりましたのを、

育児の期間を問わず二千四百円の定額を支給することといたしました。これは健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正になつたものであり、その額は国家公務員共済組合法と同じであります。

第二に、更新組合員等に関し、旧日本医療団及び外国政府の職員期間を組合員期間に通算することといたしました。旧日本医療団と申しますのは、戦時中に国民医療法によつて設立された特殊法人であります。これらの職員期間には、恩給法の一部改正により、恩給公務員期間に算入されましたので、本法におきましてもこれらの期間を通算することといたしました。

第三に、退職者がもとの公社に再就職した場合に前後の組合員期間を合算して退職年金の受給資格期間を満たす場合には、これらの組合員期間を通算することといたしました。

第四に、更新組合員等の旧令共済組合の組合員であつた期間は、従来本法施行時まで引き続いてゐるものを除いて、すべて資格期間として扱つてきたのでありますが、これを実期間として組合員期間に算入することといたしました。

第三及び第四の点、すなわち、前後期間の通算と旧令共済組合員期間の実期間化は、先ほど申し上げましたように、いずれも第三十八回国会における本委員会の附帯決議を立法化したものであります。

その他法律施行後約五年半の運営の状況にかんがみ、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願いいたします。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小川委員長 理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事であります横山利秋君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

続いて理事の補欠選任を行なうのでありますが、これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長において堀昌雄君を理事に指名いたします。

次会は来たる九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 税額控除(第十五条の二―第十五条の八)」を「第四節 税額控除(第十五条の二―第十五条の九)」に、「第九章 罰則(第六十九条―第七十三条)」を「第九章 罰則(第六十九条―第七十二条)」に改める。

第一条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

左に掲げる所得は、この法律の施行地に源泉がある所得とする。

第一条第二項第一号中「を有する」ときを削り、同項第二号中「債券につき利子の支払を受ける」ときを「債券の利子」に改め、同項第三号中「若しくはこの法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益の支払を受ける」ときを「この法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益、この法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人と締結した生命保険契約(郵便年金契約を含む。以下同じ。)に基づき受ける年金(第五号に該当する年金を除く。)」に、「基く利益の分配を受ける」ときを「基づき受ける利益の分配」に改め、同項第四号中「法人から」の下に「受ける」を加え、「を受ける」ときを削り、同項第五号中「提供に因り又は当該勤務若しくは人的役務の提供に係るものとして」を「提供に因りして受ける」に、

「郵便年金」を「生命保険契約に基づく年金で命令で定めるもの」に、「地方公務員として勤務したこと」に因り又は当該勤務に係るものとして「地方公務員としてなした勤務に關する報酬の支払を受ける」ときを「若しくは人的役務の提供に対する報酬又は人的役務の提供を主たる内容とする事業で命令で定めるものの所得」に改め、同項第六号中「事業をなす者から」の下に「受ける」を加え、「の支払を受ける」ときを削り、同項第七号中「係るものの利子の支払を受ける」ときを「係るものとして命令で定めるものの利子」に改め、同項第八号中「の支払を受ける」ときを削り、同項第九号中「規定する場合」を「掲げる所得」に改め、「を有する」ときを削り、同条第五項中「第二項第二号乃至第四号又は第六号」を「この法律の施行地に源泉がある所得のうち第三項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定に該当しない個人(以下非居住者という。)は、この法律の施行地に源泉がある所得を有するときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第一条に次の三項を加える。

第三項第一号に規定する事業は、左に掲げる事業とする。

一 この法律の施行地に支店、出張所、事務所、工場その他事業を行なう一定の場所(命令で定

めるものに限る。)を有して行なう事業

二 この法律の施行地において行なう建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供に係る事業でその作業又は役務の提供の期間が一年をこえるもの

三 この法律の施行地に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で命令で定めるものを置いて行なう事業

日本国が締結した所得に対する租税に關する二重課税防止のための条約においてこの法律の施行地に源泉がある所得につき第三項の規定と異なる定めがある場合においては、当該条約の適用を受ける非居住者及び第六項に規定する法人については、第三項及び第六項の規定にかかわらず、この法律の施行地に源泉がある所得は、当該異なる定めがある限りにおいて、当該条約に定めるところによる。

この場合において、当該条約が第三項第二号から第九号までの規定に代わつてこの法律の施行地に源泉がある所得を定めているときは、この法律中これらの規定に規定する事項に係る部分の適用について、当該条約によりこの法律の施行地に源泉があるものとされた所得を当該所得に対応するこれらの規定に掲げる所得とみなす。

第三項及び前二項に定めるもののほか、第三項第一号に規定する事業の所得その他この法律の施行地に源泉がある所得の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第二項中「現に住所がなく過去一年以上を」を「永住する意思がなく現在まで引き続いて過去」に改め、同条第三項中「前条第二項各号に規定する」を「この法律の施行地に源泉がある」に改め、同条第五項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

居住者及び非居住者並びに非居住者及び非居住者以外の居住者の区分に關し、納税義務者がこの法律の施行地に住所を有するかどうか、又は居住者がこの法律の施行地に永住する意思があるかどうかの判定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第四条第一項中「又は証券投資信託」を「証券投資信託又は法人税法第二条第二項に規定する信託」に改める。

第五条の二に次の一項を加える。

前二項の規定は、これらの規定に規定する遺贈、贈与又は譲渡が個人に対するものである場合において、当該遺贈をした者に係る相続人(包括受遺者を含む。)又は当該贈与若しくは譲渡をした者が、

命令の定めるところにより、政府に対し、これらの規定の適用を受けない旨及び当該遺贈又は贈与若しくは譲渡に關する明細を記載した書面を提出したときは、これを適用しない。

第六条第六号ロ中「これと特殊の關係を有する者」を「その特殊關係者で命令で定めるもの」に改め、同条第十二号中「大蔵大臣の定めるもの」の下に「及び文化功勞者年金法第八條第一項に規定する年金」を加え、同条第十三号中「第九條第一項第九号に規定する所得のうち」を削り、「傷害保険契約」を「並びに傷害保険契約に、損害賠償に因り取得するもの、慰養料その他これらに類するもの」及び「損害賠償金(これらに類するものを含む。)」で心身に与えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の命令で定めるもの」に改め、同条に次の二号を加える。

十六 非居住者の第一条第三項第一号に掲げる資産の所得のうち、この法律の施行地にある資産の譲渡による所得(第五号及び第六号に掲げる所得を除く。)で、イからホまでに掲げる所得外のもの

イ 第一条第三項第八号に規定する資産の譲渡による所得

ロ 山林の伐採又は譲渡による所得

ハ 第一条第五項に規定する法人の発行に係る有証券の譲渡による所得で、第六号ロ又はハの規定に該当するもの

ニ 第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者の資産の譲渡（当該事業の用に供する資産の譲渡により当該事業を有しないこととなる場合における当該資産の譲渡を含む。）による所得

ホ 非居住者がこの法律の施行地に滞在する間になした資産の譲渡による所得

十七 外国政府若しくは外国の地方公共団体又は命令で定める国際機関に勤務する者で命令で定める要件に該当するものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与。ただし、外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者が受けるこれらの給与については、その外国がそれぞれその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該命令で定める要件に準ずる要件に該当するものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合に限り。

第八条第七項第一号中「九万円」を「十万円」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

この法律において特定寄附金とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する寄附金で命令で定めるものをいう。

第九条第一項第八号中「不動産」の下に「又は不動産の上に存する権利」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

法人税法第二条第二項に規定する退職年金業務を行なう法人から同項に規定する信託又は保険の契約に基づいて支給を受ける退職年金又は退職一時金（当該契約に基づいた払い込まれた掛金のうちに当該退職年金又は退職一時金が支給される基因となつた勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合には、当該退職年金の額から当該負担した部分の金額のうち当該退職年金の額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額又は当該退職一時金の額から当該負担した部分の金額を控除した金額）について、また同様とする。

第九条の二の見出し中「非課税所得」を「非課税所得等」に改め、同条第一号中「取得価額」の下に「設備費、改良費」を加え、同条第一号の二とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第五条の二第二項の規定に該当し、かつ、同条第三項の規定により同条第二項の規定の適用がなかつた場合において、同項に規定する対価の額が同項に規

定する資産に係る前条第一項第七号に規定する植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費の額又は同項第八号に規定する取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額に満たないときにおけるその不足額

第九条の二に次の一号を加える。

七 第六条第十六号イからホまでに掲げる所得の基因となる資産の譲渡に該当する場合を除き、非居住者の第一条第三項第一号に掲げる資産の所得のうちこの法律の施行地にある資産の譲渡による所得に係る収入金額が当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

第九条の三第一項中「又は娯楽のための行為として命令で定めるところによる」を「若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるところに係る」に改め、同条第二項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改める。

第九条の四第三項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、同条第六項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他命令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして命令で定めるところの損失（当該災害に関連するやむを得

ない支出で事業に係るものとして命令で定めるものを含む。）」に改める。

第十条第二項中「必要なもの」の下に「（事業用の固定資産その他これに準ずるものとして命令で定めるところの損失の金額を含む）」を加え、同条第三項中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改め、同条第四項を次のように改める。

第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続、包括遺贈、被相続人からの遺贈若しくは被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるものにより取得したこれらの規定に規定する資産又は第五条の二第一項に規定する遺贈若しくは贈与若しくは同条第二項に規定する著しく低い価額の対価による譲渡により取得した当該資産で同条第三項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けなかつたもの（当該譲渡により取得した資産については、その譲渡の対価の額が当該資産に係る山林所得又は譲渡所得の計算上控除される金額に満たない場合における当該資産に限る。）は、相続人、受遺者、受贈者又は譲受人が引き継ぎこれを有していたものとみなすものとし、当該遺贈若しくは贈与又は譲渡により取得した当該資産で同条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものは、受遺者、受贈者又は譲受人が当該遺贈若しくは

贈与又は譲渡を受けた時において、その時の価額により、これを取得したものとする。

第十条第五項中「前四項並びに第十条の二乃至第十条の六」を「前五項並びに第十条の二から第十一条の二まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第六項に規定する災害又は盗難若しくは横領により第九条の三第一項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）は、命令の定めるところにより、当該損失の生じた年及びその翌年分の譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなす。

第十条の四を削り、第十条の五の見出しを「（非事業用資産の譲渡の場合の取得価額等の計算）」に改め、同条中「減価するもの」の下に「（事業用の用に供しないもの）」を、「取得価額」の下に「設備費及び改良費」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十条の四とする。

前項の資産を事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、命令の定めるところにより、その事業の用に供した日に当該資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定を適用した場合にその取得価額、設備費及び改良費とされる金額に相当する金額を同日に

おける当該資産の減価償却後の価額として、計算するものとする。

第十条の四の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得価額の特例)

第十条の五 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた前条第一項の資産を事業の用に供した場合には、当該資産の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額(納税義務者において当該金額が当該資産の取得価額と同日前に支出した設備費及び改良費との合計額を基礎として命令で定めるところにより計算した同日における当該資産の価額に満たないことを証明した場合)は、当該資産の価額をもつて、その取得価額とする。

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、同項の規定によりその取得価額とされる金額を基礎として、前条第二項の規定に準じて計算するものとする。

昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林の伐採若しくは譲渡による所得又は同日以前から引き続き所有していた資産(有価証券を除く)で譲

渡所得の基因となるものの譲渡による所得を計算する場合には、当該山林の第九条第一項第七号に規定する植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費又は当該資産の同項第八号に規定する取得価額、設備費、改良費及び譲渡に

関する経費は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一 当該山林の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額及び当該山林につき同日以後に支出した管理費、伐採費その他必要な経費の額の合計額

二 当該資産の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額(納税義務者において当該金額が当該資産の取得価額と同日前に支出した設備費及び改良費との合計額を基礎として命令で定めるところにより計算した同日における当該資産の価額に満たないことを証明した場合)は、当該資産の価額をもつて、その取得価額とする。

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、同項の規定によりその取得価額とされる金額を基礎として、前条第二項の規定に準じて計算するものとする。

昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林の伐採若しくは譲渡による所得又は同日以前から引き続き所有していた資産(有価証券を除く)で譲

定にかかわらず、左の各号に掲げる金額を基礎とし、当該山林又は資産についての収入金額から伐採費又は譲渡に関する経費を控除した金額が左の各号に掲げる金額に満たない場合におけるその差額を、その損失額とする。

一 財産税法第一条に規定する調査時期(以下調査時期という)以前から引き続き所有していた当該山林又は資産については、調査時期における当該山林の価額又は当該資産の価額(土地、家屋、借地法による借地権、借地法による借地権たるもの以外の地上権又は永小作権その他命令で定める資産の価額については、財産税法第三章の規定及びこれに基づく命令により計算した価額)と調査時期後に支出した管理費その他必要な経費の額又は設備費若しくは改良費の額との合計額(前条第一項に規定する資産については、これらの金額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額)

二 調査時期後昭和二十七年十二月三十一日までの間に植林若しくは取得した当該山林又は取得した当該資産については、その植林費若しくは取得費の額又は取得価額と管理費その他必要な経費の額又は設備費若しくは改良費の額との合計額(前条第一項に規定する資産については、これらの金額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額)

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、同項の規定によりその取得価額とされる金額を基礎として、前条第二項の規定に準じて計算するものとする。

一項に規定する資産については、これらの金額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

第六条第六号へに掲げる有価証券の譲渡による所得を計算する場合において、当該所得の計算上控除される有価証券の取得価額の計算の基礎となる金額のうち昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した有価証券の取得価額が含まれているときは、当該取得した有価証券の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額(納税義務者において当該金額が当該取得した有価証券の取得価額に満たないことを証明した場合)は、当該取得した有価証券の取得価額をもつて、当該取得した有価証券の取得価額とする。

第十条の六を次のように改める。(資産の譲渡代金の貸倒れの場合等の所得の計算の特例)

第十条の六 第九条第一項第一号から第三号まで又は第五号から第十号までに規定する所得の計算の基礎となる収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなつた場合には、命令の定めるところにより、その回収することができないこととなつた部分の金額(第十条第二項の規定により第九条第一項第三号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とさ

れる金額を除く)に対応する所得の金額は、当該所得が生じた年分のこれらの所得の計算上、なかつたものとみなす。

保証債務を履行するため資産の譲渡があつた場合において、当該履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつたときは、その行使することができないこととなつた部分の金額(第十条第二項の規定により第九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く)を、当該資産の譲渡による収入金額のうち回収することができないこととなつた部分の金額とみなして、前項の規定を適用する。

第九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得を生ずべき事業を営んでいた個人が当該事業を廃止した場合において、その廃止した日の属する年以後の各年においてこれらの所得の計算上必要な経費とされる金額(販売した商品の返戻、値引きその他収入金額が減少する事由が生じた場合におけるその減少する金額を含む)が生じたときは、命令の定めるところにより、当該金額は、その廃止した日の属する年分(その年においてこれらの所得に係る収入金額がなかつた場合には、当該収入金額があつた最近の年分)及びそ

る金額を除く)に対応する所得の金額は、当該所得が生じた年分のこれらの所得の計算上、なかつたものとみなす。

昭和三十七年二月七日

信託、証券投資信託」を、「利子の支

の下に「一時所得」を加え、「三千円」を「六千円」に改める。

第二十二条中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十二條の二第三項中「若しくは盗難」を、「盗難若しくは横領」に

に「一時所得、」を加え、同条第四項中「又は第十一条の七を、」第十一
条の七又は第十五条の六に、「書類
又は」を「書類」に改め、「事項を証す
る書類」の下に「又はその年中に支出
した特定寄附金の額その他第十五条

を受けた者を含む。）について、当該確定申告若しくは損失申告又は決定に係る年分の所得の計算につき第十条の六の規定の適用を受けたことその他当該年分の所得の計算の基礎となつた事実のうちに含

に改め、同条第三項中「居所を有しないこととなる日」を「居所又は同項に規定する事業を有しないこととなる日に改め、同条第四項中「居所を有しないこととなる日」を「居所若しくは第二十九条二項に規定する事業

に掲げる事業を有する非居住者を除く。）がその支給を受けた同条第三項第五号の規定に該当する退職所得につき第四十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合において、当該退職所得につき第

十七条第二項の選択をなすときは、当該非居住者は、第四十一条第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付された所得税額の還付を受けるため、命令の定めるところにより、第十七条第二項の所得税を課される基礎となるその年中の退職所得につき、第二十六条第三項第一号、第三号から第六号まで及び第八号に規定する事項に準ずる必要な事項を記載した申告書を、翌年一月一日（同日前に第十七条第二項の所得税を課される基礎となるその年中の退職所得の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、政府に提出することができる。

第三十条第三項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限」に改める。

第三十二条第三項中「第二十七条第六項」の下に「第七項又は第九項」を加え、「充當をなす日までの期間」を「充當をなす日までの期間（当該還付が第二十七条第七項又は第九項（同条第七項の規定に係る部分に限る。）の規定による更正の請求に基づくものである場合には、当該更正の請求に係る年分の確定申告書の提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。）」に改める。

第三十三条第二項中「又は申告をなすべき日後」を削る。

第三十四条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第二項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限」に改め、同条第三項中「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項の規定による申告書の提出の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と読み替へるものとする。

第三十四条第四項中「又は第六項」を「第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十四条の二の見出し中「非居住者」を「非居住者等」に改め、同条中「提出の日」を「提出期限」に改める。

第三十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第三十六条の二中「第十五条の八」を「第十五条の九」に、「第十五条の七」を「第十五条の八」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。

左の各号に該当する場合においては、第一項の規定の適用について

ては、当該各号に定めるところによる。

一 第一項に規定する給与から控除される社会保険料がある場合 当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

二 第一項に規定する給与が第九条第二項後段の規定により給与所得とみなされる退職年金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛金のうちに同項後段に規定する勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合 当該退職年金の額から当該負担した部分の金額のうち当該退職年金の額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなす。

第三十八条の二に次の一項を加える。

第一項又は第二項に規定する退職所得が第九条第二項後段の規定により退職所得とみなされる退職一時金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛金のうちに同項後段に規定する勤務をなした者が負担した部

分の金額がある場合においては、第一項又は第二項の規定の適用については、当該退職一時金の額から当該負担した部分の金額を控除した金額に相当する額の退職所得の支払を受けるものとみなす。

第四十一条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「第九号に規定する所得」を「第九号に掲げる所得」に、「同条第四項若しくは第五項の規定に該当する」を「同条第五項若しくは第六項に規定する」に、「金額とする」を「金額とするものとし、第一条第三項第五号に規定する人的業務の提供を主たる内容とする事業につき支払をなす場合には、当該事業を行なう者に対し支払う金額のうち、当該事業を行なう者が当該人的業務の提供をなす非居住者に対し支払うべき同号に掲げる所得に相当する金額と命令で定めるところにより計算した当該事業の所得に相当する金額との合計額とする。以下第二項において同じ。」に改め、同条第二項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「同条第五項の規定に該当する」を「同条第六項に規定する」に、「当該所得」を「その」に改め、同条第三項中「この法律の施行地に」の下に「第一条第三項第一号に規定する」を加え、「第一条第二項第六号」を「同条第三項第五号」に改め、「規定する所得」を「掲げる所得（同項第五号に

掲げる所得については、第一項に規定する事業の所得に限るものとし、同条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する非居住者で同項第一号に掲げる事業を有しないものについては、同項第二号又は第三号に掲げる事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得として命令で定めるものに限るものとする。」に、「これらの要件を備えた者である旨」を「その者がこれらの要件を備えた非居住者であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改め、同条に次の五項を加える。

第一項に規定する事業を行なう者は、命令の定めるところにより、当該事業につき支払を受ける金額のうち同項又は第二項の税率を適用される部分の金額の明細を記載した申告書を、それぞれこれらの規定により所得税を徴収し又は納付する義務のある者を経由し、その支払を受ける際又はその支払の確定する日までに政府に提出しなければならない。

第三十九条第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用する。

第五項の申告書の提出がなかつた場合においては、第一項又は第

二項の規定の適用については、第五項に規定する支払を受ける金額を第一項又は第二項の税率を適用すべき金額とみなす。この場合において、当該支払を受ける者は、命令の定めるところにより、当該申告書をこれらの規定により所得税を徴収し又は納付した者を経由して政府に提出することにより、

前段の規定により徴収され又は納付された所得税額と当該申告書を第五項の規定により提出したものとした場合に第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付されるべき所得税額との差額に相当する金額の還付を請求することができる。

前項の規定により還付を請求することができる金額は、国税徴収法第七章の規定の適用については、政府に対し同項の還付の請求があつた日において過誤納に係る国税となつたものとみなす。

第一項に規定する事業を行なう者につき同項又は第二項の規定による所得税が徴収され又は納付された場合においては、当該事業を行なう者が当該事業につき支払を受けた金額から第一項の人的役務の提供をなした非居住者に対して支払う第一項第三項第五号に掲げる所得については、命令の定める

ところにより、当該所得の支払をなす時において、第一項又は第二項の規定による所得税の徴収又は納付がなされたものとみなす。

第四十二条の見出し中「又は料金を」を「料金を」に改め、同条第一項中「料金で命令で定めるもの」の下に「並びに広告宣伝のための資金で命令で定めるものを」を加え、「又は料金の金額」を「若しくは料金又は資金の金額」に改め、同条第三項中「（金銭以外の）もので支払がなされる場合」には、命令で定めるところにより計算した金額から十五万円を控除した残額に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

居住者に対し、この法律の施行地において生命保険契約に基づき年金の支払をなす者は、その支払をなす際、その年金の年額から当該契約に係る生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が命令で定める金額に満たない場合を除くほか、その支払うべき金額から当該生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に対し百分の十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、

その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十四条第五項中「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

第四十五条中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改める。

第四十七条第三項中「この場合において」の下に、「第二十九条第八項の規定による申告書に係る更正の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と、「第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正の場合又は決定の場合にあつては」を「なされた場合」とあるのは」の下に「当該還付が第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正に係る還付の請求に基づくものである場合」又は「を」を加え、「基」を「基づく」に、「就」を「就く」に、「それ」を「それ」に改める。

第四十八条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「第二十七条第六項若しくは第八項」を「第二十七条第六項、第七項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第四十九条第一項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第九項中「後段又は第三項」を削る。

第六十一条第一項第三号中「第一条第二項第五号の給与、給付若しくは報酬」を「第一条第三項第五号の給与、給付、報酬若しくは事業の所得」に、「同条第二項又は第五項の規定に該当する者」を「非居住者又は同条第六項に規定する者」に改め、同条第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「料金」の下に、「資金」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十五条第一項を次のように改める。

所得税の納税地は、納税義務者が左の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地に住所がある場合 当該住所（この法律の施行地に住所のほか居所を有し、政府に居所地を納税地とする旨の申告をなした場合には、当該居所地）

二 この法律の施行地に住所がな

く、居所を有する場合 当該居所地

三 前二号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一号第八項各号に掲げる事業を有する場合 当該事業の所在地（当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業の所在地）

四 前三号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一号第三項第八号に掲げる所得の基因たる資産を有する場合 当該資産の所在地（当該資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

五 前各号に該当しない場合 第一号第三項第一号に掲げる所得の基因たる資産の所在地、同項第五号に掲げる所得の基因たる勤務又は人的役務の提供がなされた場所その他の命令で定める場所

第六十五条第四項中「第二項後段又は」を削り、同条第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条中「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

第七十三条を削る。

別表第一から第六まで（別表第六の附表を除く）を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項又は第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 500	円未満	円 0	% 0	円 22,500	円 23,000	円 1,800	% 8	円 60,000	円 61,000	円 4,800	% 8
500	1,000	40	8	23,000	23,500	1,840	8	61,000	62,000	4,880	8
1,000	1,500	80	8	23,500	24,000	1,880	8	62,000	63,000	4,960	8
1,500	2,000	120	8	24,000	24,500	1,920	8	63,000	64,000	5,040	8
2,000	2,500	160	8	24,500	25,000	1,960	8	64,000	65,000	5,120	8
2,500	3,000	200	8	25,000	25,500	2,000	8	65,000	66,000	5,200	8
3,000	3,500	240	8	25,500	26,000	2,040	8	66,000	67,000	5,280	8
3,500	4,000	280	8	26,000	26,500	2,080	8	67,000	68,000	5,360	8
4,000	4,500	320	8	26,500	27,000	2,120	8	68,000	69,000	5,440	8
4,500	5,000	360	8	27,000	27,500	2,160	8	69,000	70,000	5,520	8
5,000	5,500	400	8	27,500	28,000	2,200	8	70,000	71,000	5,600	8
5,500	6,000	440	8	28,000	28,500	2,240	8	71,000	72,000	5,680	8
6,000	6,500	480	8	28,500	29,000	2,280	8	72,000	73,000	5,760	8
6,500	7,000	520	8	29,000	29,500	2,320	8	73,000	74,000	5,840	8
7,000	7,500	560	8	29,500	30,000	2,360	8	74,000	75,000	5,920	8
7,500	8,000	600	8	30,000	31,000	2,400	8	75,000	76,000	6,000	8
8,000	8,500	640	8	31,000	32,000	2,480	8	76,000	77,000	6,080	8
8,500	9,000	680	8	32,000	33,000	2,560	8	77,000	78,000	6,160	8
9,000	9,500	720	8	33,000	34,000	2,640	8	78,000	79,000	6,240	8
9,500	10,000	760	8	34,000	35,000	2,720	8	79,000	80,000	6,320	8
10,000	10,500	800	8	35,000	36,000	2,800	8	80,000	81,000	6,400	8
10,500	11,000	840	8	36,000	37,000	2,880	8	81,000	82,000	6,480	8
11,000	11,500	880	8	37,000	38,000	2,960	8	82,000	83,000	6,560	8
11,500	12,000	920	8	38,000	39,000	3,040	8	83,000	84,000	6,640	8
12,000	12,500	960	8	39,000	40,000	3,120	8	84,000	85,000	6,720	8
12,500	13,000	1,000	8	40,000	41,000	3,200	8	85,000	86,000	6,800	8
13,000	13,500	1,040	8	41,000	42,000	3,280	8	86,000	87,000	6,880	8
13,500	14,000	1,080	8	42,000	43,000	3,360	8	87,000	88,000	6,960	8
14,000	14,500	1,120	8	43,000	44,000	3,440	8	88,000	89,000	7,040	8
14,500	15,000	1,160	8	44,000	45,000	3,520	8	89,000	90,000	7,120	8
15,000	15,500	1,200	8	45,000	46,000	3,600	8	90,000	92,000	7,200	8
15,500	16,000	1,240	8	46,000	47,000	3,680	8	92,000	94,000	7,360	8
16,000	16,500	1,280	8	47,000	48,000	3,760	8	94,000	96,000	7,520	8
16,500	17,000	1,320	8	48,000	49,000	3,840	8	96,000	98,000	7,680	8
17,000	17,500	1,360	8	49,000	50,000	3,920	8	98,000	100,000	7,840	8
17,500	18,000	1,400	8	50,000	51,000	4,000	8	100,000	102,000	8,000	8
18,000	18,500	1,440	8	51,000	52,000	4,080	8	102,000	104,000	8,200	8
18,500	19,000	1,480	8	52,000	53,000	4,160	8	104,000	106,000	8,400	8
19,000	19,500	1,520	8	53,000	54,000	4,240	8	106,000	108,000	8,600	8
19,500	20,000	1,560	8	54,000	55,000	4,320	8	108,000	110,000	8,800	8
20,000	20,500	1,600	8	55,000	56,000	4,400	8	110,000	112,000	9,000	8
20,500	21,000	1,640	8	56,000	57,000	4,480	8	112,000	114,000	9,200	8
21,000	21,500	1,680	8	57,000	58,000	4,560	8	114,000	116,000	9,400	8
21,500	22,000	1,720	8	58,000	59,000	4,640	8	116,000	118,000	9,600	8
22,000	22,500	1,760	8	59,000	60,000	4,720	8	118,000	120,000	9,800	8

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	10,000	8	210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	39,750	11
122,000	124,000	10,200	8	213,000	216,000	19,950	9	348,000	351,000	40,200	11
124,000	126,000	10,400	8	216,000	219,000	20,400	9	351,000	354,000	40,650	11
126,000	128,000	10,600	8	219,000	222,000	20,850	9	354,000	357,000	41,100	11
128,000	130,000	10,800	8	222,000	225,000	21,300	9	357,000	360,000	41,550	11
130,000	132,000	11,000	8	225,000	228,000	21,750	9	360,000	363,000	42,000	11
132,000	134,000	11,200	8	228,000	231,000	22,200	9	363,000	366,000	42,450	11
134,000	136,000	11,400	8	231,000	234,000	22,650	9	366,000	369,000	42,900	11
136,000	138,000	11,600	8	234,000	237,000	23,100	9	369,000	372,000	43,350	11
138,000	140,000	11,800	8	237,000	240,000	23,550	9	372,000	375,000	43,800	11
140,000	142,000	12,000	8	240,000	243,000	24,000	10	375,000	378,000	44,250	11
142,000	144,000	12,200	8	243,000	246,000	24,450	10	378,000	381,000	44,700	11
144,000	146,000	12,400	8	246,000	249,000	24,900	10	381,000	384,000	45,150	11
146,000	148,000	12,600	8	249,000	252,000	25,350	10	384,000	387,000	45,600	11
148,000	150,000	12,800	8	252,000	255,000	25,800	10	387,000	390,000	46,050	11
150,000	152,000	13,000	8	255,000	258,000	26,250	10	390,000	394,000	46,500	11
152,000	154,000	13,200	8	258,000	261,000	26,700	10	394,000	398,000	47,100	11
154,000	156,000	13,400	8	261,000	264,000	27,150	10	398,000	402,000	47,700	11
156,000	158,000	13,600	8	264,000	267,000	27,600	10	402,000	406,000	48,300	12
158,000	160,000	13,800	8	267,000	270,000	28,050	10	406,000	410,000	48,900	12
160,000	162,000	14,000	8	270,000	273,000	28,500	10	410,000	414,000	49,500	12
162,000	164,000	14,200	8	273,000	276,000	28,950	10	414,000	418,000	50,100	12
164,000	166,000	14,400	8	276,000	279,000	29,400	10	418,000	422,000	50,700	12
166,000	168,000	14,600	8	279,000	282,000	29,850	10	422,000	426,000	51,300	12
168,000	170,000	14,800	8	282,000	285,000	30,300	10	426,000	430,000	51,900	12
170,000	172,000	15,000	8	285,000	288,000	30,750	10	430,000	434,000	52,500	12
172,000	174,000	15,200	8	288,000	291,000	31,200	10	434,000	438,000	53,100	12
174,000	176,000	15,400	8	291,000	294,000	31,650	10	438,000	442,000	53,700	12
176,000	178,000	15,600	8	294,000	297,000	32,100	10	442,000	446,000	54,300	12
178,000	180,000	15,800	8	297,000	300,000	32,550	10	446,000	450,000	54,900	12
180,000	182,000	16,000	8	300,000	303,000	33,000	11	450,000	454,000	55,500	12
182,000	184,000	16,200	8	303,000	306,000	33,450	11	454,000	458,000	56,100	12
184,000	186,000	16,400	8	306,000	309,000	33,900	11	458,000	462,000	56,700	12
186,000	188,000	16,600	8	309,000	312,000	34,350	11	462,000	466,000	57,300	12
188,000	190,000	16,800	8	312,000	315,000	34,800	11	466,000	470,000	57,900	12
190,000	192,000	17,000	8	315,000	318,000	35,250	11	470,000	474,000	58,500	12
192,000	194,000	17,200	8	318,000	321,000	35,700	11	474,000	478,000	59,100	12
194,000	196,000	17,400	8	321,000	324,000	36,150	11	478,000	482,000	59,700	12
196,000	198,000	17,600	8	324,000	327,000	36,600	11	482,000	486,000	60,300	12
198,000	200,000	17,800	8	327,000	330,000	37,050	11	486,000	490,000	60,900	12
200,000	202,000	18,000	9	330,000	333,000	37,500	11	490,000	494,000	61,500	12
202,000	204,000	18,300	9	333,000	336,000	37,950	11	494,000	498,000	62,100	12
204,000	206,000	18,600	9	336,000	339,000	38,400	11	498,000	502,000	62,700	12
206,000	208,000	18,900	9	339,000	342,000	38,850	11	502,000	506,000	63,400	12
208,000	210,000	19,200	9	342,000	345,000	39,300	11	506,000	510,000	64,200	12

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に對する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
510,000	514,000	65,000	12	655,000	660,000	94,000	14	830,000	835,000	130,500	15
514,000	518,000	65,800	12	660,000	665,000	95,000	14	835,000	840,000	131,750	15
518,000	522,000	66,600	12	665,000	670,000	96,000	14	840,000	845,000	133,000	15
522,000	526,000	67,400	12	670,000	675,000	97,000	14	845,000	850,000	134,250	15
526,000	530,000	68,200	12	675,000	680,000	98,000	14	850,000	855,000	135,500	15
530,000	534,000	69,000	13	680,000	685,000	99,000	14	855,000	860,000	136,750	15
534,000	538,000	69,800	13	685,000	690,000	100,000	14	860,000	865,000	138,000	16
538,000	542,000	70,600	13	690,000	695,000	101,000	14	865,000	870,000	139,250	16
542,000	546,000	71,400	13	695,000	700,000	102,000	14	870,000	875,000	140,500	16
546,000	550,000	72,200	13	700,000	705,000	103,000	14	875,000	880,000	141,750	16
550,000	554,000	73,000	13	705,000	710,000	104,000	14	880,000	885,000	143,000	16
554,000	558,000	73,800	13	710,000	715,000	105,000	14	885,000	890,000	144,250	16
558,000	562,000	74,600	13	715,000	720,000	106,000	14	890,000	895,000	145,500	16
562,000	566,000	75,400	13	720,000	725,000	107,000	14	895,000	900,000	146,750	16
566,000	570,000	76,200	13	725,000	730,000	108,000	14	900,000	905,000	148,000	16
570,000	574,000	77,000	13	730,000	735,000	109,000	14	905,000	910,000	149,250	16
574,000	578,000	77,800	13	735,000	740,000	110,000	14	910,000	915,000	150,500	16
578,000	582,000	78,600	13	740,000	745,000	111,000	15	915,000	920,000	151,750	16
582,000	586,000	79,400	13	745,000	750,000	112,000	15	920,000	925,000	153,000	16
586,000	590,000	80,200	13	750,000	755,000	113,000	15	925,000	930,000	154,250	16
590,000	594,000	81,000	13	755,000	760,000	114,000	15	930,000	935,000	155,500	16
594,000	598,000	81,800	13	760,000	765,000	115,000	15	935,000	940,000	156,750	16
598,000	602,000	82,600	13	765,000	770,000	116,000	15	940,000	945,000	158,000	16
602,000	606,000	83,400	13	770,000	775,000	117,000	15	945,000	950,000	159,250	16
606,000	610,000	84,200	13	775,000	780,000	118,000	15	950,000	955,000	160,500	16
610,000	614,000	85,000	13	780,000	785,000	119,000	15	955,000	960,000	161,750	16
614,000	618,000	85,800	13	785,000	790,000	120,000	15	960,000	965,000	163,000	16
618,000	622,000	86,600	14	790,000	795,000	121,000	15	965,000	970,000	164,250	17
622,000	626,000	87,400	14	795,000	800,000	122,000	15	970,000	975,000	165,500	17
626,000	630,000	88,200	14	800,000	805,000	123,000	15	975,000	980,000	166,750	17
630,000	635,000	89,000	14	805,000	810,000	124,250	15	980,000	985,000	168,000	17
635,000	640,000	90,000	14	810,000	815,000	125,500	15	985,000	990,000	169,250	17
640,000	645,000	91,000	14	815,000	820,000	126,750	15	990,000	995,000	170,500	17
645,000	650,000	92,000	14	820,000	825,000	128,000	15	995,000	1,000,000	171,750	17
650,000	655,000	93,000	14	825,000	830,000	129,250	15	1,000,000 円		173,000	17

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 500	円未満	円 0	円 22,500	円 23,000	円 1,800	円 60,000	円 61,000	円 4,800
500	1,000	40	23,000	23,500	1,840	61,000	62,000	4,880
1,000	1,500	80	23,500	24,000	1,880	62,000	63,000	4,960
1,500	2,000	120	24,000	24,500	1,920	63,000	64,000	5,040
2,000	2,500	160	24,500	25,000	1,960	64,000	65,000	5,120
2,500	3,000	200	25,000	25,500	2,000	65,000	66,000	5,200
3,000	3,500	240	25,500	26,000	2,040	66,000	67,000	5,280
3,500	4,000	280	26,000	26,500	2,080	67,000	68,000	5,360
4,000	4,500	320	26,500	27,000	2,120	68,000	69,000	5,440
4,500	5,000	360	27,000	27,500	2,160	69,000	70,000	5,520
5,000	5,500	400	27,500	28,000	2,200	70,000	71,000	5,600
5,500	6,000	440	28,000	28,500	2,240	71,000	72,000	5,680
6,000	6,500	480	28,500	29,000	2,280	72,000	73,000	5,760
6,500	7,000	520	29,000	29,500	2,320	73,000	74,000	5,840
7,000	7,500	560	29,500	30,000	2,360	74,000	75,000	5,920
7,500	8,000	600	30,000	31,000	2,400	75,000	76,000	6,000
8,000	8,500	640	31,000	32,000	2,480	76,000	77,000	6,080
8,500	9,000	680	32,000	33,000	2,560	77,000	78,000	6,160
9,000	9,500	720	33,000	34,000	2,640	78,000	79,000	6,240
9,500	10,000	760	34,000	35,000	2,720	79,000	80,000	6,320
10,000	10,500	800	35,000	36,000	2,800	80,000	81,000	6,400
10,500	11,000	840	36,000	37,000	2,880	81,000	82,000	6,480
11,000	11,500	880	37,000	38,000	2,960	82,000	83,000	6,560
11,500	12,000	920	38,000	39,000	3,040	83,000	84,000	6,640
12,000	12,500	960	39,000	40,000	3,120	84,000	85,000	6,720
12,500	13,000	1,000	40,000	41,000	3,200	85,000	86,000	6,800
13,000	13,500	1,040	41,000	42,000	3,280	86,000	87,000	6,880
13,500	14,000	1,080	42,000	43,000	3,360	87,000	88,000	6,960
14,000	14,500	1,120	43,000	44,000	3,440	88,000	89,000	7,040
14,500	15,000	1,160	44,000	45,000	3,520	89,000	90,000	7,120
15,000	15,500	1,200	45,000	46,000	3,600	90,000	92,000	7,200
15,500	16,000	1,240	46,000	47,000	3,680	92,000	94,000	7,360
16,000	16,500	1,280	47,000	48,000	3,760	94,000	96,000	7,520
16,500	17,000	1,320	48,000	49,000	3,840	96,000	98,000	7,680
17,000	17,500	1,360	49,000	50,000	3,920	98,000	100,000	7,840
17,500	18,000	1,400	50,000	51,000	4,000	100,000	102,000	8,000
18,000	18,500	1,440	51,000	52,000	4,080	102,000	104,000	8,160
18,500	19,000	1,480	52,000	53,000	4,160	104,000	106,000	8,320
19,000	19,500	1,520	53,000	54,000	4,240	106,000	108,000	8,480
19,500	20,000	1,560	54,000	55,000	4,320	108,000	110,000	8,640
20,000	20,500	1,600	55,000	56,000	4,400	110,000	112,000	8,800
20,500	21,000	1,640	56,000	57,000	4,480	112,000	114,000	8,960
21,000	21,500	1,680	57,000	58,000	4,560	114,000	116,000	9,120
21,500	22,000	1,720	58,000	59,000	4,640	116,000	118,000	9,280
22,000	22,500	1,760	59,000	60,000	4,720	118,000	120,000	9,440

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以	未		以	未		以	未	
上	満		上	満		上	満	
120,000	122,000	9,600	210,000	213,000	16,800	345,000	348,000	27,600
122,000	124,000	9,760	213,000	216,000	17,040	348,000	351,000	27,840
124,000	126,000	9,920	216,000	219,000	17,280	351,000	354,000	28,080
126,000	128,000	10,080	219,000	222,000	17,520	354,000	357,000	28,320
128,000	130,000	10,240	222,000	225,000	17,760	357,000	360,000	28,560
130,000	132,000	10,400	225,000	228,000	18,000	360,000	363,000	28,800
132,000	134,000	10,560	228,000	231,000	18,240	363,000	366,000	29,040
134,000	136,000	10,720	231,000	234,000	18,480	366,000	369,000	29,280
136,000	138,000	10,880	234,000	237,000	18,720	369,000	372,000	29,520
138,000	140,000	11,040	237,000	240,000	18,960	372,000	375,000	29,760
140,000	142,000	11,200	240,000	243,000	19,200	375,000	378,000	30,000
142,000	144,000	11,360	243,000	246,000	19,440	378,000	381,000	30,240
144,000	146,000	11,520	246,000	249,000	19,680	381,000	384,000	30,480
146,000	148,000	11,680	249,000	252,000	19,920	384,000	387,000	30,720
148,000	150,000	11,840	252,000	255,000	20,160	387,000	390,000	30,960
150,000	152,000	12,000	255,000	258,000	20,400	390,000	394,000	31,200
152,000	154,000	12,160	258,000	261,000	20,640	394,000	398,000	31,520
154,000	156,000	12,320	261,000	264,000	20,880	398,000	402,000	31,840
156,000	158,000	12,480	264,000	267,000	21,120	402,000	406,000	32,160
158,000	160,000	12,640	267,000	270,000	21,360	406,000	410,000	32,480
160,000	162,000	12,800	270,000	273,000	21,600	410,000	414,000	32,800
162,000	164,000	12,960	273,000	276,000	21,840	414,000	418,000	33,120
164,000	166,000	13,120	276,000	279,000	22,080	418,000	422,000	33,440
166,000	168,000	13,280	279,000	282,000	22,320	422,000	426,000	33,760
168,000	170,000	13,440	282,000	285,000	22,560	426,000	430,000	34,080
170,000	172,000	13,600	285,000	288,000	22,800	430,000	434,000	34,400
172,000	174,000	13,760	288,000	291,000	23,040	434,000	438,000	34,720
174,000	176,000	13,920	291,000	294,000	23,280	438,000	442,000	35,040
176,000	178,000	14,080	294,000	297,000	23,520	442,000	446,000	35,360
178,000	180,000	14,240	297,000	300,000	23,760	446,000	450,000	35,680
180,000	182,000	14,400	300,000	303,000	24,000	450,000	454,000	36,000
182,000	184,000	14,560	303,000	306,000	24,240	454,000	458,000	36,320
184,000	186,000	14,720	306,000	309,000	24,480	458,000	462,000	36,640
186,000	188,000	14,880	309,000	312,000	24,720	462,000	466,000	36,960
188,000	190,000	15,040	312,000	315,000	24,960	466,000	470,000	37,280
190,000	192,000	15,200	315,000	318,000	25,200	470,000	474,000	37,600
192,000	194,000	15,360	318,000	321,000	25,440	474,000	478,000	37,920
194,000	196,000	15,520	321,000	324,000	25,680	478,000	482,000	38,240
196,000	198,000	15,680	324,000	327,000	25,920	482,000	486,000	38,560
198,000	200,000	15,840	327,000	330,000	26,160	486,000	490,000	38,880
200,000	202,000	16,000	330,000	333,000	26,400	490,000	494,000	39,200
202,000	204,000	16,160	333,000	336,000	26,640	494,000	498,000	39,520
204,000	206,000	16,320	336,000	339,000	26,880	498,000	502,000	39,840
206,000	208,000	16,480	339,000	342,000	27,120	502,000	506,000	40,200
208,000	210,000	16,640	342,000	345,000	27,360	506,000	510,000	40,600

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 510,000	円 514,000	円 41,000	円 655,000	円 660,000	円 55,500	円 830,000	円 835,000	円 73,000
514,000	518,000	41,400	660,000	665,000	56,000	835,000	840,000	73,500
518,000	522,000	41,800	665,000	670,000	56,500	840,000	845,000	74,000
522,000	526,000	42,200	670,000	675,000	57,000	845,000	850,000	74,500
526,000	530,000	42,600	675,000	680,000	57,500	850,000	855,000	75,000
530,000	534,000	43,000	680,000	685,000	58,000	855,000	860,000	75,500
534,000	538,000	43,400	685,000	690,000	58,500	860,000	865,000	76,000
538,000	542,000	43,800	690,000	695,000	59,000	865,000	870,000	76,500
542,000	546,000	44,200	695,000	700,000	59,500	870,000	875,000	77,000
546,000	550,000	44,600	700,000	705,000	60,000	875,000	880,000	77,500
550,000	554,000	45,000	705,000	710,000	60,500	880,000	885,000	78,000
554,000	558,000	45,400	710,000	715,000	61,000	885,000	890,000	78,500
558,000	562,000	45,800	715,000	720,000	61,500	890,000	895,000	79,000
562,000	566,000	46,200	720,000	725,000	62,000	895,000	900,000	79,500
566,000	570,000	46,600	725,000	730,000	62,500	900,000	905,000	80,000
570,000	574,000	47,000	730,000	735,000	63,000	905,000	910,000	80,500
574,000	578,000	47,400	735,000	740,000	63,500	910,000	915,000	81,000
578,000	582,000	47,800	740,000	745,000	64,000	915,000	920,000	81,500
582,000	586,000	48,200	745,000	750,000	64,500	920,000	925,000	82,000
586,000	590,000	48,600	750,000	755,000	65,000	925,000	930,000	82,500
590,000	594,000	49,000	755,000	760,000	65,500	930,000	935,000	83,000
594,000	598,000	49,400	760,000	765,000	66,000	935,000	940,000	83,500
598,000	602,000	49,800	765,000	770,000	66,500	940,000	945,000	84,000
602,000	606,000	50,200	770,000	775,000	67,000	945,000	950,000	84,500
606,000	610,000	50,600	775,000	780,000	67,500	950,000	955,000	85,000
610,000	614,000	51,000	780,000	785,000	68,000	955,000	960,000	85,500
614,000	618,000	51,400	785,000	790,000	68,500	960,000	965,000	86,000
618,000	622,000	51,800	790,000	795,000	69,000	965,000	970,000	86,500
622,000	626,000	52,200	795,000	800,000	69,500	970,000	975,000	87,000
626,000	630,000	52,600	800,000	805,000	70,000	975,000	980,000	87,500
630,000	635,000	53,000	805,000	810,000	70,500	980,000	985,000	88,000
635,000	640,000	53,500	810,000	815,000	71,000	985,000	990,000	88,500
640,000	645,000	54,000	815,000	820,000	71,500	990,000	995,000	89,000
645,000	650,000	54,500	820,000	825,000	72,000	995,000	1,000,000	89,500
650,000	655,000	55,000	825,000	830,000	72,500	1,000,000円		90,000

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以上	未 満	税 額												額	
円 11,300	円未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の6%に相当 する金額	
11,300	11,500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	738	
11,500	11,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	757	
11,700	11,900	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	776	
11,900	12,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	795	
12,100	12,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	815	
12,300	12,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	834	
12,500	12,700	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	853	
12,700	12,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872	
12,900	13,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	891	
13,100	13,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	911	
13,300	13,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	930	
13,500	13,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	949	
13,700	13,900	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968	
13,900	14,100	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	987	
14,100	14,300	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,007	
14,300	14,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,026	
14,500	14,700	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,045	
14,700	14,900	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,064	
14,900	15,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,083	
15,100	15,300	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,103	
15,300	15,500	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122	
15,500	15,900	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,141	
15,900	16,300	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,179	
16,300	16,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,239	
16,700	17,100	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,309	
17,100	17,500	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380	
17,500	17,900	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462	
17,900	18,300	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545	
18,300	18,700	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,627	
18,700	19,100	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	
19,100	19,500	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792	
19,500	19,900	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,874	
19,900	20,300	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,957	
20,300	20,700	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,039	
20,700	21,100	620	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122	
21,100	21,500	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,204	
21,500	21,900	670	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,286	
21,900	22,300	700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,365	
22,300	22,700	730	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,441	
22,700	23,100	760	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,517	
23,100	23,500	800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,593	
23,500	23,900	830	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,669	
23,900	24,300	860	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,745	
24,300	24,700	890	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,821	
24,700	25,100	920	210	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,897	

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
25,100	25,500	960	230	30	0	0	0	0	0	0	0	0	2,973	
25,500	25,900	990	260	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,049	
25,900	26,300	1,020	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0	3,125	
26,300	26,700	1,050	310	110	0	0	0	0	0	0	0	0	3,201	
26,700	27,100	1,080	330	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,277	
27,100	27,500	1,120	360	160	0	0	0	0	0	0	0	0	3,353	
27,500	28,100	1,160	390	190	0	0	0	0	0	0	0	0	3,429	
28,100	28,700	1,200	430	230	30	0	0	0	0	0	0	0	3,543	
28,700	29,300	1,250	470	270	70	0	0	0	0	0	0	0	3,657	
29,300	29,900	1,300	510	310	110	0	0	0	0	0	0	0	3,771	
29,900	30,500	1,350	550	350	150	0	0	0	0	0	0	0	3,895	
30,500	31,100	1,400	580	380	180	0	0	0	0	0	0	0	4,076	
31,100	31,700	1,440	620	420	220	20	0	0	0	0	0	0	4,268	
31,700	32,300	1,490	660	460	260	60	0	0	0	0	0	0	4,460	
32,300	32,900	1,560	710	500	300	100	0	0	0	0	0	0	4,643	
32,900	33,500	1,630	760	540	340	140	0	0	0	0	0	0	4,811	
33,500	34,100	1,710	800	580	380	180	0	0	0	0	0	0	4,979	
34,100	34,700	1,780	850	620	420	220	20	0	0	0	0	0	5,147	
34,700	35,300	1,860	910	660	460	260	60	0	0	0	0	0	5,307	
35,300	35,900	1,940	960	710	500	300	100	0	0	0	0	0	5,466	
35,900	36,500	2,020	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0	0	5,625	
36,500	37,100	2,110	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0	0	5,784	
37,100	37,700	2,190	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0	0	5,943	
37,700	38,300	2,270	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0	0	6,102	
38,300	38,900	2,350	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0	0	6,261	
38,900	39,500	2,430	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0	0	6,420	
39,500	40,100	2,510	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0	0	6,579	
40,100	40,700	2,590	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0	0	6,738	
40,700	41,300	2,670	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0	0	6,897	
41,300	41,900	2,750	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0	0	7,056	
41,900	42,500	2,830	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0	0	7,215	
42,500	43,100	2,920	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0	0	7,374	
43,100	43,700	3,000	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0	0	7,594	
43,700	44,300	3,080	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0	0	7,813	
44,300	44,900	3,160	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	8,032	
44,900	45,500	3,240	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0	0	8,251	
45,500	46,500	3,350	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50	0	8,470	
46,500	47,500	3,480	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320	120	0	8,835	
47,500	48,500	3,620	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200	0	9,200	
48,500	49,500	3,750	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270	70	9,565	
49,500	50,500	3,890	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340	140	9,930	
50,500	51,500	4,020	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410	210	10,295	
51,500	52,500	4,160	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480	280	10,660	
52,500	53,500	4,290	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560	360	11,025	
53,500	54,500	4,430	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630	430	11,390	
54,500	55,500	4,560	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710	500	11,755	
55,500	56,500	4,700	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800	570	12,120	
56,500	57,500	4,830	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890	640	12,485	
57,500	58,500	4,970	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980	730	12,850	
58,500	59,500	5,100	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070	820	13,215	

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額										額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
59,500	60,500	5,250	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170	920	13,608
60,500	61,500	5,450	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270	1,020	14,034
61,500	62,500	5,650	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370	1,120	14,434
62,500	63,500	5,850	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470	1,220	14,834
63,500	64,500	6,050	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600	1,320	15,234
64,500	65,500	6,250	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	15,634
65,500	66,500	6,450	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	16,034
66,500	67,500	6,650	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	16,434
67,500	68,500	6,850	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	16,834
68,500	69,500	7,050	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	17,234
69,500	70,500	7,250	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	17,634
70,500	71,500	7,450	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	18,034
71,500	72,500	7,650	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	18,434
72,500	73,500	7,850	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	18,834
73,500	74,500	8,050	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	19,234
74,500	75,500	8,250	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	19,634
75,500	76,500	8,450	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	20,034
76,500	78,000	8,700	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590	3,210	20,434
78,000	79,500	9,000	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810	3,440	21,034
79,500	81,000	9,300	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040	3,660	21,634
81,000	82,500	9,600	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260	3,890	22,234
82,500	84,000	9,900	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490	4,110	22,834
84,000	85,500	10,200	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	23,434
85,500	87,000	10,560	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,380	4,940	4,560	24,142
87,000	88,500	10,940	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	24,817
88,500	90,000	11,310	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	25,492
90,000	91,500	11,690	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	26,167
91,500	93,000	12,060	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	26,842
93,000	94,500	12,440	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	27,517
94,500	96,000	12,810	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	28,192
96,000	97,500	13,190	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	28,867
97,500	99,000	13,560	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	29,542
99,000	100,500	13,940	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	30,217
100,500	102,000	14,310	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	30,892
102,000	103,500	14,690	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	31,567
103,500	105,000	15,060	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	32,242
105,000	106,500	15,440	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	32,917
106,500	108,000	15,810	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	33,592
108,000	109,500	16,190	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	34,267
109,500	111,000	16,560	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	34,942
111,000	112,500	16,940	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	35,617
112,500	114,000	17,310	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	36,292
114,000	115,500	17,690	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	37,033
115,500	117,000	18,060	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	37,858
117,000	118,500	18,440	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	38,683
118,500	120,000	18,860	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	39,500
120,000	122,000	19,380	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170	11,540	40,250
122,000	124,000	19,980	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670	12,040	41,250
124,000	126,000	20,580	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170	12,540	42,250
126,000	128,000	21,180	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670	13,040	43,250

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額										額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
128,000	130,000	21,780	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170	13,540	44,250
130,000	132,000	22,380	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	45,250
132,000	134,000	22,980	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	46,250
134,000	136,000	23,580	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	47,250
136,000	138,000	24,180	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	48,250
138,000	140,000	24,780	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	49,250
140,000	142,000	25,380	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	50,250
142,000	144,000	25,980	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	51,250
144,000	146,000	26,580	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	52,250
146,000	148,000	27,180	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	53,250
148,000	150,000	27,780	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	54,250
150,000	152,000	28,380	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	55,250
152,000	154,000	28,980	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	56,250
154,000	156,000	29,580	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	57,250
156,000	158,000	30,180	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	58,250
158,000	160,000	30,780	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	59,250
160,000	162,000	31,380	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	60,250
162,000	164,000	31,980	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	61,250
164,000	166,000	32,580	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	62,250
166,000	168,000	33,180	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	63,250
168,000	170,000	33,820	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	64,250
170,000	172,000	34,520	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	65,166
172,000	174,000	35,220	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	66,066
174,000	176,000	35,920	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	66,966
176,000	178,000	36,620	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	67,884
178,000	180,000	37,320	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	68,984
180,000	182,000	38,020	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	70,084
182,000	184,000	38,720	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	71,184
184,000	186,000	39,420	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	72,284
186,000	188,000	40,120	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	73,384
188,000	190,000	40,820	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	74,484
190,000	192,000	41,520	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	75,584
192,000	194,000	42,220	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	76,684
194,000	196,000	42,920	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	77,784
196,000	198,000	43,620	40,700	39,820	38,950	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	78,884
198,000	200,000	44,320	41,400	40,520	39,650	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	79,984
200,000 円		44,670	41,750	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	81,084
200,000 円 を こえ 227,000 円に満たない 金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円 をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額												81,084円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円 を こえる金額の 45%に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上 未満	税 額												
227,000円	54,120	51,200	50,320	49,450	48,570	47,700	46,820	45,950	45,070	44,200	43,320	93,234	
227,000円をこ え352,000円に 満たない金額	227,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 227,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額												93,234円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 227,000 円を こえる金額の 40%に相当す る金額を加算 した金額
352,000円	104,120	101,200	100,320	99,450	98,570	97,700	96,820	95,950	95,070	94,200	93,320	155,734	
352,000円をこ え519,000円に 満たない金額	352,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 352,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額												155,734円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 352,000 円を こえる金額の 45%に相当す る金額を加算 した金額
519,000円	179,270	176,350	175,470	174,600	173,720	172,850	171,970	171,100	170,220	169,350	168,470	247,584	
519,000円をこ える金額	519,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 519,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額												247,584円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 519,000 円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこ える1人ごとに380円を控除した金額													従たる給与に ついての扶養 親族等申告書 が提出されて いる場合には、当該申告書 に記載された 扶養親族等の 数に並び、扶 養親族等1人 ごとに380 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに500円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数の数に、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(四)及び(五)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,700	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	230	30	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	250	50	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	300	100	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	330	130	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	360	160	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	380	180	0	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	410	210	10	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	430	230	30	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	460	260	60	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	480	280	80	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	510	310	110	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	530	330	130	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	560	360	160	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	590	390	190	0	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	630	430	230	30	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	670	470	270	70	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	720	510	310	110	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	770	550	350	150	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	810	580	380	180	0	0	0	0	0	0
31,100	31,700	860	620	420	220	20	0	0	0	0	0
31,700	32,300	910	660	460	260	60	0	0	0	0	0
32,300	32,900	960	710	500	300	100	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,010	760	540	340	140	0	0	0	0	0
33,500	34,100	1,050	800	580	380	180	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,100	850	620	420	220	20	0	0	0	0
34,700	35,300	1,160	910	660	460	260	60	0	0	0	0
35,300	35,900	1,210	960	710	500	300	100	0	0	0	0
35,900	36,500	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0
36,500	37,100	1,320	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0
37,100	37,700	1,370	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0
37,700	38,300	1,430	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0
38,300	38,900	1,480	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0
38,900	39,500	1,550	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0
39,500	40,100	1,640	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0
40,100	40,700	1,720	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0
40,700	41,300	1,800	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0
41,300	41,900	1,880	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0
41,900	42,500	1,960	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0
42,500	43,100	2,040	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0
43,100	43,700	2,120	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0
43,700	44,300	2,200	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
44,300	44,000	2,280	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0
44,900	45,500	2,360	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0
45,500	46,500	2,470	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50
46,500	47,500	2,610	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320	120
47,500	48,500	2,740	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200
48,500	49,500	2,880	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270
49,500	50,500	3,010	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340
50,500	51,500	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410
51,500	52,500	3,280	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480
52,500	53,500	3,420	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560
53,500	54,500	3,550	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630
54,500	55,500	3,690	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710
55,500	56,500	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800
56,500	57,500	3,960	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890
57,500	58,500	4,090	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980
58,500	59,500	4,230	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070
59,500	60,500	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170
60,500	61,500	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270
61,500	62,500	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370
62,500	63,500	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470
63,500	64,500	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600
64,500	65,500	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750
65,500	66,500	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900
66,500	67,500	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050
67,500	68,500	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200
68,500	69,500	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350
69,500	70,500	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500
70,500	71,500	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650
71,500	72,500	6,480	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800
72,500	73,500	6,680	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950
73,500	74,500	6,880	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100
74,500	75,500	7,080	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250
75,500	76,500	7,280	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400
76,500	78,000	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590
78,000	79,500	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810
79,500	81,000	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040
81,000	82,500	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260
82,500	84,000	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490
84,000	85,500	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710
85,500	87,000	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940
87,000	88,500	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160
88,500	90,000	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430
90,000	91,500	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730
91,500	93,000	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030
93,000	94,500	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330
94,500	96,000	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630
96,000	97,500	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930
97,500	99,000	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230
99,000	100,500	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530
100,500	102,000	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
102,000	103,500	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130
103,500	105,000	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430
105,000	106,500	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730
106,500	108,000	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030
108,000	109,500	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330
109,500	111,000	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630
111,000	112,500	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930
112,500	114,000	15,850	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230
114,000	115,500	16,230	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600
115,500	117,000	16,600	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980
117,000	118,500	16,980	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350
118,500	120,000	17,350	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730
120,000	122,000	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170
122,000	124,000	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670
124,000	126,000	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170
126,000	128,000	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670
128,000	130,000	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170
130,000	132,000	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670
132,000	134,000	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170
134,000	136,000	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670
136,000	138,000	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170
138,000	140,000	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670
140,000	142,000	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170
142,000	144,000	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670
144,000	146,000	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170
146,000	148,000	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680
148,000	150,000	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280
150,000	152,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880
152,000	154,000	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480
154,000	156,000	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080
156,000	158,000	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680
158,000	160,000	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280
160,000	162,000	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880
162,000	164,000	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480
164,000	166,000	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080
166,000	168,000	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680
168,000	170,000	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280
170,000	172,000	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880
172,000	174,000	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480
174,000	176,000	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080
176,000	178,000	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680
178,000	180,000	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280
180,000	182,000	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880
182,000	184,000	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480
184,000	186,000	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080
186,000	188,000	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680
188,000	190,000	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280
190,000	192,000	39,470	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880
192,000	194,000	40,170	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480
194,000	196,000	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
196,000円	198,000円	41,570円	40,700円	39,820円	38,950円	38,070円	37,200円	36,320円	35,450円	34,570円	33,700円
198,000円	200,000円	42,270円	41,400円	40,520円	39,650円	38,770円	37,900円	37,020円	36,150円	35,270円	34,400円
200,000円		42,620円	41,750円	40,870円	40,000円	39,120円	38,250円	37,370円	36,500円	35,620円	34,750円
200,000円をこえ 227,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこ える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
227,000円		52,070円	51,200円	50,320円	49,450円	48,570円	47,700円	46,820円	45,950円	45,070円	44,200円
227,000円をこえ 352,000円に満た ない金額		227,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこ える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
352,000円		102,070円	101,200円	100,320円	99,450円	98,570円	97,700円	96,820円	95,950円	95,070円	94,200円
352,000円をこえ 519,000円に満た ない金額		352,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこ える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
519,000円		177,220円	176,350円	175,470円	174,600円	173,720円	172,850円	171,970円	171,100円	170,220円	169,350円
519,000円をこえ る金額		519,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこ える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに500円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 日 額 表
甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額											その日の社会 保険料の給 付の金額に 相当する金 額	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
420	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
440	450	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
450	460	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
500	510	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
510	520	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
520	530	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
530	540	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
580	590	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
590	600	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
600	610	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
660	670	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
670	680	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
680	700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
740	760	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
760	780	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0
780	800	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
800	820	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
820	840	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
840	860	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
860	880	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
880	900	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0
900	920	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
920	940	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0
940	960	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
960	980	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
980	1,000	45	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0	126	0
1,000	1,020	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,020	1,040	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	137	0
1,040	1,060	45	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	144	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	1,080	50	20	15	10	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,080	1,100	50	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0	156	0
1,100	1,120	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	162	0
1,120	1,140	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	167	0
1,140	1,160	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	173	0
1,160	1,180	60	30	20	15	10	0	0	0	0	0	0	178	0
1,180	1,200	65	30	25	15	10	5	0	0	0	0	0	184	0
1,200	1,220	65	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	189	0
1,220	1,240	70	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	194	0
1,240	1,260	70	35	30	20	15	5	0	0	0	0	0	199	0
1,260	1,280	75	40	30	20	15	10	0	0	0	0	0	205	0
1,280	1,300	75	40	30	25	15	10	5	0	0	0	0	210	1
1,300	1,320	80	40	35	25	20	10	5	0	0	0	0	215	2
1,320	1,340	85	45	35	25	20	15	5	0	0	0	0	221	3
1,340	1,360	85	45	35	30	20	15	10	0	0	0	0	226	4
1,360	1,380	90	50	40	30	20	15	10	0	0	0	0	231	6
1,380	1,400	90	50	40	35	25	15	10	5	0	0	0	237	7
1,400	1,440	95	55	45	35	25	20	15	5	0	0	0	242	8
1,440	1,480	100	60	45	40	30	20	15	10	0	0	0	255	11
1,480	1,520	105	65	50	40	35	25	20	10	5	0	0	269	13
1,520	1,560	110	70	55	45	40	30	20	15	10	0	0	284	16
1,560	1,600	115	75	60	50	40	35	25	20	10	5	0	299	19
1,600	1,640	120	80	70	55	45	35	30	20	15	5	0	313	21
1,640	1,680	125	85	75	60	50	40	30	25	15	10	5	328	24
1,680	1,720	135	90	80	65	55	45	35	25	20	15	5	342	27
1,720	1,760	140	95	85	70	60	45	40	30	20	15	10	357	30
1,760	1,800	145	100	90	75	65	50	40	35	25	20	10	372	33
1,800	1,840	150	105	95	80	70	55	45	40	30	20	15	386	37
1,840	1,880	155	115	100	85	75	60	50	40	35	25	20	401	40
1,880	1,920	160	120	105	95	80	70	55	45	35	30	20	415	44
1,920	1,960	165	125	110	100	85	75	60	50	40	30	25	430	48
1,960	2,000	170	130	115	105	90	80	65	55	45	35	25	445	51
2,000	2,040	180	135	120	110	95	85	70	60	50	40	30	461	55
2,040	2,080	185	140	130	115	105	90	80	65	55	45	35	477	58
2,080	2,120	195	145	135	120	110	95	85	70	60	45	40	493	62
2,120	2,160	200	155	140	130	115	105	90	75	65	50	45	509	66
2,160	2,200	210	160	145	135	120	110	95	85	70	60	45	525	70
2,200	2,240	220	165	150	140	125	115	100	90	75	65	50	541	75
2,240	2,280	225	170	160	145	135	120	110	95	85	70	60	557	81
2,280	2,320	235	180	165	150	140	125	115	100	90	75	65	573	86
2,320	2,360	240	185	170	160	145	135	120	105	95	80	70	589	91
2,360	2,400	250	195	180	165	150	140	125	115	100	90	75	605	97
2,400	2,440	260	205	185	170	155	145	130	120	105	95	80	621	102
2,440	2,480	265	210	195	175	165	150	140	125	115	100	90	637	108
2,480	2,520	275	220	200	185	170	155	145	130	120	105	95	653	113
2,520	2,560	280	225	210	195	175	165	150	135	125	110	100	669	118
2,560	2,600	290	235	220	200	185	170	155	145	130	120	105	685	124
2,600	2,640	300	245	225	210	190	175	160	150	135	125	110	701	129
2,640	2,700	310	255	235	220	200	185	170	155	145	130	120	717	135
2,700	2,760	320	265	250	230	215	195	180	165	155	140	130	741	143

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,760	2,820	330	275	260	245	225	210	195	175	160	150	135	765	152
2,820	2,880	345	290	270	255	240	220	205	190	170	160	145	790	161
2,880	2,940	360	300	285	265	250	235	215	200	185	170	155	818	170
2,940	3,000	375	315	295	280	260	245	230	210	195	180	165	845	179
3,000	3,060	390	325	310	290	275	255	240	225	205	190	175	872	188
3,060	3,120	405	335	320	305	285	270	255	235	220	200	185	899	197
3,120	3,180	420	350	330	315	300	280	265	250	230	215	195	926	206
3,180	3,240	435	365	345	325	310	295	275	260	245	225	210	953	215
3,240	3,300	450	380	360	340	320	305	290	270	255	240	220	980	224
3,300	3,360	465	395	375	355	335	315	300	285	265	250	235	1,007	233
3,360	3,420	480	410	390	370	350	330	315	295	280	260	245	1,034	243
3,420	3,480	495	425	405	385	365	340	325	310	290	275	255	1,061	255
3,480	3,540	510	440	420	400	380	355	335	320	305	285	270	1,088	267
3,540	3,600	525	455	435	415	395	370	350	330	315	300	280	1,115	279
3,600	3,660	540	470	450	430	410	385	365	345	325	310	295	1,142	291
3,660	3,720	555	485	465	445	425	400	380	360	340	320	305	1,169	303
3,720	3,780	570	500	480	460	440	415	395	375	355	335	315	1,196	315
3,780	3,840	585	515	495	475	455	430	410	390	370	350	330	1,223	327
3,840	3,900	600	530	510	490	470	445	425	405	385	365	340	1,256	339
3,900	3,960	615	545	525	505	485	460	440	420	400	380	355	1,289	351
3,960	4,020	630	560	540	520	500	475	455	435	415	395	370	1,322	363
4,020	4,080	650	575	555	535	515	490	470	450	430	410	385	1,352	375
4,080	4,140	670	590	570	550	530	505	485	465	445	425	400	1,382	387
4,140	4,200	685	605	585	565	545	520	500	480	460	440	415	1,412	399
4,200	4,260	705	620	600	580	560	535	515	495	475	455	430	1,442	411
4,260	4,320	720	640	615	595	575	550	530	510	490	470	445	1,472	423
4,320	4,380	740	655	630	610	590	565	545	525	505	485	460	1,502	435
4,380	4,440	760	675	650	625	605	580	560	540	520	500	475	1,532	447
4,440	4,500	775	695	665	640	620	595	575	555	535	515	490	1,562	459
4,500	4,580	795	715	690	665	640	615	595	570	550	530	510	1,592	473
4,580	4,660	820	740	710	685	660	635	615	590	570	550	530	1,632	493
4,660	4,740	845	760	735	710	685	660	635	610	590	570	550	1,672	513
4,740	4,820	870	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570	1,712	533
4,820	4,900	895	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590	1,752	553
4,900	4,980	915	835	810	785	760	735	710	680	655	630	610	1,792	573
4,980	5,060	940	860	830	805	780	755	730	705	680	655	630	1,832	593
5,060	5,140	965	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655	1,872	613
5,140	5,220	990	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680	1,912	633
5,220	5,300	1,015	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705	1,952	653
5,300	5,380	1,035	955	930	905	880	855	830	800	775	750	725	1,992	673
5,380	5,460	1,060	980	950	925	900	875	850	825	800	775	750	2,032	693
5,460	5,540	1,085	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775	2,072	713
5,540	5,620	1,110	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	2,112	733
5,620	5,700	1,135	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	2,151	753
5,700	5,780	1,165	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	920	895	870	845	2,187	773
5,780	5,860	1,190	1,100	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	870	2,223	793
5,860	5,940	1,220	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	2,259	813
5,940	6,020	1,245	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	2,303	833
6,020	6,100	1,275	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	2,347	855
6,100	6,180	1,305	1,205	1,175	1,145	1,120	1,095	1,070	1,040	1,015	990	965	2,391	879

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人		
以 上	未 満	税 額											円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,180	6,260	1,330	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	990	2,435	903
6,260	6,340	1,360	1,260	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	2,479	927
6,340	6,420	1,385	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	2,523	951
6,420	6,500	1,415	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090	1,065	2,567	975
6,500円		1,430	1,330	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100	1,075	2,611	998
6,500円をこえ 7,560円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,611円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	998円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,560円		1,800	1,700	1,675	1,645	1,615	1,585	1,555	1,525	1,495	1,470	1,445	3,088	1,369
7,560円をこえ 11,730円に満 たない金額		7,560円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,088円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,369円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,730円		3,470	3,370	3,345	3,315	3,285	3,255	3,225	3,195	3,165	3,140	3,115	5,173	3,037
11,730円をこ え17,280円に 満たない金額		11,730円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,173円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,037円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
17,280 ^円	5,965 ^円	5,865 ^円	5,840 ^円	5,810 ^円	5,780 ^円	5,750 ^円	5,720 ^円	5,690 ^円	5,660 ^円	5,635 ^円	5,610 ^円	8,225 ^円	5,534 ^円	
17,280 円 を こ える金額	17,280 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,280 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額											8,225 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,280 円 をこえる金 額の60%に 相当する金 額を加算し た金額	5,534 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,280 円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額														
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、控除対象配偶者又は 扶養親族である 障害者がある場合には、当該障害者 1 人につ き 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(ii) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(iii) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が 10 人である者として(ii)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(iv) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額(昭和37年4月1日から同年12月31日までの間に支給すべき当該給与については、当該金額から3円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ニ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 670円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
920	940	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	15	10	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	30	20	15	10	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	25	15	10	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0
1,120	1,140	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,160	1,180	40	30	20	15	10	0	0	0	0	0
1,180	1,200	40	30	25	15	10	5	0	0	0	0
1,200	1,220	40	35	25	20	10	5	0	0	0	0
1,220	1,240	45	35	25	20	10	5	0	0	0	0
1,240	1,260	45	35	30	20	15	5	0	0	0	0
1,260	1,280	45	40	30	20	15	10	0	0	0	0
1,280	1,300	50	40	30	25	15	10	5	0	0	0
1,300	1,320	50	40	35	25	20	10	5	0	0	0
1,320	1,340	55	45	35	25	20	15	5	0	0	0
1,340	1,360	55	45	35	30	20	15	10	0	0	0
1,360	1,380	60	45	40	30	20	15	10	0	0	0
1,380	1,400	60	50	40	30	25	15	10	5	0	0
1,400	1,440	65	55	45	35	25	20	15	5	0	0
1,440	1,480	70	60	45	40	30	20	15	10	0	0
1,480	1,520	75	65	50	40	35	25	20	10	5	0
1,520	1,560	80	70	55	45	40	30	20	15	10	0
1,560	1,600	85	75	60	50	40	35	25	15	10	5
1,600	1,640	95	80	70	55	45	35	30	20	15	5
1,640	1,680	100	85	75	60	50	40	30	25	15	10
1,680	1,720	105	90	80	65	55	45	35	25	20	15

口 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 1,720	円 1,760	円 110	円 95	円 85	円 70	円 60	円 45	円 40	円 30	円 20	円 15
1,760	1,800	115	100	90	75	65	50	40	35	25	20
1,800	1,840	120	105	95	80	70	55	45	40	30	20
1,840	1,880	125	115	100	85	75	60	50	40	35	25
1,880	1,920	130	120	105	95	80	70	55	45	35	30
1,920	1,960	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,960	2,000	140	130	115	105	90	80	65	55	45	35
2,000	2,040	145	135	120	110	95	85	70	60	50	40
2,040	2,080	155	140	130	115	105	90	80	65	55	45
2,080	2,120	160	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,120	2,160	165	155	140	130	115	100	90	75	65	50
2,160	2,200	170	160	145	135	120	110	95	85	70	60
2,200	2,240	180	165	150	140	125	115	100	90	75	65
2,240	2,280	185	170	160	145	135	120	110	95	85	70
2,280	2,320	195	180	165	150	140	125	115	100	90	75
2,320	2,360	205	185	170	160	145	130	120	105	95	80
2,360	2,400	210	195	180	165	150	140	125	115	100	90
2,400	2,440	220	200	185	170	155	145	130	120	105	95
2,440	2,480	225	210	195	175	165	150	140	125	115	100
2,480	2,520	235	220	200	185	170	155	145	130	120	105
2,520	2,560	245	225	210	195	175	160	150	135	125	110
2,560	2,600	250	235	220	200	185	170	155	145	130	120
2,600	2,640	260	240	225	210	190	175	160	150	135	125
2,640	2,700	270	250	235	220	200	185	170	155	145	130
2,700	2,760	280	265	250	230	215	195	180	165	155	140
2,760	2,820	295	275	260	245	225	210	190	175	160	150
2,820	2,880	305	290	270	255	240	220	205	190	170	160
2,880	2,940	315	300	285	265	250	235	215	200	185	170
2,940	3,000	330	310	295	280	260	245	230	210	195	180
3,000	3,060	340	325	310	290	275	255	240	225	205	190
3,060	3,120	355	335	320	305	285	270	250	235	220	200
3,120	3,180	370	350	330	315	300	280	265	250	230	215
3,180	3,240	385	365	345	325	310	295	275	260	245	225
3,240	3,300	400	380	360	340	320	305	290	270	255	240
3,300	3,360	415	395	375	355	335	315	300	285	265	250
3,360	3,420	430	410	390	370	345	330	310	295	280	260
3,420	3,480	445	425	405	385	360	340	325	310	290	275
3,480	3,540	460	440	420	400	375	355	335	320	305	285
3,540	3,600	475	455	435	415	390	370	350	330	315	300
3,600	3,660	490	470	450	430	405	385	365	345	325	310
3,660	3,720	505	485	465	445	420	400	380	360	340	320
3,720	3,780	520	500	480	460	435	415	395	375	355	335
3,780	3,840	535	515	495	475	450	430	410	390	370	345
3,840	3,900	550	530	510	490	465	445	425	405	385	360
3,900	3,960	565	545	525	505	480	460	440	420	400	375
3,960	4,020	580	560	540	520	495	475	455	435	415	390
4,020	4,080	595	575	555	535	510	490	470	450	430	405
4,080	4,140	610	590	570	550	525	505	485	465	445	420
4,140	4,200	625	605	585	565	540	520	500	480	460	435
4,200	4,260	645	620	600	580	555	535	515	495	475	450

ロ 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,260	4,320	665	640	615	595	570	550	530	510	490	465
4,320	4,380	680	655	630	610	585	565	545	525	505	480
4,380	4,440	700	675	650	625	600	580	560	540	520	495
4,440	4,500	715	690	665	640	615	595	575	555	535	510
4,500	4,580	740	715	690	665	640	615	595	570	550	530
4,580	4,660	760	735	710	685	660	635	615	590	570	550
4,660	4,740	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570
4,740	4,820	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590
4,820	4,900	835	810	785	760	735	710	685	660	635	610
4,900	4,980	860	835	810	785	760	730	705	680	655	630
4,980	5,060	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655
5,060	5,140	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680
5,140	5,220	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705
5,220	5,300	955	930	905	880	855	830	805	780	755	730
5,300	5,380	980	955	930	905	880	850	825	800	775	750
5,380	5,460	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775
5,460	5,540	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800
5,540	5,620	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825
5,620	5,700	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850
5,700	5,780	1,100	1,075	1,050	1,025	1,000	970	945	920	895	870
5,780	5,860	1,125	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895
5,860	5,940	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920
5,940	6,020	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945
6,020	6,100	1,205	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970
6,100	6,180	1,235	1,205	1,175	1,145	1,120	1,090	1,065	1,040	1,015	990
6,180	6,260	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015
6,260	6,340	1,290	1,260	1,230	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040
6,340	6,420	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065
6,420	6,500	1,345	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090
6,500 円		1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100
6,500 円をこえ 7,560 円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35 % に相当する金額を加算した金額									
7,560 円		円 1,730	円 1,700	円 1,670	円 1,645	円 1,615	円 1,585	円 1,555	円 1,525	円 1,495	円 1,470
7,560 円をこえ 11,730 円に満た ない金額		7,560 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,560 円をこえる 金額の 40 % に相当する金額を加算した金額									
11,730 円		円 3,400	円 3,370	円 3,340	円 3,315	円 3,285	円 3,255	円 3,225	円 3,195	円 3,165	円 3,140
11,730 円をこえ 17,280 円に満た ない金額		11,730 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,730 円をこえ る金額の 45 % に相当する金額を加算した金額									

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
17,280 円		5,895 ^円	5,865 ^円	5,835 ^円	5,810 ^円	5,780 ^円	5,750 ^円	5,720 ^円	5,690 ^円	5,660 ^円	5,635 ^円
17,280 円をこえる金額		17,280 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,280 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人 以 上							
除 後 の 給 与 の 金 額										以 上 未 満	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29,600	円未満	31,800	円未満	34,000	円未満	36,200	円未満	38,400	円未満	2,000	円未満
29,600	31,300	31,800	33,600	34,000	36,000	36,200	38,400	38,400	40,700	2,000	4,000
31,300	33,200	33,600	35,800	36,000	38,800	38,400	40,800	40,700	43,300	4,000	6,500
33,200	35,500	35,800	38,100	38,800	40,800	40,800	43,500	43,300	46,000	6,500	9,000
35,500	40,600	38,100	43,000	40,800	45,400	43,500	47,700	46,000	49,200	9,000	12,000
40,600	46,400	43,000	48,500	45,400	50,400	47,700	52,400	49,200	54,300	12,000	15,100
46,400	50,100	48,500	52,000	50,400	53,800	52,400	55,700	54,300	57,500	15,100	15,800
50,100	54,100	52,000	56,100	53,800	58,100	55,700	60,300	57,500	62,700	15,800	26,800
54,100	67,400	56,100	69,400	58,100	71,500	60,300	73,600	62,700	75,700	26,800	27,800
67,400	73,500	69,400	75,800	71,500	78,000	73,600	80,300	75,700	82,600	27,800	28,800
73,500	84,700	75,800	86,700	78,000	88,700	80,300	90,700	82,600	92,700	28,800	37,800
84,700	92,000	86,700	94,200	88,700	96,400	90,700	98,600	92,700	100,700	37,800	39,500
92,000	100,800	94,200	103,200	96,400	105,600	98,600	107,900	100,700	110,300	39,500	41,500
100,800	116,000	103,200	118,000	105,600	120,100	107,900	122,200	110,300	124,300	41,500	53,800
116,000	126,500	118,000	128,800	120,100	131,000	122,200	133,300	124,300	135,600	53,800	56,300
126,500	151,300	128,800	153,300	131,000	155,300	133,300	157,300	135,600	159,300	56,300	74,800
151,300	164,500	153,300	166,700	155,300	168,800	157,300	171,000	159,300	173,200	74,800	78,300
164,500	180,200	166,700	182,500	168,800	184,900	171,000	187,300	173,200	189,700	78,300	82,100
180,200	206,300	182,500	208,300	184,900	210,400	187,300	212,500	189,700	214,600	82,100	103,000
206,300	225,000	208,300	227,300	210,400	229,500	212,500	231,800	214,600	234,000	103,000	107,900
225,000	298,000	227,300	300,000	229,500	302,000	231,800	304,000	234,000	306,000	107,900	156,300
298,000	323,900	300,000	326,000	302,000	328,300	304,000	330,400	306,000	332,600	156,300	163,600
323,900	354,800	326,000	357,100	328,300	359,500	330,400	361,900	332,600	364,300	163,600	171,500
354,800	449,300	357,100	451,400	359,500	453,500	361,900	455,600	364,300	457,600	171,500	235,600
449,300	490,200	451,400	492,400	453,500	494,700	455,600	497,000	457,600	499,200	235,600	246,800
490,200円以上		492,400円以上		494,700円以上		497,000円以上		499,200円以上		246,800円以上	

額を求める。

いう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	円 9,000	円 未満	円 17,300	円 未満	円 19,800	円 未満	円 22,300	円 未満	円 24,800	円 未満	円 27,300	円 未満
2	9,000	9,600	17,300	18,500	19,800	21,200	22,300	23,800	24,800	26,500	27,300	28,900
4	9,600	10,300	18,500	19,800	21,200	22,700	23,800	25,500	26,500	28,300	28,900	30,800
6	10,300	11,100	19,800	21,300	22,700	24,400	25,500	27,500	28,300	30,100	30,800	32,800
8	11,100	21,700	21,300	30,000	24,400	31,800	27,500	33,500	30,100	35,700	32,800	38,100
10	21,700	28,200	30,000	34,800	31,800	37,100	33,500	39,500	35,700	41,800	38,100	44,100
12	28,200	30,600	34,800	38,400	37,100	40,900	39,500	43,500	41,800	46,100	44,100	48,300
14	30,600	48,600	38,400	50,700	40,900	50,700	43,500	50,700	46,100	50,700	48,300	52,100
16	48,600	51,800	50,700	57,400	50,700	59,100	50,700	61,100	50,700	63,200	52,100	65,300
18	51,800	55,500	57,400	62,100	59,100	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200
20	55,500	68,000	62,100	74,700	64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700
22	68,000	73,900	74,700	81,200	76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900
24	73,900	81,000	81,200	88,900	83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400
26	81,000	98,600	88,900	105,600	91,300	107,600	93,700	109,700	96,000	111,800	98,400	113,900
28	98,600	107,600	105,600	115,200	107,600	117,400	109,700	119,700	111,800	122,000	113,900	124,200
30	107,600	134,700	115,200	141,300	117,400	143,300	119,700	145,300	122,000	147,300	124,200	149,300
32	134,700	146,400	141,300	153,600	143,300	155,800	145,300	158,000	147,300	160,100	149,300	162,300
34	146,400	160,300	153,600	168,300	155,800	170,600	158,000	173,000	160,100	175,400	162,300	177,800
36	160,300	188,900	168,300	195,800	170,600	197,900	173,000	200,000	175,400	202,100	177,800	204,200
38	188,900	206,100	195,800	213,600	197,900	215,900	200,000	218,200	202,100	220,500	204,200	222,700
40	206,100	281,300	213,600	288,000	215,900	290,000	218,200	292,000	220,500	294,000	222,700	296,000
42	281,300	305,800	288,000	313,000	290,000	315,200	292,000	317,400	294,000	319,600	296,000	321,700
44	305,800	334,900	313,000	342,900	315,200	345,200	317,400	347,600	319,600	350,000	321,700	352,400
46	334,900	431,900	342,900	438,900	345,200	441,000	347,600	443,100	350,000	445,100	352,400	447,200
48	431,900	471,200	438,900	478,800	441,000	481,100	443,100	483,300	445,100	485,600	447,200	487,900
50	471,200円以上		478,800円以上		481,100円以上		483,300円以上		485,600円以上		487,900円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)を

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給
定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か
養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族
に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特金 の 税額	税額	退職所得の特金 の 税額	税額	退職所得の特金 の 税額	税額	退職所得の特金 の 税額	税額	退職所得の特金 の 税額	税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
1,000	円未満	0	円	50,000	51,000	2,000	140,000	142,000	5,600
1,000	2,000	40	円	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	円	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	円	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	円	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	円	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	円	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	円	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	円	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	円	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	円	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	円	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	円	64,000	66,000	2,560	166,000	168,000	6,560
13,000	14,000	520	円	66,000	68,000	2,640	168,000	170,000	6,640
14,000	15,000	560	円	68,000	70,000	2,720	170,000	172,000	6,720
15,000	16,000	600	円	70,000	72,000	2,800	172,000	174,000	6,800
16,000	17,000	640	円	72,000	74,000	2,880	174,000	176,000	6,880
17,000	18,000	680	円	74,000	76,000	2,960	176,000	178,000	6,960
18,000	19,000	720	円	76,000	78,000	3,040	178,000	180,000	7,040
19,000	20,000	760	円	78,000	80,000	3,120	180,000	182,000	7,120
20,000	21,000	800	円	80,000	82,000	3,200	182,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	円	82,000	84,000	3,280	184,000	186,000	7,280
22,000	23,000	880	円	84,000	86,000	3,360	186,000	188,000	7,360
23,000	24,000	920	円	86,000	88,000	3,440	188,000	190,000	7,440
24,000	25,000	960	円	88,000	90,000	3,520	190,000	192,000	7,520
25,000	26,000	1,000	円	90,000	92,000	3,600	192,000	194,000	7,600
26,000	27,000	1,040	円	92,000	94,000	3,680	194,000	196,000	7,680
27,000	28,000	1,080	円	94,000	96,000	3,760	196,000	198,000	7,760
28,000	29,000	1,120	円	96,000	98,000	3,840	198,000	200,000	7,840
29,000	30,000	1,160	円	98,000	100,000	3,920	200,000	202,000	7,920
30,000	31,000	1,200	円	100,000	102,000	4,000	202,000	204,000	8,000
31,000	32,000	1,240	円	102,000	104,000	4,080	204,000	206,000	8,080
32,000	33,000	1,280	円	104,000	106,000	4,160	206,000	208,000	8,160
33,000	34,000	1,320	円	106,000	108,000	4,240	208,000	210,000	8,240
34,000	35,000	1,360	円	108,000	110,000	4,320	210,000	212,000	8,320
35,000	36,000	1,400	円	110,000	112,000	4,400	212,000	214,000	8,400
36,000	37,000	1,440	円	112,000	114,000	4,480	214,000	216,000	8,480
37,000	38,000	1,480	円	114,000	116,000	4,560	216,000	218,000	8,560
38,000	39,000	1,520	円	116,000	118,000	4,640	218,000	220,000	8,640
39,000	40,000	1,560	円	118,000	120,000	4,720	220,000	222,000	8,720
40,000	41,000	1,600	円	120,000	122,000	4,800	222,000	224,000	8,800
41,000	42,000	1,640	円	122,000	124,000	4,880	224,000	226,000	8,880
42,000	43,000	1,680	円	124,000	126,000	4,960	226,000	228,000	8,960
43,000	44,000	1,720	円	126,000	128,000	5,040	228,000	230,000	9,040
44,000	45,000	1,760	円	128,000	130,000	5,120	230,000	232,000	9,120
45,000	46,000	1,800	円	130,000	132,000	5,200	232,000	234,000	9,200
46,000	47,000	1,840	円	132,000	134,000	5,280	234,000	236,000	9,280
47,000	48,000	1,880	円	134,000	136,000	5,360	236,000	238,000	9,360
48,000	49,000	1,920	円	136,000	138,000	5,440	238,000	240,000	9,440
49,000	50,000	1,960	円	138,000	140,000	5,520	240,000	242,000	9,520

(二)

退職所得の特金 の除後の金		税額	退職所得の特金 の除後の金		税額	退職所得の特金 の除後の金		税額
以	上		以	上		以	上	
300,000	304,000	13,000	540,000	546,000	28,500	860,000	868,000	52,500
304,000	308,000	13,200	546,000	552,000	28,950	868,000	876,000	53,100
308,000	312,000	13,400	552,000	558,000	29,400	876,000	884,000	53,700
312,000	316,000	13,600	558,000	564,000	29,850	884,000	892,000	54,300
316,000	320,000	13,800	564,000	570,000	30,300	892,000	900,000	54,900
320,000	324,000	14,000	570,000	576,000	30,750	900,000	908,000	55,500
324,000	328,000	14,200	576,000	582,000	31,200	908,000	916,000	56,100
328,000	332,000	14,400	582,000	588,000	31,650	916,000	924,000	56,700
332,000	336,000	14,600	588,000	594,000	32,100	924,000	932,000	57,300
336,000	340,000	14,800	594,000	600,000	32,550	932,000	940,000	57,900
340,000	344,000	15,000	600,000	606,000	33,000	940,000	948,000	58,500
344,000	348,000	15,200	606,000	612,000	33,450	948,000	956,000	59,100
348,000	352,000	15,400	612,000	618,000	33,900	956,000	964,000	59,700
352,000	356,000	15,600	618,000	624,000	34,350	964,000	972,000	60,300
356,000	360,000	15,800	624,000	630,000	34,800	972,000	980,000	60,900
360,000	364,000	16,000	630,000	636,000	35,250	980,000	988,000	61,500
364,000	368,000	16,200	636,000	642,000	35,700	988,000	996,000	62,100
368,000	372,000	16,400	642,000	648,000	36,150	996,000	1,004,000	62,700
372,000	376,000	16,600	648,000	654,000	36,600	1,004,000	1,012,000	63,400
376,000	380,000	16,800	654,000	660,000	37,050	1,012,000	1,020,000	64,200
380,000	384,000	17,000	660,000	666,000	37,500	1,020,000	1,028,000	65,000
384,000	388,000	17,200	666,000	672,000	37,950	1,028,000	1,036,000	65,800
388,000	392,000	17,400	672,000	678,000	38,400	1,036,000	1,044,000	66,600
392,000	396,000	17,600	678,000	684,000	38,850	1,044,000	1,052,000	67,400
396,000	400,000	17,800	684,000	690,000	39,300	1,052,000	1,060,000	68,200
400,000	404,000	18,000	690,000	696,000	39,750	1,060,000	1,068,000	69,000
404,000	408,000	18,300	696,000	702,000	40,200	1,068,000	1,076,000	69,800
408,000	412,000	18,600	702,000	708,000	40,650	1,076,000	1,084,000	70,600
412,000	416,000	18,900	708,000	714,000	41,100	1,084,000	1,092,000	71,400
416,000	420,000	19,200	714,000	720,000	41,550	1,092,000	1,100,000	72,200
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	42,000	1,100,000	1,108,000	73,000
426,000	432,000	19,950	726,000	732,000	42,450	1,108,000	1,116,000	73,800
432,000	438,000	20,400	732,000	738,000	42,900	1,116,000	1,124,000	74,600
438,000	444,000	20,850	738,000	744,000	43,350	1,124,000	1,132,000	75,400
444,000	450,000	21,300	744,000	750,000	43,800	1,132,000	1,140,000	76,200
450,000	456,000	21,750	750,000	756,000	44,250	1,140,000	1,148,000	77,000
456,000	462,000	22,200	756,000	762,000	44,700	1,148,000	1,156,000	77,800
462,000	468,000	22,650	762,000	768,000	45,150	1,156,000	1,164,000	78,600
468,000	474,000	23,100	768,000	774,000	45,600	1,164,000	1,172,000	79,400
474,000	480,000	23,550	774,000	780,000	46,050	1,172,000	1,180,000	80,200
480,000	486,000	24,000	780,000	788,000	46,500	1,180,000	1,188,000	81,000
486,000	492,000	24,450	788,000	796,000	47,100	1,188,000	1,196,000	81,800
492,000	498,000	24,900	796,000	804,000	47,700	1,196,000	1,204,000	82,600
498,000	504,000	25,350	804,000	812,000	48,300	1,204,000	1,212,000	83,400
504,000	510,000	25,800	812,000	820,000	48,900	1,212,000	1,220,000	84,200
510,000	516,000	26,250	820,000	828,000	49,500	1,220,000	1,228,000	85,000
516,000	522,000	26,700	828,000	836,000	50,100	1,228,000	1,236,000	85,800
522,000	528,000	27,150	836,000	844,000	50,700	1,236,000	1,244,000	86,600
528,000	534,000	27,600	844,000	852,000	51,300	1,244,000	1,252,000	87,400
534,000	540,000	28,050	852,000	860,000	51,900	1,252,000	1,260,000	88,200

(三)

退職所得の特金 控除後の金額		税 額	退職所得の特金 控除後の金額		税 額	退職所得の特金 控除後の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,260,000	1,268,000	89,000	1,700,000	1,710,000	135,500	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 352,000円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	89,800	1,710,000	1,720,000	136,750			
1,276,000	1,284,000	90,600	1,720,000	1,730,000	138,000			
1,284,000	1,292,000	91,400	1,730,000	1,740,000	139,250			
1,292,000	1,300,000	92,200	1,740,000	1,750,000	140,500			
						8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら552,000円を 控除した金額
1,300,000	1,310,000	93,000	1,750,000	1,760,000	141,750			
1,310,000	1,320,000	94,000	1,760,000	1,770,000	143,000			
1,320,000	1,330,000	95,000	1,770,000	1,780,000	144,250			
1,330,000	1,340,000	96,000	1,780,000	1,790,000	145,500			
1,340,000	1,350,000	97,000	1,790,000	1,800,000	146,750			
						12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 852,000円を控 除した金額
1,350,000	1,360,000	98,000	1,800,000	1,810,000	148,000			
1,360,000	1,370,000	99,000	1,810,000	1,820,000	149,250			
1,370,000	1,380,000	100,000	1,820,000	1,830,000	150,500			
1,380,000	1,390,000	101,000	1,830,000	1,840,000	151,750			
1,390,000	1,400,000	102,000	1,840,000	1,850,000	153,000			
						20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら1,352,000円 を控除した金額
1,400,000	1,410,000	103,000	1,850,000	1,860,000	154,250			
1,410,000	1,420,000	104,000	1,860,000	1,870,000	155,500			
1,420,000	1,430,000	105,000	1,870,000	1,880,000	156,750			
1,430,000	1,440,000	106,000	1,880,000	1,890,000	158,000			
1,440,000	1,450,000	107,000	1,890,000	1,900,000	159,250			
						40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,352,000円を 控除した金額
1,450,000	1,460,000	108,000	1,900,000	1,910,000	160,500			
1,460,000	1,470,000	109,000	1,910,000	1,920,000	161,750			
1,470,000	1,480,000	110,000	1,920,000	1,930,000	163,000			
1,480,000	1,490,000	111,000	1,930,000	1,940,000	164,250			
1,490,000	1,500,000	112,000	1,940,000	1,950,000	165,500			
						60,000,000	90,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら3,852,000円 を控除した金額
1,500,000	1,510,000	113,000	1,950,000	1,960,000	166,750			
1,510,000	1,520,000	114,000	1,960,000	1,970,000	168,000			
1,520,000	1,530,000	115,000	1,970,000	1,980,000	169,250			
1,530,000	1,540,000	116,000	1,980,000	1,990,000	170,500			
1,540,000	1,550,000	117,000	1,990,000	2,000,000	171,750			
			2,000,000	2,400,000	退職所得の特別 控除後の金額に 12.5%を乗じて 算出した金額か ら77,000円を控 除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,102,000円を 控除した金額
1,550,000	1,560,000	118,000						
1,560,000	1,570,000	119,000						
1,570,000	1,580,000	120,000						
1,580,000	1,590,000	121,000						
1,590,000	1,600,000	122,000						
			2,400,000	3,600,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて算 出した金額から 137,000円を控 除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 37.5%を乗じて 算出した金額か ら9,102,000円 を控除した金額
1,600,000	1,610,000	123,000						
1,610,000	1,620,000	124,250						
1,620,000	1,630,000	125,500						
1,630,000	1,640,000	126,750						
1,640,000	1,650,000	128,000						
			3,600,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額か ら227,000円を 控除した金額			
1,650,000	1,660,000	129,250						
1,660,000	1,670,000	130,500						
1,670,000	1,680,000	131,750						
1,680,000	1,690,000	133,000						
1,690,000	1,700,000	134,250						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 500	円 1,000	円 0	円 25,000	円 25,500	円 2,000	円 70,000	円 71,000	円 5,600	円 150,000	円 152,000	円 13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,200
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,400
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,600
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,800
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,200
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,400
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,600
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,800
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,000
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,200
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,400
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,600
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	15,800
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,000
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,200
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,400
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,600
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	16,800
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,000
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,200
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,400
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	17,600
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	17,800
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,300
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	18,600
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	18,900
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,200
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	19,950
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,400
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	20,850
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,300
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	21,750
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,200
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	22,650
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,100
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	23,550
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,000
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,450
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	24,900
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,350
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	25,800
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,250
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	26,700
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,150
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	27,600
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,050

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	28,500	430,000	434,000	52,500	630,000	635,000	80,000	880,000	885,000	143,000
273,000	276,000	28,950	434,000	438,000	53,100	635,000	640,000	90,000	885,000	890,000	144,250
276,000	279,000	29,400	438,000	442,000	53,700	640,000	645,000	91,000	890,000	895,000	145,500
279,000	282,000	29,850	442,000	446,000	54,300	645,000	650,000	92,000	895,000	900,000	146,750
282,000	285,000	30,300	446,000	450,000	54,900	650,000	655,000	93,000	900,000	905,000	148,000
285,000	288,000	30,750	450,000	454,000	55,500	655,000	660,000	94,000	905,000	910,000	149,250
288,000	291,000	31,200	454,000	458,000	56,100	660,000	665,000	95,000	910,000	915,000	150,500
291,000	294,000	31,650	458,000	462,000	56,700	665,000	670,000	96,000	915,000	920,000	151,750
294,000	297,000	32,100	462,000	466,000	57,300	670,000	675,000	97,000	920,000	925,000	153,000
297,000	300,000	32,550	466,000	470,000	57,900	675,000	680,000	98,000	925,000	930,000	154,250
300,000	303,000	33,000	470,000	474,000	58,500	680,000	685,000	99,000	930,000	935,000	155,500
303,000	306,000	33,450	474,000	478,000	59,100	685,000	690,000	100,000	935,000	940,000	156,750
306,000	309,000	33,900	478,000	482,000	59,700	690,000	695,000	101,000	940,000	945,000	158,000
309,000	312,000	34,350	482,000	486,000	60,300	695,000	700,000	102,000	945,000	950,000	159,250
312,000	315,000	34,800	486,000	490,000	60,900	700,000	705,000	103,000	950,000	955,000	160,500
315,000	318,000	35,250	490,000	494,000	61,500	705,000	710,000	104,000	955,000	960,000	161,750
318,000	321,000	35,700	494,000	498,000	62,100	710,000	715,000	105,000	960,000	965,000	163,000
321,000	324,000	36,150	498,000	502,000	62,700	715,000	720,000	106,000	965,000	970,000	164,250
324,000	327,000	36,600	502,000	506,000	63,400	720,000	725,000	107,000	970,000	975,000	165,500
327,000	330,000	37,050	506,000	510,000	64,200	725,000	730,000	108,000	975,000	980,000	166,750
330,000	333,000	37,500	510,000	514,000	65,000	730,000	735,000	109,000	980,000	985,000	168,000
333,000	336,000	37,950	514,000	518,000	65,800	735,000	740,000	110,000	985,000	990,000	169,250
336,000	339,000	38,400	518,000	522,000	66,600	740,000	745,000	111,000	990,000	995,000	170,500
339,000	342,000	38,850	522,000	526,000	67,400	745,000	750,000	112,000	995,000	1,000,000	171,750
342,000	345,000	39,300	526,000	530,000	68,200	750,000	755,000	113,000			
345,000	348,000	39,750	530,000	534,000	69,000	755,000	760,000	114,000	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額
348,000	351,000	40,200	534,000	538,000	69,800	760,000	765,000	115,000			
351,000	354,000	40,650	538,000	542,000	70,600	765,000	770,000	116,000			
354,000	357,000	41,100	542,000	546,000	71,400	770,000	775,000	117,000			
357,000	360,000	41,550	546,000	550,000	72,200	775,000	780,000	118,000			
360,000	363,000	42,000	550,000	554,000	73,000	780,000	785,000	119,000	1,200,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額
363,000	366,000	42,450	554,000	558,000	73,800	785,000	790,000	120,000			
366,000	369,000	42,900	558,000	562,000	74,600	790,000	795,000	121,000			
369,000	372,000	43,350	562,000	566,000	75,400	795,000	800,000	122,000			
372,000	375,000	43,800	566,000	570,000	76,200	800,000	805,000	123,000			
375,000	378,000	44,250	570,000	574,000	77,000	805,000	810,000	124,250	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額
378,000	381,000	44,700	574,000	578,000	77,800	810,000	815,000	125,500			
381,000	384,000	45,150	578,000	582,000	78,600	815,000	820,000	126,750			
384,000	387,000	45,600	582,000	586,000	79,400	820,000	825,000	128,000			
387,000	390,000	46,050	586,000	590,000	80,200	825,000	830,000	129,250			
390,000	394,000	46,500	590,000	594,000	81,000	830,000	835,000	130,500	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
394,000	398,000	47,100	594,000	598,000	81,800	835,000	840,000	131,750			
398,000	402,000	47,700	598,000	602,000	82,600	840,000	845,000	133,000			
402,000	406,000	48,300	602,000	606,000	83,400	845,000	850,000	134,250			
406,000	410,000	48,900	606,000	610,000	84,200	850,000	855,000	135,500			
410,000	414,000	49,500	610,000	614,000	85,000	855,000	860,000	136,750	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
414,000	418,000	50,100	614,000	618,000	85,800	860,000	865,000	138,000			
418,000	422,000	50,700	618,000	622,000	86,600	865,000	870,000	139,250			
422,000	426,000	51,300	622,000	626,000	87,400	870,000	875,000	140,500			
426,000	430,000	51,900	626,000	630,000	88,200	875,000	880,000	141,750			

(三)

課税所得給与額			税額	課税所得給与額			税額	課税所得給与額			税額
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
6,000,000 ^円	10,000,000 ^円	課税所得給与額を算出するに60%を乗じた金額から852,000円を控除した金額		20,000,000 ^円	30,000,000 ^円	課税所得給与額を算出するに60%を乗じた金額から2,352,000円を控除した金額		45,000,000 ^円	60,000,000 ^円	課税所得給与額を算出するに70%を乗じた金額から6,102,000円を控除した金額	
10,000,000 ^円	20,000,000 ^円	課税所得給与額を算出するに65%を乗じた金額から1,352,000円を控除した金額		30,000,000 ^円	45,000,000 ^円	課税所得給与額を算出するに65%を乗じた金額から3,852,000円を控除した金額		60,000,000円以上			課税所得給与額を算出するに75%を乗じた金額から9,102,000円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が35,000円をこえるときは、35,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)
- (二) 次に、(一)により求めた金額から、
- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十七年分以後の所得税について適用し、昭和三十

六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十七年分の所得税の税額算定等に係る特例)

第三条 昭和三十七年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替へる規定	読み替へる規定
第八条第七項第一号及び第十一号	十万円	九万七千五百円
第三項第四号	三万五千元	三万円
第十一号の七	十万円	九万七千五百円
第十二号	別表第五	所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)
第三十八号の二第一号各号	別表第六に掲げる税額	所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)
第四十号第一項第二号	別表第六に掲げる税額	所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)

2

昭和三十七年分の所得税については、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新法第十五条の規定による税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 総所得金額(新法第十四条の規定の適用がある場合には、調整所得金額)に対するもの課税
総所得金額又は調整所得金額に

応じ附則別表第一に定める税額

二 山林所得の金額に対するもの
課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三 退職所得の金額に対するもの
イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる税額

イ 新法第十五条第三項の規定に該当する場合
退職所得の収入金額に応じ附則別表第三

に定める税額

ロ 新法第十五条第四項の規定に該当する場合
課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(所得税法の施行地に源泉がある所得に係る経過規定)

第四条 新法第一条第三項第三号(同号に掲げる生命保険契約に基づき受ける年金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、

第五号(同号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業の所得で、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第一条第二項第五号に規定する所得に該当しないものに係る部分に限る。以下この条において同じ。))及び第七号並びに同条第九項後段の規定並びにこれらの規定に係る同条第六項、新法第十七条第一項、第十八条第二項及び第四項、第二十九条第七項、第四十一条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで並びに第六十一条第一項第三号の規定は、

昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき新法第一条第三項第三号、第五号及び第七号に掲げる所得並びに同条第九項後段のこの法律の施行地に源泉があるものとされた所得について適用し、同日

前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

(非永住者の判定等に係る経過規定)

第五条 新法第二条第二項及び第六項の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(被災事業用資産に係る経過規定)

第六条 新法第九条の四第三項(同項の被災事業用資産に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十一年一月一日以後において生じた同条第六項に規定する損失について適用し、同日前に生じた当該損失については、なお従前の例による。

(譲渡代金の貸倒れの場合等の所得計算の特例に係る経過規定)

第七条 新法第十条の六及び第二十七条第七項から第十項まで(新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。))並びに第三十二条第三項(新法第三十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四十七条第三項及び第四十八条第一項(新法第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更

正に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十一年一月一日以後に新法第十条の六の規定に該当する事実又は新法第二十七条第七項に規定する事由が生じた場合について適用する。この場合において、同年五月三十一日以前に同項に規定する事由が生じたときは、同項(新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。))において準用する新法第二十七条第六項の規定による更正の請求は、同項の規定にかかわらず、同年六月三十日まで、することができ。

(非居住者又は法人に対する特別税率に係る経過規定)

第八条 新法第十七条第一項、第十八条第四項及び第四十一条第三項(新法第一条第八項第二号若しくは第三号に掲げる事業を有する非居住者又は法人で同項第一号に掲げる事業を有しないもの)の新法第十七条第一項、第十八条第四項及び第四十一条第三項に規定する事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十一年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用し、同日前に支払を受

けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

2 新法第十八条第三項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に行なわれる同項の支払、配当又は分配に係る利子所得及び配当所得について適用し、同日前に行なわれた当該支払、配当又は分配に係る利子所得及び配当所得については、なお従前の例による。

(昭和三十七年分及び昭和三十八年分の予定納税基準額の計算の特例)

第九条 昭和三十七年分の所得税については、新法第二十一条の第二項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとする。

一 納税義務者の昭和三十六年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額(同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命

令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。)から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、旧法の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額並びに附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八及び第十二条の規定による配偶者控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、附則別表第一により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、新法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額及び配当控除額並びに旧法の規定による外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十六年中の支給に係る給与所得について、政令で定めるところにより、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた

附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額
三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十六年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額
四 昭和三十六年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額(旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。)

2 昭和三十六年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者で、その同項に規定する青色事業専従者のうちに同年十二月三十一日における年齢が十九歳から二十四歳までであつた者があるものについては、当該納税義務者の前項に定める昭和三十七年分の予定納税基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総

所得金額並びに配偶者控除額及び扶養控除額は、次項及び第四項に定めるところに従つて計算した金額にすることができるとする。

3 前項の規定の適用を受けようとする納税義務者は、昭和三十七年五月一日の現況により、同月十五日まで(新法第七条の二に規定する特別農業所得者にあつては、同年九月一日の現況により、同月十五日まで)に、政令で定めるところにより、その同年分の見積りに係る新法第十一条の二第二項の規定による青色専従者給与額の前年において旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の申請書の提出があつた場合における第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該申請書に記載されたところ(その記載されたところが新法第十一条の二第二項の規定に従つていないときは、同項の規定に従つて税務署長が修正したところ)に従い、第一項第一号の総所得金

額は、同号の規定により計算した金額から前項の青色専従者給与額の増加額に相当する金額を控除した金額によるものとし、同号の配偶者控除額又は扶養控除額は、それぞれ当該青色専従者給与額の増加の基因となつた青色事業専従者が前年において当該増加額に相当する給与の支給を受けていたものとみなして附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八又は旧法第十一条の九の規定を適用した場合における配偶者控除額又は扶養控除額によるものとする。

5 税務署長は、前項の場合において、第三項の申請書に記載されたところを修正して予定納税基準額を計算したときは、新法第二十一条の四第一項の規定による通知をする書面に、その修正したところを附記しなければならない。

6 第一項の規定は、昭和三十八年分の予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一類第五号 大蔵委員会議案第七号 昭和三十七年二月七日

五九

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第一号	昭和三十六年旧法 及び扶養控除額並びに附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第一條の八及び第十二條の規定による配偶者控除額 附則別表第一 及び配当控除額並びに旧法の規定による外国税控除額	昭和三十七年新法 、配偶者控除額、扶養控除額 新法第十三條から第十五條までの規定 、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額 新法 昭和三十七年 同條第一項第二号 同号に掲げる税額
第二号	旧法 昭和三十六年 政令で定めるところにより、同條第一項第二号 附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第四十條第一項第二号に掲げる税額 昭和三十六年旧法	昭和三十七年新法 昭和三十七年 同條第一項第二号 同号に掲げる税額 昭和三十七年 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）による改正前の所得税法第三十八條又は新法 昭和三十七年新法 退職所得、一時所得
第三号	旧法 昭和三十六年	昭和三十七年新法 昭和三十七年 同條第一項第二号 同号に掲げる税額 昭和三十七年 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）による改正前の所得税法第三十八條又は新法 昭和三十七年新法 退職所得、一時所得
第四号	旧法 昭和三十六年 退職所得	昭和三十七年新法 昭和三十七年 同條第一項第二号 同号に掲げる税額 昭和三十七年 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）による改正前の所得税法第三十八條又は新法 昭和三十七年新法 退職所得、一時所得

7 前年分の所得税につき旧法第一條の三又は新法第一條の三の規定の適用があつた場合における昭和三十七年分及び昭和三十八年分の新法第二十一條の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

（出国等の場合の申告に係る経過規定）
第十條 新法第二十九條第二項及び第三項後段並びにこれらの規定に係る同條第四項の規定並びに第三十四條第二項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に新法第二十九條第二項又は第三項後段の規定に

該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に旧法第二十九條第二項又は第三項後段の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。
（昭和三十七年分及び昭和三十八年分の純損失の繰戻しの特例）
第十一條 昭和三十七年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、同條第一項の規定による還付金の計算の基礎となる税額は、旧法第十三條から第十五條までの規定により計算した税額による。
2 前項の規定は、昭和三十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「旧法第十三條から第十五條まで」とあるのは、「附則第三條第二項」と読み替えるものとする。
（給与所得等に対する源泉徴収に係る経過規定）
第十二條 新法第三十八條の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

2 昭和三十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支給すべき新法第三十八條第一項第六号に規定する給与については、同号に掲げる税額から三円を控除した金額に相当する金額をもつて同号に掲げる税額とみなす。
3 附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二の規定及び附則別表第三は、昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
4 附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第四十條の規定及び附則別表第四は、昭和三十七年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。
5 新法第四十一條第三項（新法第一條第三項第五号に掲げる所得で附則第四條第一項の規定の適用を受けるものに係る部分を除く。）の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用する。

6 新法第四十二條第一項（同項に規定する賞金に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する所得について適用する。
（賞金等の支払調書に係る経過規定）
第十三條 新法第六十一條第一項第四号（同号に規定する賞金に係る部分に限る。）又は第五号の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する賞金又は保険金その他これに類する給付について適用する。
（納税地に係る経過規定）
第十四條 新法第六十五條の規定は、昭和三十七年四月一日から適用し、同日前における所得税の納税地については、なお従前の例による。
2 この法律の施行前にされた旧法第六十五條第一項ただし書の申告は、新法第六十五條第一項第一号の申告とみなす。
3 この法律の施行の際旧法第六十五條第二項前段の申告により納税地が定められている場合には、その納税地として定められている場

所は、新法第六十五条第一項の規定による納税地とみなす。ただし、この法律の施行地に住所若しくは居所を有することとなつたとき、又は同項の規定による納税地によりたい旨を当該場所の所轄税務署長に届け出たときは、その有することとなつた日又はその届出があつた日以後は、この限りでない。

4 この法律の施行の際旧法第六十五条第二項後段の規定による指定により納税地が定められている場合において、その指定に係る納税地が新法第六十五条第一項の規定による納税地と異なるときは、当該指定は、同条第二項の規定による指定とみなす。

(罰則に係る経過規定)

第十五条 この法律の施行前にした所得税に係る違反行為及び附則第二条の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行日前に出国した者に係る更正の請求)

第十六条 昭和三十七年四月一日前に昭和三十七年分の所得税につき

旧法第二十九條第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき旧法第四十四條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に旧法第四十四條第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることが出来る。

2 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第八項及び第九項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十七年四月一日」とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十七条 昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することが出来る。

2 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十七年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二第一項第二号の規定

の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 税務署長は、第一項の規定による還付の請求により所得税額の還付をする場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

(資産再評価法の一部改正)

第十八条 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「基準日」の下に「昭和三十六年十二月三十一日以前に到来するものに限る。以下第十条までにおいて同じ。」を加え、同条第二項中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第九条中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第十条第一項中「同日後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加え、同条第三項中「遺贈があつたとき」の下に「（当該譲

渡、贈与又は遺贈が昭和三十六年十二月三十一日以前にあつたときに限る。）」を加える。

第十六条第二項中「十月三十一日後である」を「十月三十一日後昭和三十六年十二月三十一日までの間に到来する」に改める。

第四十二条第三項中「第十条の五」を「第十条の四第一項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めたる率を順次適用して計算した金額（課税山林所得金額が百五十万円をこえる場合にあつては、当該課税山林所得金額の五分の一の金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五

を乗じて得た金額)の合計額によつて課する。

百五十万円以下 の金額	百分の二
百五十万円をこ える金額	百分の四

第三十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、課税総所得金額が百五十万円以下である場合においては、適用しない。
第三十七条第一項中「前条」を「前条第一項に、「同条の規定を「同項の規定」に改め、「及び別表第二」を削る。

第七百三十四条第三項中

百分の二・八	百分の四
百分の四・二	百分の五
百分の五・六	百分の六
百分の七・〇	百分の七
百分の八・四	百分の八
百分の九・八	百分の十一
百分の十一・二	百分の十二
百分の十二・六	百分の十三
百分の十四・〇	百分の十四
百分の十五・四	百分の十五
百分の十六・八	百分の十六
百分の十八・二	百分の十七
百分の十九・六	百分の十八

改める。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第五項から附則第八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の二項を加える。
(個人の道府県民税の税額控除の特例)

5 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者に所得税法第十一条の第二項に規定する青色事業専従者(第三十四条第三項の規定の適用がある場合における

青色事業専従者を除く。)がある場合においては当該青色事業専従者一人について四百八十円を、所得割の納税義務者に第三十二条第四項に規定する事業専従者がある場合又は第三十四条の規定により扶養控除額の控除の対象とされる扶養親族(以下「扶養親族」という。)のうち年齢十五歳以上である者(配偶者を除く。)がある場合においては当該

事業専従者又は年齢十五歳以上である者一人について二百四十円を、所得割の納税義務者に扶養親族である配偶者がある場合においては当該配偶者について二百四十円を、所得割の納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があり、かつ、当該所得割の納税義務者の扶養親族のすべてが年齢十五歳未満である場合においては当該扶養親族のうち一人について二百四十円を、それぞれその者の第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
6 前項の規定によつて所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とする。
(地方税法の一部改正に伴う措置)
第二十条 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)中個人の道府県民税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第二十一条 新地方税法第三十五条第一項の規定の適用については、昭和三十一年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「標準税率によつて定めた率」とあるのは、「率」とする。
第二十二条 市町村長は、昭和三十一年度分の道府県民税の所得割に限り、昭和三十六年度の所得割について課税総所得金額(課税給与所得金額を含む。以下同じ。)、課税退職所得金額(旧法第三十八条の二第一項に規定する退職所得の収入金額又はその合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額を含む。又は課税山林所得金額があつた者で、昭和三十一年分の所得割について課税総所得金額、課税退職所得金額(新法第三十八条の二第一項に規定する退職所得の収入金額又はその合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額を含む。又は課税山林所得金額がいずれもないものについては、その者の新地方税法第三十五条から

第三十七条まで、第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額から附則第十九条の規定による改正前の地方税法第三十五条から第三十七条まで及び新地方税法第三十七条の二第一項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額を控除して得た金額を、その者の新地方税法第三十五条から第三十七条まで、第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額から減額するものとする。
2 前項の規定は、昭和三十八年六月一日から同月三十日(同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなつた者については当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日)までに、当該納税義務者の昭和三十一年度分の道府県民税の所得割を課した市町村の長に対して、文書による申請がない場合においては、適用しない。ただし、当該申請が当該申請期限までになされなかつたことについてやむを得ない

理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の申請を受理した市町村長は、遅滞なく第一項の規定による減額の処分をしなければならぬ。この場合において、すでに徴収された道府県民税の所得割の額が当該処分により減額された後の道府県民税の所得割の額をこえることとなるときは、市町村長は、遅滞なく当該こえることとなる額に相当する金額を還付しなければならない。

4 前項後段の規定により還付した金額は、新地方税法第四十七条第一項第三号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

第二十三条 新地方税法第七百三十四条第三項において準用する同法第三百十四条の第三項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の都民税に限り、同項中「区分及び当該区分に応じた順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて市町村の条例で金額の区分及び率を定め、当該区分」

とあるのは「区分」と、「当該率」とあるのは「同表の下欄に掲げる率」とする。

第二十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

（地方債の制限に関する普通税の範囲の特例）

第三十三条 第五条第一項第五号の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同号中「道府県たばこ消費税」とあるのは、「道府県民税の所得割、道府県たばこ消費税」とする。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「第一条第二項第五号に規定する」を「第一条第三項第五号に掲げる」に改

める。

（租税条約関係法律の一部改正）

第二十六条 日本国とアメリカ合衆

国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十七条 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十九条 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十九条 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第三十条 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五項」を「第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十二条 接収貴金屬等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号」を「第十条の五第三項第二号に規定する命令で定めるところにより計算した金額若しくは同条第四項第一号」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第四項中「第十五条の六及び第十五条の八」を「第十五条の七及び第十五条の九」に改める。

附則別表第一 昭和37年分の所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 500	円未満	円 0	% 0	円 25,000	円 25,500	円 2,000	% 8	円 70,000	円 71,000	円 5,600	% 8
500	1,000	40	8	25,500	26,000	2,040	8	71,000	72,000	5,680	8
1,000	1,500	80	8	26,000	26,500	2,080	8	72,000	73,000	5,760	8
1,500	2,000	120	8	26,500	27,000	2,120	8	73,000	74,000	5,840	8
2,000	2,500	160	8	27,000	27,500	2,160	8	74,000	75,000	5,920	8
2,500	3,000	200	8	27,500	28,000	2,200	8	75,000	76,000	6,000	8
3,000	3,500	240	8	28,000	28,500	2,240	8	76,000	77,000	6,080	8
3,500	4,000	280	8	28,500	29,000	2,280	8	77,000	78,000	6,160	8
4,000	4,500	320	8	29,000	29,500	2,320	8	78,000	79,000	6,240	8
4,500	5,000	360	8	29,500	30,000	2,360	8	79,000	80,000	6,320	8
5,000	5,500	400	8	30,000	31,000	2,400	8	80,000	81,000	6,400	8
5,500	6,000	440	8	31,000	32,000	2,480	8	81,000	82,000	6,480	8
6,000	6,500	480	8	32,000	33,000	2,560	8	82,000	83,000	6,560	8
6,500	7,000	520	8	33,000	34,000	2,640	8	83,000	84,000	6,640	8
7,000	7,500	560	8	34,000	35,000	2,720	8	84,000	85,000	6,720	8
7,500	8,000	600	8	35,000	36,000	2,800	8	85,000	86,000	6,800	8
8,000	8,500	640	8	36,000	37,000	2,880	8	86,000	87,000	6,880	8
8,500	9,000	680	8	37,000	38,000	2,960	8	87,000	88,000	6,960	8
9,000	9,500	720	8	38,000	39,000	3,040	8	88,000	89,000	7,040	8
9,500	10,000	760	8	39,000	40,000	3,120	8	89,000	90,000	7,120	8
10,000	10,500	800	8	40,000	41,000	3,200	8	90,000	92,000	7,200	8
10,500	11,000	840	8	41,000	42,000	3,280	8	92,000	94,000	7,360	8
11,000	11,500	880	8	42,000	43,000	3,360	8	94,000	96,000	7,520	8
11,500	12,000	920	8	43,000	44,000	3,440	8	96,000	98,000	7,680	8
12,000	12,500	960	8	44,000	45,000	3,520	8	98,000	100,000	7,840	8
12,500	13,000	1,000	8	45,000	46,000	3,600	8	100,000	102,000	8,000	8
13,000	13,500	1,040	8	46,000	47,000	3,680	8	102,000	104,000	8,200	8
13,500	14,000	1,080	8	47,000	48,000	3,760	8	104,000	106,000	8,400	8
14,000	14,500	1,120	8	48,000	49,000	3,840	8	106,000	108,000	8,600	8
14,500	15,000	1,160	8	49,000	50,000	3,920	8	108,000	110,000	8,800	8
15,000	15,500	1,200	8	50,000	51,000	4,000	8	110,000	112,000	9,000	8
15,500	16,000	1,240	8	51,000	52,000	4,080	8	112,000	114,000	9,200	8
16,000	16,500	1,280	8	52,000	53,000	4,160	8	114,000	116,000	9,400	8
16,500	17,000	1,320	8	53,000	54,000	4,240	8	116,000	118,000	9,600	8
17,000	17,500	1,360	8	54,000	55,000	4,320	8	118,000	120,000	9,800	8
17,500	18,000	1,400	8	55,000	56,000	4,400	8	120,000	122,000	10,000	8
18,000	18,500	1,440	8	56,000	57,000	4,480	8	122,000	124,000	10,200	8
18,500	19,000	1,480	8	57,000	58,000	4,560	8	124,000	126,000	10,400	8
19,000	19,500	1,520	8	58,000	59,000	4,640	8	126,000	128,000	10,600	8
19,500	20,000	1,560	8	59,000	60,000	4,720	8	128,000	130,000	10,800	8
20,000	20,500	1,600	8	60,000	61,000	4,800	8	130,000	132,000	11,000	8
20,500	21,000	1,640	8	61,000	62,000	4,880	8	132,000	134,000	11,200	8
21,000	21,500	1,680	8	62,000	63,000	4,960	8	134,000	136,000	11,400	8
21,500	22,000	1,720	8	63,000	64,000	5,040	8	136,000	138,000	11,600	8
22,000	22,500	1,760	8	64,000	65,000	5,120	8	138,000	140,000	11,800	8
22,500	23,000	1,800	8	65,000	66,000	5,200	8	140,000	142,000	12,000	8
23,000	23,500	1,840	8	66,000	67,000	5,280	8	142,000	144,000	12,200	8
23,500	24,000	1,880	8	67,000	68,000	5,360	8	144,000	146,000	12,400	8
24,000	24,500	1,920	8	68,000	69,000	5,440	8	146,000	148,000	12,600	8
24,500	25,000	1,960	8	69,000	70,000	5,520	8	148,000	150,000	12,800	8

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
150,000	152,000	13,000	8	270,000	273,000	29,000	10	430,000	434,000	53,300	12
152,000	154,000	13,220	8	273,000	276,000	29,450	10	434,000	438,000	53,940	12
154,000	156,000	13,440	8	276,000	279,000	29,900	10	438,000	442,000	54,580	12
156,000	158,000	13,660	8	279,000	282,000	30,350	10	442,000	446,000	55,220	12
158,000	160,000	13,880	8	282,000	285,000	30,800	10	446,000	450,000	55,860	12
160,000	162,000	14,100	8	285,000	288,000	31,250	10	450,000	454,000	56,500	12
162,000	164,000	14,320	8	288,000	291,000	31,700	11	454,000	458,000	57,140	12
164,000	166,000	14,540	8	291,000	294,000	32,150	11	458,000	462,000	57,780	12
166,000	168,000	14,760	8	294,000	297,000	32,600	11	462,000	466,000	58,420	12
168,000	170,000	14,980	8	297,000	300,000	33,050	11	466,000	470,000	59,060	12
170,000	172,000	15,200	8	300,000	303,000	33,500	11	470,000	474,000	59,700	12
172,000	174,000	15,420	8	303,000	306,000	33,950	11	474,000	478,000	60,340	12
174,000	176,000	15,640	8	306,000	309,000	34,400	11	478,000	482,000	60,980	12
176,000	178,000	15,860	9	309,000	312,000	34,850	11	482,000	486,000	61,620	12
178,000	180,000	16,080	9	312,000	315,000	35,300	11	486,000	490,000	62,260	12
180,000	182,000	16,300	9	315,000	318,000	35,750	11	490,000	494,000	62,900	12
182,000	184,000	16,520	9	318,000	321,000	36,200	11	494,000	498,000	63,540	12
184,000	186,000	16,740	9	321,000	324,000	36,650	11	498,000	502,000	64,180	12
186,000	188,000	16,960	9	324,000	327,000	37,100	11	502,000	506,000	64,900	12
188,000	190,000	17,180	9	327,000	330,000	37,550	11	506,000	510,000	65,700	12
190,000	192,000	17,400	9	330,000	333,000	38,000	11	510,000	514,000	66,500	13
192,000	194,000	17,620	9	333,000	336,000	38,450	11	514,000	518,000	67,300	13
194,000	196,000	17,840	9	336,000	339,000	38,900	11	518,000	522,000	68,100	13
196,000	198,000	18,060	9	339,000	342,000	39,350	11	522,000	526,000	68,900	13
198,000	200,000	18,280	9	342,000	345,000	39,800	11	526,000	530,000	69,700	13
200,000	202,000	18,500	9	345,000	348,000	40,250	11	530,000	534,000	70,500	13
202,000	204,000	18,800	9	348,000	351,000	40,700	11	534,000	538,000	71,300	13
204,000	206,000	19,100	9	351,000	354,000	41,150	11	538,000	542,000	72,100	13
206,000	208,000	19,400	9	354,000	357,000	41,600	11	542,000	546,000	72,900	13
208,000	210,000	19,700	9	357,000	360,000	42,050	11	546,000	550,000	73,700	13
210,000	213,000	20,000	9	360,000	363,000	42,500	11	550,000	554,000	74,500	13
213,000	216,000	20,450	9	363,000	366,000	42,950	11	554,000	558,000	75,300	13
216,000	219,000	20,900	9	366,000	369,000	43,400	11	558,000	562,000	76,100	13
219,000	222,000	21,350	9	369,000	372,000	43,850	11	562,000	566,000	76,900	13
222,000	225,000	21,800	9	372,000	375,000	44,300	11	566,000	570,000	77,700	13
225,000	228,000	22,250	9	375,000	378,000	44,750	11	570,000	574,000	78,500	13
228,000	231,000	22,700	9	378,000	381,000	45,200	11	574,000	578,000	79,300	13
231,000	234,000	23,150	10	381,000	384,000	45,650	11	578,000	582,000	80,100	13
234,000	237,000	23,600	10	384,000	387,000	46,100	12	582,000	586,000	80,900	13
237,000	240,000	24,050	10	387,000	390,000	46,550	12	586,000	590,000	81,700	13
240,000	243,000	24,500	10	390,000	394,000	47,000	12	590,000	594,000	82,500	13
243,000	246,000	24,950	10	394,000	398,000	47,600	12	594,000	598,000	83,300	14
246,000	249,000	25,400	10	398,000	402,000	48,200	12	598,000	602,000	84,100	14
249,000	252,000	25,850	10	402,000	406,000	48,820	12	602,000	606,000	84,900	14
252,000	255,000	26,300	10	406,000	410,000	49,460	12	606,000	610,000	85,700	14
255,000	258,000	26,750	10	410,000	414,000	50,100	12	610,000	614,000	86,500	14
258,000	261,000	27,200	10	414,000	418,000	50,740	12	614,000	618,000	87,300	14
261,000	264,000	27,650	10	418,000	422,000	51,380	12	618,000	622,000	88,100	14
264,000	267,000	28,100	10	422,000	426,000	52,020	12	622,000	626,000	88,900	14
267,000	270,000	28,550	10	426,000	430,000	52,660	12	626,000	630,000	89,700	14

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		%
630,000	635,000	90,500	14	855,000	860,000	139,250	16	1,800,000	2,500,000	(イ)の金額に 35%を乗じて 算出した金額 から 219,500 円を控除した 金額	
635,000	640,000	91,500	14	860,000	865,000	140,500	16				
640,000	645,000	92,500	14	865,000	870,000	141,750	16				
645,000	650,000	93,500	14	870,000	875,000	143,000	16				
650,000	655,000	94,500	14	875,000	880,000	144,250	16				
								2,500,000	4,000,000	(イ)の金額に 40%を乗じて 算出した金額 から 344,500 円を控除した 金額	
655,000	660,000	95,500	14	880,000	885,000	145,500	16				
660,000	665,000	96,500	14	885,000	890,000	146,750	16				
665,000	670,000	97,500	14	890,000	895,000	148,000	16				
670,000	675,000	98,500	14	895,000	900,000	149,250	16				
675,000	680,000	99,500	14	900,000	905,000	150,500	16				
								4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に 45%を乗じて 算出した金額 から 544,500 円を控除した 金額	
680,000	685,000	100,500	14	905,000	910,000	151,750	16				
685,000	690,000	101,500	14	910,000	915,000	153,000	16				
690,000	695,000	102,500	14	915,000	920,000	154,250	16				
695,000	700,000	103,500	14	920,000	925,000	155,500	16				
700,000	705,000	104,500	14	925,000	930,000	156,750	16				
								6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に 50%を乗じて 算出した金額 から 844,500 円を控除した 金額	
705,000	710,000	105,550	14	930,000	935,000	158,000	16				
710,000	715,000	106,600	15	935,000	940,000	159,250	17				
715,000	720,000	107,650	15	940,000	945,000	160,500	17				
720,000	725,000	108,700	15	945,000	950,000	161,750	17				
725,000	730,000	109,750	15	950,000	955,000	163,000	17				
								10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に 55%を乗じて 算出した金額 から 1,344,500円 を控除した金 額	
730,000	735,000	110,800	15	955,000	960,000	164,250	17				
735,000	740,000	111,850	15	960,000	965,000	165,500	17				
740,000	745,000	112,900	15	965,000	970,000	166,750	17				
745,000	750,000	113,950	15	970,000	975,000	168,000	17				
750,000	755,000	115,000	15	975,000	980,000	169,250	17				
								20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に 60%を乗じて 算出した金額 から 2,344,500円 を控除した金 額	
755,000	760,000	116,050	15	980,000	985,000	170,500	17				
760,000	765,000	117,100	15	985,000	990,000	171,750	17				
765,000	770,000	118,150	15	990,000	995,000	173,000	17				
770,000	775,000	119,200	15	995,000	1,000,000	174,250	17				
775,000	780,000	120,250	15								
				1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に 20%を乗じて 算出した金額 から 84,500円 を控除した金 額		30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に 65%を乗じて 算出した金額 から 3,844,500円 を控除した金 額	
780,000	785,000	121,300	15								
785,000	790,000	122,350	15								
790,000	795,000	123,400	15								
795,000	800,000	124,450	15								
800,000	805,000	125,500	15								
				1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に 30%を乗じて 算出した金額 から 132,600 円を控除した 金額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に 70%を乗じて 算出した金額 から 6,094,500円 を控除した金 額	
805,000	810,000	126,750	15								
810,000	815,000	128,000	15								
815,000	820,000	129,250	15								
820,000	825,000	130,500	15								
825,000	830,000	131,750	15								
				1,500,000	1,800,000	(イ)の金額に 31%を乗じて 算出した金額 から 147,500 円を控除した 金額		60,000,000	円以上	(イ)の金額に 75%を乗じて 算出した金額 から 9,094,500円 を控除した金 額	
830,000	835,000	133,000	16								
835,000	840,000	134,250	16								
840,000	845,000	135,500	16								
845,000	850,000	136,750	16								
850,000	855,000	138,000	16								

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の七の規定による控除額をいう。以下同じ。)、配偶者控除額(同項の規定により読み替えられた新法第十一条の八の規定による控除額をいう。以下同じ。)、扶養控除額及び基礎控除額(同項の規定により読み替えられた新法第十二条の規定による控除額をいう。以下同じ。)を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

附則別表第二 昭和37年分の山林所得に対する所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500円	500円未満	0	25,000円	25,500円	2,000	70,000円	71,000円	5,600
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,160
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,320
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,480
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,640
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	8,800
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	8,960
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,120
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,280
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,440
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	9,600
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	9,760
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	9,920
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,080
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,240
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	10,400
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	10,560
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	10,720
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	10,880
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,040
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	11,200
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	11,360
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	11,520
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	11,680
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	11,840

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
150,000	152,000	12,000	270,000	273,000	21,600	430,000	434,000	34,400
152,000	154,000	12,160	273,000	276,000	21,840	434,000	438,000	34,720
154,000	156,000	12,320	276,000	279,000	22,080	438,000	442,000	35,040
156,000	158,000	12,480	279,000	282,000	22,320	442,000	446,000	35,360
158,000	160,000	12,640	282,000	285,000	22,560	446,000	450,000	35,680
160,000	162,000	12,800	285,000	288,000	22,800	450,000	454,000	36,000
162,000	164,000	12,960	288,000	291,000	23,040	454,000	458,000	36,320
164,000	166,000	13,120	291,000	294,000	23,280	458,000	462,000	36,640
166,000	168,000	13,280	294,000	297,000	23,520	462,000	466,000	36,960
168,000	170,000	13,440	297,000	300,000	23,760	466,000	470,000	37,280
170,000	172,000	13,600	300,000	303,000	24,000	470,000	474,000	37,600
172,000	174,000	13,760	303,000	306,000	24,240	474,000	478,000	37,920
174,000	176,000	13,920	306,000	309,000	24,480	478,000	482,000	38,240
176,000	178,000	14,080	309,000	312,000	24,720	482,000	486,000	38,560
178,000	180,000	14,240	312,000	315,000	24,960	486,000	490,000	38,880
180,000	182,000	14,400	315,000	318,000	25,200	490,000	494,000	39,200
182,000	184,000	14,560	318,000	321,000	25,440	494,000	498,000	39,520
184,000	186,000	14,720	321,000	324,000	25,680	498,000	502,000	39,840
186,000	188,000	14,880	324,000	327,000	25,920	502,000	506,000	40,160
188,000	190,000	15,040	327,000	330,000	26,160	506,000	510,000	40,480
190,000	192,000	15,200	330,000	333,000	26,400	510,000	514,000	40,800
192,000	194,000	15,360	333,000	336,000	26,640	514,000	518,000	41,120
194,000	196,000	15,520	336,000	339,000	26,880	518,000	522,000	41,440
196,000	198,000	15,680	339,000	342,000	27,120	522,000	526,000	41,760
198,000	200,000	15,840	342,000	345,000	27,360	526,000	530,000	42,080
200,000	202,000	16,000	345,000	348,000	27,600	530,000	534,000	42,400
202,000	204,000	16,160	348,000	351,000	27,840	534,000	538,000	42,720
204,000	206,000	16,320	351,000	354,000	28,080	538,000	542,000	43,040
206,000	208,000	16,480	354,000	357,000	28,320	542,000	546,000	43,360
208,000	210,000	16,640	357,000	360,000	28,560	546,000	550,000	43,680
210,000	213,000	16,800	360,000	363,000	28,800	550,000	554,000	44,000
213,000	216,000	17,040	363,000	366,000	29,040	554,000	558,000	44,320
216,000	219,000	17,280	366,000	369,000	29,280	558,000	562,000	44,640
219,000	222,000	17,520	369,000	372,000	29,520	562,000	566,000	44,960
222,000	225,000	17,760	372,000	375,000	29,760	566,000	570,000	45,280
225,000	228,000	18,000	375,000	378,000	30,000	570,000	574,000	45,600
228,000	231,000	18,240	378,000	381,000	30,240	574,000	578,000	45,920
231,000	234,000	18,480	381,000	384,000	30,480	578,000	582,000	46,240
234,000	237,000	18,720	384,000	387,000	30,720	582,000	586,000	46,560
237,000	240,000	18,960	387,000	390,000	30,960	586,000	590,000	46,880
240,000	243,000	19,200	390,000	394,000	31,200	590,000	594,000	47,200
243,000	246,000	19,440	394,000	398,000	31,520	594,000	598,000	47,520
246,000	249,000	19,680	398,000	402,000	31,840	598,000	602,000	47,840
249,000	252,000	19,920	402,000	406,000	32,160	602,000	606,000	48,160
252,000	255,000	20,160	406,000	410,000	32,480	606,000	610,000	48,480
255,000	258,000	20,400	410,000	414,000	32,800	610,000	614,000	48,800
258,000	261,000	20,640	414,000	418,000	33,120	614,000	618,000	49,120
261,000	264,000	20,880	418,000	422,000	33,440	618,000	622,000	49,440
264,000	267,000	21,120	422,000	426,000	33,760	622,000	626,000	49,760
267,000	270,000	21,360	426,000	430,000	34,080	626,000	630,000	50,080

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
630,000	635,000	53,000	905,000	910,000	82,050	7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に31%を乗じて算出した金額から737,500円を控除した金額
635,000	640,000	53,500	910,000	915,000	82,600			
640,000	645,000	54,000	915,000	920,000	83,150			
645,000	650,000	54,500	920,000	925,000	83,700			
650,000	655,000	55,000	925,000	930,000	84,250			
655,000	660,000	55,500	930,000	935,000	84,800	9,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,097,500円を控除した金額
660,000	665,000	56,000	935,000	940,000	85,350			
665,000	670,000	56,500	940,000	945,000	85,900			
670,000	675,000	57,000	945,000	950,000	86,450			
675,000	680,000	57,500	950,000	955,000	87,000			
680,000	685,000	58,000	955,000	960,000	87,550	12,500,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,722,500円を控除した金額
685,000	690,000	58,500	960,000	965,000	88,100			
690,000	695,000	59,000	965,000	970,000	88,650			
695,000	700,000	59,500	970,000	975,000	89,200			
700,000	705,000	60,000	975,000	980,000	89,750			
705,000	710,000	60,500	980,000	985,000	90,300	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,722,500円を控除した金額
710,000	715,000	61,000	985,000	990,000	90,850			
715,000	720,000	61,500	990,000	995,000	91,400			
720,000	725,000	62,000	995,000	1,000,000	91,950			
725,000	730,000	62,500						
730,000	735,000	63,000	1,000,000	2,000,000		30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,222,500円を控除した金額
735,000	740,000	63,500			課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から57,500円を控除した金額			
740,000	745,000	64,000						
745,000	750,000	64,500						
750,000	755,000	65,000						
755,000	760,000	65,550	2,000,000	2,500,000		50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から6,722,500円を控除した金額
760,000	765,000	66,100			課税山林所得金額に16%を乗じて算出した金額から77,500円を控除した金額			
765,000	770,000	66,650						
770,000	775,000	67,200						
775,000	780,000	67,750						
780,000	785,000	68,300	2,500,000	3,500,000		100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から11,722,500円を控除した金額
785,000	790,000	68,850			課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から177,500円を控除した金額			
790,000	795,000	69,400						
795,000	800,000	69,950						
800,000	805,000	70,500						
805,000	810,000	71,050	3,500,000	4,000,000		150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,222,500円を控除した金額
810,000	815,000	71,600			課税山林所得金額に21%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額			
815,000	820,000	72,150						
820,000	825,000	72,700						
825,000	830,000	73,250						
830,000	835,000	73,800	4,000,000	5,000,000		225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,472,500円を控除した金額
835,000	840,000	74,350			課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から372,500円を控除した金額			
840,000	845,000	74,900						
845,000	850,000	75,450						
850,000	855,000	76,000						
855,000	860,000	76,550	5,000,000	6,000,000		300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,472,500円を控除した金額
860,000	865,000	77,100			課税山林所得金額に26%を乗じて算出した金額から422,500円を控除した金額			
865,000	870,000	77,650						
870,000	875,000	78,200						
875,000	880,000	78,750						
880,000	885,000	79,300	6,000,000	7,500,000				
885,000	890,000	79,850			課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から602,500円を控除した金額			
890,000	895,000	80,400						
895,000	900,000	80,950						
900,000	905,000	81,500						

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

附則別表第三 昭和37年分の退職所得に対する所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表)

(一)

退職所得の特金 税 額		税 額	退職所得の特金 税 額		税 額	退職所得の特金 税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,000	円 未満	円 0	円 50,000	円 51,000	円 2,000	円 140,000	円 142,000	円 5,600
1,000	2,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	14,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	15,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	16,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	17,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	18,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	19,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	20,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	21,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	23,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	24,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	25,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	26,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	27,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	28,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	29,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	30,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	31,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	32,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	33,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	34,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	35,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	36,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	37,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	38,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	39,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	40,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	41,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	42,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	43,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	44,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	45,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	46,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	47,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	48,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	49,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	50,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

(二)

退職所得の特金 の別額			税 額	退職所得の特金 の別額			税 額	退職所得の特金 の別額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
300,000	304,000	13,000	円	540,000	546,000	29,000	円	860,000	868,000	53,300	円
304,000	308,000	13,220	円	546,000	552,000	29,450	円	868,000	876,000	53,940	円
308,000	312,000	13,440	円	552,000	558,000	29,900	円	876,000	884,000	54,580	円
312,000	316,000	13,660	円	558,000	564,000	30,350	円	884,000	892,000	55,220	円
316,000	320,000	13,880	円	564,000	570,000	30,800	円	892,000	900,000	55,860	円
320,000	324,000	14,100	円	570,000	576,000	31,250	円	900,000	908,000	56,500	円
324,000	328,000	14,320	円	576,000	582,000	31,700	円	908,000	916,000	57,140	円
328,000	332,000	14,540	円	582,000	588,000	32,150	円	916,000	924,000	57,780	円
332,000	336,000	14,760	円	588,000	594,000	32,600	円	924,000	932,000	58,420	円
336,000	340,000	14,980	円	594,000	600,000	33,050	円	932,000	940,000	59,060	円
340,000	344,000	15,200	円	600,000	606,000	33,500	円	940,000	948,000	59,700	円
344,000	348,000	15,420	円	606,000	612,000	33,950	円	948,000	956,000	60,340	円
348,000	352,000	15,640	円	612,000	618,000	34,400	円	956,000	964,000	60,980	円
352,000	356,000	15,860	円	618,000	624,000	34,850	円	964,000	972,000	61,620	円
356,000	360,000	16,080	円	624,000	630,000	35,300	円	972,000	980,000	62,260	円
360,000	364,000	16,300	円	630,000	636,000	35,750	円	980,000	988,000	62,900	円
364,000	368,000	16,520	円	636,000	642,000	36,200	円	988,000	996,000	63,540	円
368,000	372,000	16,740	円	642,000	648,000	36,650	円	996,000	1,004,000	64,180	円
372,000	376,000	16,960	円	648,000	654,000	37,100	円	1,004,000	1,012,000	64,900	円
376,000	380,000	17,180	円	654,000	660,000	37,550	円	1,012,000	1,020,000	65,700	円
380,000	384,000	17,400	円	660,000	666,000	38,000	円	1,020,000	1,028,000	66,500	円
384,000	388,000	17,620	円	666,000	672,000	38,450	円	1,028,000	1,036,000	67,300	円
388,000	392,000	17,840	円	672,000	678,000	38,900	円	1,036,000	1,044,000	68,100	円
392,000	396,000	18,060	円	678,000	684,000	39,350	円	1,044,000	1,052,000	68,900	円
396,000	400,000	18,280	円	684,000	690,000	39,800	円	1,052,000	1,060,000	69,700	円
400,000	404,000	18,500	円	690,000	696,000	40,250	円	1,060,000	1,068,000	70,500	円
404,000	408,000	18,800	円	696,000	702,000	40,700	円	1,068,000	1,076,000	71,300	円
408,000	412,000	19,100	円	702,000	708,000	41,150	円	1,076,000	1,084,000	72,100	円
412,000	416,000	19,400	円	708,000	714,000	41,600	円	1,084,000	1,092,000	72,900	円
416,000	420,000	19,700	円	714,000	720,000	42,050	円	1,092,000	1,100,000	73,700	円
420,000	426,000	20,000	円	720,000	726,000	42,500	円	1,100,000	1,108,000	74,500	円
426,000	432,000	20,450	円	726,000	732,000	42,950	円	1,108,000	1,116,000	75,300	円
432,000	438,000	20,900	円	732,000	738,000	43,400	円	1,116,000	1,124,000	76,100	円
438,000	444,000	21,350	円	738,000	744,000	43,850	円	1,124,000	1,132,000	76,900	円
444,000	450,000	21,800	円	744,000	750,000	44,300	円	1,132,000	1,140,000	77,700	円
450,000	456,000	22,250	円	750,000	756,000	44,750	円	1,140,000	1,148,000	78,500	円
456,000	462,000	22,700	円	756,000	762,000	45,200	円	1,148,000	1,156,000	79,300	円
462,000	468,000	23,150	円	762,000	768,000	45,650	円	1,156,000	1,164,000	80,100	円
468,000	474,000	23,600	円	768,000	774,000	46,100	円	1,164,000	1,172,000	80,900	円
474,000	480,000	24,050	円	774,000	780,000	46,550	円	1,172,000	1,180,000	81,700	円
480,000	486,000	24,500	円	780,000	788,000	47,000	円	1,180,000	1,188,000	82,500	円
486,000	492,000	24,950	円	788,000	796,000	47,600	円	1,188,000	1,196,000	83,300	円
492,000	498,000	25,400	円	796,000	804,000	48,200	円	1,196,000	1,204,000	84,100	円
498,000	504,000	25,850	円	804,000	812,000	48,820	円	1,204,000	1,212,000	84,900	円
504,000	510,000	26,300	円	812,000	820,000	49,460	円	1,212,000	1,220,000	85,700	円
510,000	516,000	26,750	円	820,000	828,000	50,100	円	1,220,000	1,228,000	86,500	円
516,000	522,000	27,200	円	828,000	836,000	50,740	円	1,228,000	1,236,000	87,300	円
522,000	528,000	27,650	円	836,000	844,000	51,380	円	1,236,000	1,244,000	88,100	円
528,000	534,000	28,100	円	844,000	852,000	52,020	円	1,244,000	1,252,000	88,900	円
534,000	540,000	28,550	円	852,000	860,000	52,660	円	1,252,000	1,260,000	89,700	円

(三)

退職所得の特金 の特別 控除後の 金額		税 額		退職所得の特金 の特別 控除後の 金額		税 額		退職所得の特金 の特別 控除後の 金額		税 額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,260,000	1,268,000	90,500	1,700,000	1,710,000	138,000	3,600,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額から 219,500円を 控除した金額			
1,268,000	1,276,000	91,300	1,710,000	1,720,000	139,250						
1,276,000	1,284,000	92,100	1,720,000	1,730,000	140,500						
1,284,000	1,292,000	92,900	1,730,000	1,740,000	141,750						
1,292,000	1,300,000	93,700	1,740,000	1,750,000	143,000						
1,300,000	1,310,000	94,500	1,750,000	1,760,000	144,250	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 344,500円を控 除した金額			
1,310,000	1,320,000	95,500	1,760,000	1,770,000	145,500						
1,320,000	1,330,000	96,500	1,770,000	1,780,000	146,750						
1,330,000	1,340,000	97,500	1,780,000	1,790,000	148,000						
1,340,000	1,350,000	98,500	1,790,000	1,800,000	149,250						
1,350,000	1,360,000	99,500	1,800,000	1,810,000	150,500	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額から 544,500円を 控除した金額			
1,360,000	1,370,000	100,500	1,810,000	1,820,000	151,750						
1,370,000	1,380,000	101,500	1,820,000	1,830,000	153,000						
1,380,000	1,390,000	102,500	1,830,000	1,840,000	154,250						
1,390,000	1,400,000	103,500	1,840,000	1,850,000	155,500						
1,400,000	1,410,000	104,500	1,850,000	1,860,000	156,750	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 844,500円を控 除した金額			
1,410,000	1,420,000	105,550	1,860,000	1,870,000	158,000						
1,420,000	1,430,000	106,600	1,870,000	1,880,000	159,250						
1,430,000	1,440,000	107,650	1,880,000	1,890,000	160,500						
1,440,000	1,450,000	108,700	1,890,000	1,900,000	161,750						
1,450,000	1,460,000	109,750	1,900,000	1,910,000	163,000	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額から 1,344,500円を 控除した金額			
1,460,000	1,470,000	110,800	1,910,000	1,920,000	164,250						
1,470,000	1,480,000	111,850	1,920,000	1,930,000	165,500						
1,480,000	1,490,000	112,900	1,930,000	1,940,000	166,750						
1,490,000	1,500,000	113,950	1,940,000	1,950,000	168,000						
1,500,000	1,510,000	115,000	1,950,000	1,960,000	169,250	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,344,500円を 控除した金額			
1,510,000	1,520,000	116,050	1,960,000	1,970,000	170,500						
1,520,000	1,530,000	117,100	1,970,000	1,980,000	171,750						
1,530,000	1,540,000	118,150	1,980,000	1,990,000	173,000						
1,540,000	1,550,000	119,200	1,990,000	2,000,000	174,250						
1,550,000	1,560,000	120,250	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別 控除後の金額に 13%を乗じて算 出した金額から 84,500円を控除 した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額から 3,844,500円を 控除した金額			
1,560,000	1,570,000	121,300									
1,570,000	1,580,000	122,350									
1,580,000	1,590,000	123,400									
1,590,000	1,600,000	124,450									
1,600,000	1,610,000	125,500	2,400,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて算 出した金額から 132,500円を控 除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,094,500円を 控除した金額			
1,610,000	1,620,000	126,750									
1,620,000	1,630,000	128,000									
1,630,000	1,640,000	129,250									
1,640,000	1,650,000	130,500									
1,650,000	1,660,000	131,750	3,000,000	3,600,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15.5%を乗じて 算出した金額から 147,500円を 控除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 37.5%を乗じて 算出した金額から 9,094,500円を 控除した金額			
1,660,000	1,670,000	133,000									
1,670,000	1,680,000	134,250									
1,680,000	1,690,000	135,500									
1,690,000	1,700,000	136,750									

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、新法第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は新法第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四 昭和37年度の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 500	円未満	円 0	円 25,000	円 25,500	円 2,000	円 70,000	円 71,000	円 5,600	円 150,000	円 152,000	円 13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,220
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,440
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,660
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,880
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,100
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,320
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,540
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,760
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,980
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,200
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,420
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,640
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,860
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	16,080
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,300
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,520
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,740
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,960
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	17,180
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,400
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,620
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,840
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	18,060
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	18,280
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,800
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	19,100
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	19,400
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,700
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	20,000
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	20,450
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,900
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	21,350
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,800
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	22,250
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,700
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	23,150
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,600
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	24,050
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,500
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,950
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	25,400
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,850
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	26,300
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,750
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	27,200
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,650
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	28,100
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,550

(二)

課税所得金額			税額	課税所得金額			税額	課税所得金額			税額	課税所得金額			税額
以上	未満			以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
270,000	273,000	29,000	430,000	434,000	53,300	630,000	635,000	90,500	880,000	885,000	145,500				
273,000	276,000	29,450	434,000	438,000	53,940	635,000	640,000	91,500	885,000	890,000	146,750				
276,000	279,000	29,900	438,000	442,000	54,580	640,000	645,000	92,500	890,000	895,000	148,000				
279,000	282,000	30,350	442,000	446,000	55,220	645,000	650,000	93,500	895,000	900,000	149,250				
282,000	285,000	30,800	446,000	450,000	55,860	650,000	655,000	94,500	900,000	905,000	150,500				
285,000	288,000	31,250	450,000	454,000	56,500	655,000	660,000	95,500	905,000	910,000	151,750				
288,000	291,000	31,700	454,000	458,000	57,140	660,000	665,000	96,500	910,000	915,000	153,000				
291,000	294,000	32,150	458,000	462,000	57,780	665,000	670,000	97,500	915,000	920,000	154,250				
294,000	297,000	32,600	462,000	466,000	58,420	670,000	675,000	98,500	920,000	925,000	155,500				
297,000	300,000	33,050	466,000	470,000	59,060	675,000	680,000	99,500	925,000	930,000	156,750				
300,000	303,000	33,500	470,000	474,000	59,700	680,000	685,000	100,500	930,000	935,000	158,000				
303,000	306,000	33,950	474,000	478,000	60,340	685,000	690,000	101,500	935,000	940,000	159,250				
306,000	309,000	34,400	478,000	482,000	60,980	690,000	695,000	102,500	940,000	945,000	160,500				
309,000	312,000	34,850	482,000	486,000	61,620	695,000	700,000	103,500	945,000	950,000	161,750				
312,000	315,000	35,300	486,000	490,000	62,260	700,000	705,000	104,500	950,000	955,000	163,000				
315,000	318,000	35,750	490,000	494,000	62,900	705,000	710,000	105,550	955,000	960,000	164,250				
318,000	321,000	36,200	494,000	498,000	63,540	710,000	715,000	106,600	960,000	965,000	165,500				
321,000	324,000	36,650	498,000	502,000	64,180	715,000	720,000	107,650	965,000	970,000	166,750				
324,000	327,000	37,100	502,000	506,000	64,820	720,000	725,000	108,700	970,000	975,000	168,000				
327,000	330,000	37,550	506,000	510,000	65,460	725,000	730,000	109,750	975,000	980,000	169,250				
330,000	333,000	38,000	510,000	514,000	66,100	730,000	735,000	110,800	980,000	985,000	170,500				
333,000	336,000	38,450	514,000	518,000	66,740	735,000	740,000	111,850	985,000	990,000	171,750				
336,000	339,000	38,900	518,000	522,000	67,380	740,000	745,000	112,900	990,000	995,000	173,000				
339,000	342,000	39,350	522,000	526,000	68,020	745,000	750,000	113,950	995,000	1,000,000	174,250				
342,000	345,000	39,800	526,000	530,000	68,660	750,000	755,000	115,000							
345,000	348,000	40,250	530,000	534,000	70,500	755,000	760,000	116,050	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額				
348,000	351,000	40,700	534,000	538,000	71,140	760,000	765,000	117,100							
351,000	354,000	41,150	538,000	542,000	72,780	765,000	770,000	118,150							
354,000	357,000	41,600	542,000	546,000	73,420	770,000	775,000	119,200							
357,000	360,000	42,050	546,000	550,000	74,060	775,000	780,000	120,250							
360,000	363,000	42,500	550,000	554,000	74,700	780,000	785,000	121,300	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額				
363,000	366,000	42,950	554,000	558,000	75,340	785,000	790,000	122,350							
366,000	369,000	43,400	558,000	562,000	76,100	790,000	795,000	123,400							
369,000	372,000	43,850	562,000	566,000	76,900	795,000	800,000	124,450							
372,000	375,000	44,300	566,000	570,000	77,700	800,000	805,000	125,500							
375,000	378,000	44,750	570,000	574,000	78,500	805,000	810,000	126,750	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に31%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額				
378,000	381,000	45,200	574,000	578,000	79,300	810,000	815,000	128,000							
381,000	384,000	45,650	578,000	582,000	80,100	815,000	820,000	129,250							
384,000	387,000	46,100	582,000	586,000	80,900	820,000	825,000	130,500							
387,000	390,000	46,550	586,000	590,000	81,700	825,000	830,000	131,750							
390,000	394,000	47,000	590,000	594,000	82,500	830,000	835,000	133,000	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額				
394,000	398,000	47,600	594,000	598,000	83,300	835,000	840,000	134,250							
398,000	402,000	48,200	598,000	602,000	84,100	840,000	845,000	135,500							
402,000	406,000	48,820	602,000	606,000	84,900	845,000	850,000	136,750							
406,000	410,000	49,460	606,000	610,000	85,700	850,000	855,000	138,000							
410,000	414,000	50,100	610,000	614,000	86,500	855,000	860,000	139,250	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から244,500円を控除した金額				
414,000	418,000	50,740	614,000	618,000	87,300	860,000	865,000	140,500							
418,000	422,000	51,380	618,000	622,000	88,100	865,000	870,000	141,750							
422,000	426,000	52,020	622,000	626,000	88,900	870,000	875,000	143,000							
426,000	430,000	52,660	626,000	630,000	89,700	875,000	880,000	144,250							

(三)

課 税 給 与 額			税 額	課 税 給 与 額			税 額	課 税 給 与 額			税 額	課 税 給 与 額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から544,500円を控除した金額		10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から1,344,500円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から3,844,500円を控除した金額		60,000,000	円以上	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から9,094,500円を控除した金額	
6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から844,500円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から2,344,500円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額を算出して乗じた金額から6,094,500円を控除した金額					

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに 6,000 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 6,000 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、新法別表第六の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。

- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が 15,000 円をこえる場合には、15,000 円とそのこえる金額(その金額が 30,000 円をこえるときは、30,000 円)の 2 分の 1 に相当する金額との合計額)

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、新法第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
- (2) 申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときは除くほか、新法第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 新法第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 6,000 円を控除した金額)が、その求める税額である。

(四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が 1,000,000 円以上の者の当該残額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえりみ、所得税について、基礎控除額及び配偶者控除額の引上げ、税率の緩和、寡婦控除額等の引上げ等によりその負担を軽減するとともに、国と地方公共団体との間の税源配分の適正化を図るため所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲する措置として所得税の税率及び道府県民税の税率を調整し、さらに、生命保険料控除の限度額の引上げ、寄附金控除制度の創設、譲渡所得に対する課税の簡素合理化、雑損控除制度の整備及び非居住者に対する課税の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第四十八條―第五十二條)」を「第九章 罰則(第四十八條―第五十一條)」に改める。

第一条第一項第二号中「資産又は事業」を「源泉がある所得」に改め、同条に次の四項を加える。

左に掲げる所得は、この法律の施行地に源泉がある所得とする。
一 この法律の施行地にある資産又は事業の所得(次号に掲げる

所得に該当するものを除く。)
二 所得税法第一条第三項第二号から第九号までに掲げる所得
前項第一号に規定する事業は、左に掲げる事業とする。

一 この法律の施行地に支店、出張所、事務所、工場その他事業を行なう一定の場所(命令で定めるものに限る。)を有して行なう事業

二 この法律の施行地において行なう建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供に係る事業でその作業又は役務の提供の期間が一年をこえるもの

三 この法律の施行地に自己のために契約を締結する権限のある代理人その他命令で定める代理人を置いて行なう事業

日本国が締結した所得に対する租税に關する二重課税防止のための条約においてこの法律の施行地に源泉がある所得につき第三項の規定と異なる定めがある場合においては、当該条約の適用を受ける法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の施行地に源泉がある所得は、当該異なる定めがある限りにおいて、当該条約に定めるところによる。

前三項に定めるもののほか、第三項第一号に規定する事業の所得その他この法律の施行地に源泉がある所得の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二条の見出し中「課税所得」を「課税所得等」に改め、同条中「施行地にある資産又は事業の」を「施行地に源泉がある」と改め、同条に次の一項を加える。

命令で定める要件を備えた退職年金に關する信託又は保険の契約に基づき当該信託又は保険の業務を行なう法人(以下退職年金業務を行なう法人という。)に対しては、前項に規定するもののほか、その退職年金積立金について法人税を課する。

第三条中「所得」の下に「及び退職年金積立金」を加える。

第四条第五号及び第五条第一項第八号中「施行地外にある資産又は事業から生ずる」を「施行地外に源泉がある」に改める。

第五条の四第一項中「施行地」の下に「第一条第四項第一号に掲げる」を加え、「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「課せられた同条第二項第二号乃至第四号、第六号、第七号又は第九号に規定する所得」を「課せられる同条第三項第二号から第七号まで又は第九号に掲げる所得(同条第九項後段の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同法の適用上これらの所得とみなされた所得とし、第一条第四項第二号又は第三号に掲げる事業を有する外国法人については、当該事業に歸せられる所得及び通常当該事業に歸せられるべき所得として命令で定めるものを除く。)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

この法律の施行地に第一条第四項各号に掲げる事業を有しない外国法人の同条第三項第一号に掲げる資産の所得のうち、この法律の施行地にある資産の譲渡による所得で、左に掲げる所得以外のものに対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

一 不動産、当該不動産の上に存する権利又は採石法による採石権の譲渡による所得
二 山林の伐採又は譲渡による所得

三 内国法人の発行に係る株券その他これに準ずるものとして命令で定めるもの(以下この号において内国法人の株券等という。)(譲渡による所得で、イ又はロに掲げるもの)
イ 同一銘柄の内国法人の株券等を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該株券等をその発行法人若しくはその特殊関係者で命令で定めるものに対し又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として命令で定めるもの

ロ 事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める内国法人の株券等の譲渡による所得
第七條第四項の次に次の一項を加える。

事業年度中途において、第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人がこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなつた場合においては、この法律の適用については、その事業年度開始の日から当該事業を有しないこととなつた日までの期間(当該法人が同日後においてもなお所得税法第一条第三項第八号に掲げる所得を有する場合には、それぞれ当該期間及び同日の翌日からその事業年度の末日までの期間)を一事業年度とみなす。

第八条中「所得及び」を「所得の金額及び退職年金積立金の額並びに」に改める。

第九条第二項中「第二十六條の二第三項」を「退職年金積立金に対する法人税、第二十六條の二第三項」に改め、「市町村民税」の下に「(退職年金積立金に対する法人税に係る道府県民税又は市町村民税を除く。)」を加える。

第十条第一項中「この法律の施行地に事業を有しない」を削り、「第五條の四」の下に「第一項」を加え、「事業を有する」を「第一条第四項各号に掲げる事業を有する」に、「第一条第二項」を「第一条第三項」に改め、「規定する所得」を「掲げる所得で第五條の四第一項の規定の適用を受けないもの」に改める。

第十条の二第一項中「第十二條の四」を「第十五條」に改める。
第十条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項中「その所在地を」を「外国」に、「当該所得が生じた期間の属する」を「当該所得が生じた日又は期間の属する」に、「当該所得が生じた期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同項の次に次の一項を加える。

内国法人が、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で当該内国法人においてその株式金額又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式又は出資を有していることその他の命令で定める要件を備えているもの（以下この項において外国子会社という。）から利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において配当という。）を受ける場合においては、当該外国子会社の所得に対して課せられる外国の法人税の額のうち当該配当に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額は、当該配当につき内国法人が納付した外国の法人税の額とみなして、前項の規定を適用する。ただし、当該内国法人が、命令の定めるところにより、その納付したものとみなされる当該外国の法人税に相当する金額を、その配当を受ける日の属する事業年度の所得の計算上、益金に算入した場合に限る。

第十一條中「施行地にある資産又は事業」を「施行地に源泉がある所得」に改める。

第十二條第二項中「又は証券投資信託」を、「証券投資信託又は第二条第二項に規定する信託」に改める。

第十三條から第十五條までを削り、第十三條の四を第十五條とし、第十二條の三を第十四條とし、第十二條の二第三項中「事業年度分の法人税額」の下に、「退職年金積立金に対する法人税額」を加え、同条を

第十三條とし、第十二條の次に次の一条を加える。

（退職年金積立金の計算）

第十二條の二 退職年金業務を行なう法人の各事業年度の退職年金積立金は、当該事業年度の退職年金積立金の月数（当該事業年度の中途において第二条第二項に規定する信託又は保険の業務を廃止した場合に、当該事業年度の開始の日からその廃止の日までの期間の月数）を乗じたものを十二分して計算した金額による。

退職年金業務を行なう法人が合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人の事業年度の中途においてなされ、かつ、その合併後存続する法人が被合併法人の有する第二条第二項に規定する信託又は保険の業務を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日の属する事業年度の退職年金積立金は、前項の規定にかかわらず、その合併後存続する法人の当該事業年度の開始の時ににおける退職年金積立金額と、その合併後存続する法人が当該合併により被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る当該合併の時ににおける退職年金積立金額にその合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月数で除した金額との合計額にその合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

金額は、退職年金業務を行なう法人の各事業年度の開始の時（前項に規定する被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る当該合併の時ににおける退職年金積立金額については、当該合併の時。以下本項において同じ。）において有する第二条第二項に規定する信託又は保険の各契約につき、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除して計算した金額の合計額による。

一 当該事業年度の開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額で命令で定めるもの（その額のうちに当該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛金の一部に充てるものとして支払を受けた金額がある場合には、その金額に対応する部分の額を除く。）の累積額

二 当該事業年度の開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額で命令で定めるものにつき、命令の定めるところにより、その払込みの時から当該事業年度の開始の時までの期間に応じ、当該掛金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額

三 当該事業年度の開始の時までに当該契約に基づいて支給された退職年金及び退職一時金の額（当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額のうちに当該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛金の一部に充てるものとして支払を受けた金額

がある場合には、その金額に対応する部分の額を除く。）の累積額

四 当該事業年度の開始の時までに当該契約に基づいて支給された退職年金及び退職一時金の額につき、命令の定めるところにより、その支給の時から当該事業年度の開始の時までの期間に応じ、当該契約に係る掛金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額

第一号及び第二号の月数は、曆に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

前各項に規定するもののほか、退職年金積立金の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十六條第二項中「第四十二條」を「退職年金積立金に対する法人税額、第四十二條」に改め、「市町村民税」の下に「（退職年金積立金に対する法人税に係る道府県民税及び市町村民税を除く。）」を加える。

第十七條第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 各事業年度の退職年金積立金の千分の十二

業を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から二箇月を経過した日の前日と当該事業を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。以下第二十一條第一項において同じ。）を、「所得金額」の下に「（退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下第二十一條までにおいて同じ。）」を、「当該所得の下に」（退職年金業務を行なう法人にあつては、所得及び退職年金積立金。以下第二十一條までにおいて同じ。）を加え、「申告書を提出できない」を「申告書（第一條第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第四十六條の五に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるに至つたものの提出すべき申告書を除く。以下第二十一條第一項ただし書において同じ。）を提出できない」に改める。

第十九條第九項及び第二十條第四項中「第九條第七項に掲げる法人」の下に「並びに第一條第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第一項に規定する申告書の提出期限内に、第四十六條の五に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるに至つたもの（当該事業を有しないこととなる日前に既に当該申告書を提出したものを除く。）」を加える。

第二十二條の二第一項中「第七條第五項を「第七條第六項」に改め、「その税額があるときは」を削り、「当該事業年度の所得金額及び当該所得」を「当該事業年度の所得金額（退

第一類第五号 大蔵委員會議録第七号

昭和三十七年二月七日

七

七

七

職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金の額を含む。以下次項において同じ。及び当該所得（退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金を含む。以下次項において同じ。）に改め、同条第三項中「第一項の」を「納付すべき」に改める。

第二十二条の三第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

第二十四条第一項中「記載した所得金額」の下に「退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下次項及び次条において同じ。」を加える。

第二十六条第五項第一号及び第六項中「法人税額」の下に「退職年金積立金に対する法人税額を除く。」を加える。

第二十六条の三第一項中「規定により」の下に「各事業年度の所得に対する」を加え、「その法人税額」を「当該事業年度の所得に対する法人税額」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は、第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第四十六条の五に規定する納税管理人の申告をなさないのでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるものの当該事業を有しないこととなる日の属する事業年度の所得に対する法人税及び当該事業年度前の事業年度の所得に対する法人税で第一項の規定による徴収の猶予を申請したものについて、同日において未納のものについては、これを適用しない。

第二十六条の四第一項及び第六項中「第十八条第八項又は第二十一条第四項」を「第十八条又は第二十一条」に改める。

第二十六条の七第一項中「当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同条第二項中「当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度」を「当該外国の法人税の額のうち当該事業年度に、外国の法人税の額その他を」に改める。

第二十六条の九第一項及び第二項中「第十二条の三第一項、第十二条の四第一項」を「第十四条第一項、第十五条第一項」に改める。

第三十一条の四第一項中「第十二条」を「第十五条」に改める。

第三十五条第一項及び第七項中「第四十六条の三第四項」を「第四十六条の三第三項」に改める。

第四十六条の三第一項を次のように改める。

法人税の納税地は、左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

- 一 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 外国法人 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる場所
- イ この法律の施行地に第一条第四項各号に掲げる事業を有する場合 当該事業の所在地（当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業の所在地）

ロ イに該当する場合を除き、この法律の施行地に所得税法第一条第三項第八号に掲げる所得の基因たる資産を有する場合 当該資産の所在地（当該資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

ハ イ及びロに該当しない場合 第一条第三項第一号に掲げる所得の基因たる資産の所在地その他の命令で定める場所

第四十六条の三第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に改め、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第四十八条第一項中「申告をなすべき法人税の下に」若しくは「第二十二条の二第一項の規定により申告をなすべき退職年金積立金に対する法人税」を加える。

第四十八条の二中「又は第二十二条の五第一項」を「若しくは第二十二条の五第一項」に、「申告書又は当該各号に規定する」を「申告書又は第二十二条の二第一項の規定による申告書」でその提出により申告をなすべき退職年金積立金に対する法人税があるものを当該に改める。

第四十九条第一号中「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものを含む」を「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものを含むものとし、退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除くものとする。」に改める。

第五十二条を削る。

附則
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度分の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第一条第三項第二号（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第三項第三号に掲げる生命保険契約に基づき受ける年金、同項第五号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業の所得及び同項第七号に掲げる所得並びに同項第九項後段の規定に係る所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定並びに新法第一条第三項第二号の規定に係る新法第五条の四第一項及び第十條第一項の規定は、昭和三十一年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用し、同日以前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

4 新法第五条の四第一項（新法第一条第四項第二号又は第三号に掲げる事業を有する外国法人の新法

5 新法第七条第五項、第十八条第一項、第十九条第九項、第二十条第二十六條の三第三項の規定は、昭和三十一年七月一日以後にこれらの規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、同日以前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6 新法第十条の三第一項並びに第二十六條の七第一項及び第二項の規定は、新法第十条の三第一項に規定する外国の法人税（以下「外国の法人税」という。）で、その額の計算の基礎となる同項に規定する外国から生じた所得（以下「外国の所得」という。）が生じた日又は当該外国の所得が生じた期間の末日が法人の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度に属するものについて適用し、外国の法人税で、その額の計算の基礎となつた外国の所得が生じた日又は当該外国の所得が生じた期間の末日が法人の同月一日前に終了した事業年度に属するものについては、なお従前の例による。

第五條の四第一項に規定する当該事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得以外の所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定及び新法第五条の四第一項の規定に係る新法第十条第一項の規定は、昭和三十一年七月一日以後に支払を受けるべき当該所得について適用し、同日以前に支払を受けるべき当該所得については、なお従前の例による。

第五條の四第一項に規定する当該事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得以外の所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定及び新法第五条の四第一項の規定に係る新法第十条第一項の規定は、昭和三十一年七月一日以後に支払を受けるべき当該所得について適用し、同日以前に支払を受けるべき当該所得については、なお従前の例による。

7 新法第十条の第三項の規定は、法人が昭和三十七年四月一日以後に終了する事業年度において同項に規定する外国子会社からの利益の配当又は剰余金の分配（当該法人が当該外国子会社の所在地において当該利益の配当又は剰余金の分配のほか当該法人の他の所得を含めて法人税に相当する税を課される場合には、その税額の計算の基礎となる所得の生じた期間の末日が同月一日以後に終了する事業年度に属するときにおける当該利益の配当又は剰余金の分配）を受ける場合について適用する。

11 この法律の施行前にした法人税に係る違反行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、法人税について、所得税及び法人税を通ずる退職年金に関する税制の整備を図るための措置として退職年金に関する信託又は保険の業務を行なう法人の退職年金積立金につき課税を行なうこととするともに、外国税額控除制度の拡充及び外国法人に対する課税の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

8 新法第四十六條の三の規定は、昭和三十七年四月一日から適用し、同日前における法人税の納税地については、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第四十六條の三第二項前段の規定による申告によりその納税地が定められていた外国法人については、その納税地として定められている場所は、当該外国法人の新法第四十六條の三第一項の規定による納税地とみなす。ただし、当該外国法人が新法第四十六條の三第一項の規定による納税地によりたい旨を当該場所の所轄税務署長に届け出たときは、その届出があつた日以後は、この限りでない。

い、よう、脳専売法を廃止する法律案

い、よう、脳専売法を廃止する法律案（昭和二十四年法律第百十三号）は、廃止する。

附則

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（施行日前に納付された粗製しより腦等の収納に係る経過規定）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された旧しより、脳専売法（以下「旧法」という。）第一条第二項又は第六項に規定する粗製しより腦又はしより腦原油（以下「粗製しより腦等」という。）の収納価格並びに鑑定及び再鑑定については、なお従前の例による。

（施行日前に販売した粗製しより腦等の代金の延納等に係る経過規定）
第三条 施行日前に日本専売公社（以下「公社」という。）が販売した粗製しより腦等については、旧法第十六條及び第十七條の規定は、なおその効力を有する。
（罰則に係る経過規定）
第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧法の違反事件に係る経過規定）
第五条 旧法の違反事件については、旧法第二十八條の規定は、なおその効力を有する。
（交付金の交付）
第六条 公社は、昭和三十七年度において、旧法第七條第一項又は第三十六年度中に粗製しより腦等を製造した者及び当該製造した者の組織する団体で政令で定めるものに対し、粗製しより腦等の製造事業の合理化のための資金その他粗製しより腦等に係る専売事業の廃止に伴つて必要となる資金を補うため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金の交付を受けようとする者は、公社に対し、施行日から二月以内に、政令で定めるところにより、当該交付金に係る交付申請書を提出しなければならない。

3 公社は、特にやむを得ない理由があるとき、政令で定めるところにより、前項の申請書の提出期限を延期することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の交付金の額の算定の基準及びその交付の方法その他当該交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本専売公社法の一部改正）
第七条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「しより、脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）」を削る。

第二十七條第一項第一号から第四号まで及び第六号中「粗製しより腦及びしより腦原油」と及び「粗製しより腦」に改め、同項第七号中「しより、脳専売法」を削る。

第四十三條の十一中「粗製しより腦の三勘定」と及び「粗製しより腦の二勘定」に改める。
第四十三條の二十四第一項中「粗製しより腦第五十五條第一項又はしより、脳専売法第二十八條第一項」と及び「粗製しより腦第五十五條第一項」に改める。
第四十五條第一項第一号中「粗製しより腦及びしより、脳専売法」と及び「粗製しより腦」に改める。
（日本専売公社法の一部改正に伴う経過規定）

第八条 公社は、前条の規定による改正後の日本専売公社法の規定にかかわらず、附則第六條第一項の交付金の交付に関する業務のほか、施行日から一年以内で政令で定める日までは、粗製しより腦等に係る買入れ、販売その他の政令で定める義務を行なうことができる。

2 公社は、施行日以後に粗製しより腦等を販売する場合において、その買受人がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、現実な担保を徴し、四月以内の延納の特約をすることができ

3 昭和三十七年度における公社の損益計算は、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三條の十一の規定にかかわらず、たばこ、塩及びしより腦の三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

4 旧法第二十八條第一項（附則第五條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十八條第一項を含む。）において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定に基づく通告の処分により納付される金銭及び物品については、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三條の二十四の規定の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）
第九条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次の

のよう改正する。

第十七条第一項の表中専売事業

臨時しより脳 大蔵大臣の諮問に應じて、粗製しより脳及びしより脳原料に係る専売事業の廃止に伴う経過措置について調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

附則第四項中「昭和三十八年三月三十一日までを「昭和三十八年三月三十一日まで、臨時しより脳事業審議會は昭和三十七年九月三十日まで」に改める。

第十條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「かん水、粗製しより脳及びしより脳油」及び「かん水」に改める。

第十一條第一項第一号中「ゴム、」を「しより脳、ゴム、」に改め、同項第三号中「及び粗製しより脳」を削る。

理由

最近におけるしより脳専売事業の事情にかんがみ、しより脳専売法を廃止することとし、あわせてこれに伴う経過措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外國為替銀行法の一部を改正する法律案

外國為替銀行法の一部を改正する法律

外國為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように

審議會の項の次に次のように加える。

改正する。

第九條の次に次の七條を加える。

（債券の発行）

第九條の二 外國為替銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。）の合計金額の五倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

（債券の借換発行の特例）

第九條の三 外國為替銀行は、その発行した債券の借換えのため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

（債券発行の届出）

第九條の四 外國為替銀行は、債券を発行しようとするときは、そのつど、その金額及び条件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十八條（既存の社債に未払込みのある場合の社債発行の制限）の規定は、外國為替銀行が債券を発行する場合については適用しない。

（債券の発行方法、登記等）

第九條の五 外國為替銀行が債券を

発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 外國為替銀行の発行する債券は、無記名とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3 外國為替銀行は、債券を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 外國為替銀行の商号

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

6 商法第三百五條第一項（社債の登記）の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7 外國為替銀行は、売出しの方法により債券を発行しようとするときに、左の事項を公告しなければならない。

一 売出期間

二 債券の総額

三 数回に分けて債券の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8 外國為替銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

9 外國為替銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。）を登記すれば足りる。

10 外國為替銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。ただし、その総額の償還があつたときはその登記をし、かつ、毎年三月末におけるその償還を終わらない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11 売出しの方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第九十一條第一項第二号（社債の申込み及び引受けを証する書面）の書面に代え、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 売出期間内における売上総額を証する書面

二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12 第九項及び第十項の規定は、外國為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は外國為替銀行でない会社が合併若しくは営業の譲受けにより外國為替銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定に

より登記した債券について準用する。

（債券の消滅時刻）

第九條の六 外國為替銀行が発行する債券の消滅時刻は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

（通貨及証券模造取締法の準用）

第九條の七 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、外國為替銀行が発行する債券の模造について準用する。

（合併異議の催告）

第九條の八 外國為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第百條第一項（合併異議の公告及び催告）の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者又は預金者に対してはすることを要しない。

第十條第一項中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、同條第三項中「移転」を「転移等」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（他業会社への転移等）

第十條の二 外國為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合において、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができ、合併により外國為替銀行及び銀行以外の会社が外國為替銀行

の債券及び預金の債務を承継した
場合も、また同様とする。

2 銀行法第二十條(報告)及び第二
十一條(検査)の規定は、前項に規定
する場合において、外国為替銀行
に係る債券及び預金の債務を完済
するまで、外国為替銀行の業務を
営んでいた会社並びに外国為替銀
行の債券及び預金の債務を承継し
た会社について準用する。

第十一條前段中「第五條(他業の禁
止)の下に」、「第十五條(合併異議の
催告)」を、「第十七條(貯蓄銀行との
合併)」の下に、「第二十六條(他業
会社への転移等)」を加え、同条後段
を削る。

第十六條第四号中「第七條第三項」
の下に「若しくは第十條の「第一項」
を加え、「第二十六條第一項(他業
会社への転移)」を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第六條第一項第十一号ただし書
中「長期信用銀行法」の下に「若ハ
外国為替銀行法」を加える。

理 由

外国為替銀行の資金調達の実情等
にかえりみ、同行の業務の円滑な遂
行に資するため、同行の発行する債
券の発行限度、発行方法等について
規定を設ける必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

昭和三十七年二月十二日印刷

昭和三十七年二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局